

令和3年 第2回

宿毛市議会定例会会議録

令和3年6月15日開会

令和3年6月30日閉会

令和三年第二回宿毛市議会定例会会議録

宿毛市議会事務局

令和3年第2回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (令和3年 6月15日 火曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 議案第1号から議案第14号まで	5
(提案理由の説明)	
市 長	5
散 会 (午前10時18分)	
陳情文書表	8
----- . . ----- . . -----	
第 2 日 (令和3年 6月16日 水曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 3 日 (令和3年 6月17日 木曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 4 日 (令和3年 6月18日 金曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 5 日 (令和3年 6月19日 土曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 6 日 (令和3年 6月20日 日曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 7 日 (令和3年 6月21日 月曜日)	
議事日程	9
本日の会議に付した事件	9
出席議員	9
欠席議員	9
事務局職員出席者	9

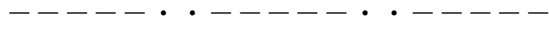
出席要求による出席者	9
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	1 1
1 野々下昌文議員	1 1
健康推進課長	1 1
野々下昌文議員	1 1
健康推進課長	1 1
野々下昌文議員	1 2
健康推進課長	1 2
野々下昌文議員	1 2
健康推進課長	1 2
野々下昌文議員	1 3
健康推進課長	1 3
野々下昌文議員	1 3
健康推進課長	1 3
野々下昌文議員	1 4
福祉事務所長	1 4
野々下昌文議員	1 4
福祉事務所長	1 5
野々下昌文議員	1 5
福祉事務所長	1 5
野々下昌文議員	1 5
市 長	1 6
野々下昌文議員	1 6
市 長	1 7
野々下昌文議員	1 7
市 長	1 8
野々下昌文議員	1 8
市 長	1 8
野々下昌文議員	1 8
市 長	1 8
野々下昌文議員	1 9
福祉事務所長	1 9
野々下昌文議員	1 9
福祉事務所長	2 0
野々下昌文議員	2 0
市 長	2 0

野々下昌文議員	2 0
市 長	2 1
野々下昌文議員	2 1
市 長	2 2
野々下昌文議員	2 2
市 長	2 2
野々下昌文議員	2 3
市 長	2 3
野々下昌文議員	2 3
市 長	2 3
野々下昌文議員	2 4
市 長	2 4
野々下昌文議員	2 4
市 長	2 5
野々下昌文議員	2 5
2 今城 隆議員	2 5
市 長	2 6
今城 隆議員	2 6
市 長	2 6
今城 隆議員	2 6
都市建設課長	2 6
今城 隆議員	2 7
土木課長	2 7
今城 隆議員	2 8
土木課長	2 8
今城 隆議員	2 8
土木課長	2 8
今城 隆議員	2 9
土木課長	2 9
今城 隆議員	2 9
土木課長	2 9
今城 隆議員	2 9
市 長	2 9
今城 隆議員	3 0
市 長	3 0
今城 隆議員	3 1
土木課長	3 1

今城 隆議員	3 1
市 長	3 1
今城 隆議員	3 2
市 長	3 2
今城 隆議員	3 3
土木課長	3 3
今城 隆議員	3 3
土木課長	3 3
今城 隆議員	3 3
土木課長	3 4
今城 隆議員	3 4
市 長	3 4
今城 隆議員	3 4
市 長	3 4
今城 隆議員	3 4
土木課長	3 4
今城 隆議員	3 5
産業振興課長	3 5
今城 隆議員	3 5
産業振興課長	3 5
今城 隆議員	3 5
産業振興課長	3 5
今城 隆議員	3 5
産業振興課長	3 6
今城 隆議員	3 6
土木課長	3 6
産業振興課長	3 6
今城 隆議員	3 6
市 長	3 7
今城 隆議員	3 8
市 長	3 8
総務課長	3 8
今城 隆議員	3 9
総務課長	3 9
今城 隆議員	3 9
市 長	4 0
今城 隆議員	4 0

総務課長	4 0
今城 隆議員	4 0
市 長	4 0
今城 隆議員	4 1
市 長	4 1
今城 隆議員	4 2
市 長	4 2
今城 隆議員	4 2
市 長	4 3
3 松浦英夫議員	4 3
教 育 長	4 3
松浦英夫議員	4 4
教 育 長	4 4
松浦英夫議員	4 4
教 育 長	4 5
松浦英夫議員	4 5
教 育 長	4 5
松浦英夫議員	4 6
教 育 長	4 6
松浦英夫議員	4 7
教 育 長	4 7
松浦英夫議員	4 8
教 育 長	4 8
松浦英夫議員	4 8
教 育 長	4 8
松浦英夫議員	4 9
教 育 長	4 9
松浦英夫議員	4 9
教育次長兼学校教育課長	4 9
松浦英夫議員	5 0
教育次長兼学校教育課長	5 0
松浦英夫議員	5 0
教育次長兼学校教育課長	5 1
松浦英夫議員	5 1
教育次長兼学校教育課長	5 1
松浦英夫議員	5 1
教育次長兼学校教育課長	5 1

松浦英夫議員	5 2
教育次長兼学校教育課長	5 2
松浦英夫議員	5 2
教育次長兼学校教育課長	5 2
松浦英夫議員	5 2
教育次長兼学校教育課長	5 2
松浦英夫議員	5 3
教育次長兼学校教育課長	5 3
松浦英夫議員	5 3
教 育 長	5 3
松浦英夫議員	5 3
教 育 長	5 4
松浦英夫議員	5 4
市 長	5 5
松浦英夫議員	5 5
市 長	5 5
松浦英夫議員	5 6
市 長	5 6
松浦英夫議員	5 6
市 長	5 7
松浦英夫議員	5 7
市 長	5 8
松浦英夫議員	5 8
4 高倉真弓議員	5 9
市 長	6 0
高倉真弓議員	6 0
健康推進課長	6 0
高倉真弓議員	6 0
市 長	6 1
高倉真弓議員	6 1
市 長	6 2
高倉真弓議員	6 2
市 長	6 2
高倉真弓議員	6 2
副 市 長	6 3
高倉真弓議員	6 3
延 会 (午後4時08分)	



第 8 日（令和 3 年 6 月 2 2 日 火曜日）

議事日程	6 5
本日の会議に付した事件	6 5
出席議員	6 5
欠席議員	6 5
事務局職員出席者	6 5
出席要求による出席者	6 5
開 議（午前 1 0 時 0 0 分）	
○日程第 1 一般質問	6 7
1 山戸 寛議員	6 7
産業振興課長	6 7
山戸 寛議員	6 7
産業振興課長	6 7
山戸 寛議員	6 8
産業振興課長	6 8
山戸 寛議員	6 8
産業振興課長	6 8
山戸 寛議員	6 8
産業振興課長	6 8
山戸 寛議員	6 8
産業振興課長	6 8
山戸 寛議員	6 9
産業振興課長	6 9
山戸 寛議員	6 9
産業振興課長	7 0
山戸 寛議員	7 0
産業振興課長	7 0
山戸 寛議員	7 0
産業振興課長	7 1
山戸 寛議員	7 1
産業振興課長	7 1
山戸 寛議員	7 1
産業振興課長	7 1
山戸 寛議員	7 1
産業振興課長	7 2
山戸 寛議員	7 2

	産業振興課長	7 2
	山戸 寛議員	7 2
	産業振興課長	7 3
	山戸 寛議員	7 3
	産業振興課長	7 3
	山戸 寛議員	7 3
	市 長	7 4
	山戸 寛議員	7 4
	市 長	7 4
	山戸 寛議員	7 5
2	川村三千代議員	7 5
	市 長	7 6
	川村三千代議員	7 6
	市 長	7 7
	川村三千代議員	7 7
	市 長	7 8
	川村三千代議員	7 8
	市 長	7 9
	川村三千代議員	7 9
	市 長	8 0
	川村三千代議員	8 1
	市 長	8 1
	川村三千代議員	8 2
	市 長	8 3
	川村三千代議員	8 4
	市 長	8 5
	川村三千代議員	8 6
	市 長	8 7
	川村三千代議員	8 8
3	川田栄子議員	8 8
	市 長	8 9
	総務課長	8 9
	川田栄子議員	8 9
	総務課長	8 9
	川田栄子議員	9 0
	総務課長	9 0
	川田栄子議員	9 0

総務課長	9 0
川田栄子議員	9 1
総務課長	9 1
川田栄子議員	9 1
総務課長	9 1
川田栄子議員	9 1
総務課長	9 2
川田栄子議員	9 2
総務課長	9 3
川田栄子議員	9 3
教育次長兼学校教育課長	9 4
川田栄子議員	9 4
教育次長兼学校教育課長	9 6
川田栄子議員	9 6
教育次長兼学校教育課長	9 7
市 長	9 8
川田栄子議員	9 8
健康推進課長	9 8
川田栄子議員	9 9
教 育 長	9 9
川田栄子議員	9 9
健康推進課長	1 0 0
川田栄子議員	1 0 0
市 長	1 0 1
川田栄子議員	1 0 1
教 育 長	1 0 1
川田栄子議員	1 0 2
教 育 長	1 0 2
川田栄子議員	1 0 2
教育次長兼学校教育課長	1 0 3
川田栄子議員	1 0 3
教 育 長	1 0 3
川田栄子議員	1 0 3
教 育 長	1 0 3
川田栄子議員	1 0 3
4 堀 景議員	1 0 4
教 育 長	1 0 4

堀 景議員	104
教育長	105
堀 景議員	105
市長	105
堀 景議員	105
長寿政策課長	106
堀 景議員	106
市長	106
堀 景議員	106
市長	107
堀 景議員	107
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	107
堀 景議員	108
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	108
堀 景議員	108
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	108
堀 景議員	109
散 会 (午後 3時 6分)	

----- . . . -----

第 9日 (令和3年 6月23日 水曜日)

議事日程	111
本日の会議に付した事件	111
出席議員	111
欠席議員	111
事務局職員出席者	111
出席要求による出席者	111
開 議 (午前10時25分)	
○日程第1 議案第1号から議案第14号まで	113
質疑	113
1 三木健正議員	113
市民課長	113
三木健正議員	113
市民課長	113
三木健正議員	113
市民課長	114
三木健正議員	114
福祉事務所長	114

三木健正議員	1 1 5
福祉事務所長	1 1 5
三木健正議員	1 1 5
産業振興課長	1 1 6
三木健正議員	1 1 6
産業振興課長	1 1 6
三木健正議員	1 1 6
商工観光課長	1 1 7
三木健正議員	1 1 7
商工観光課長	1 1 7
三木健正議員	1 1 7
商工観光課長	1 1 7
三木健正議員	1 1 8
2 岡崎利久議員	1 1 8
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 1 8
岡崎利久議員	1 1 9
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 1 9
岡崎利久議員	1 1 9
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	1 1 9
岡崎利久議員	1 1 9
3 松浦英夫議員	1 1 9
危機管理課長	1 1 9
松浦英夫議員	1 2 0
危機管理課長	1 2 0
松浦英夫議員	1 2 0
土木課長	1 2 0
松浦英夫議員	1 2 1
商工観光課長	1 2 1
松浦英夫議員	1 2 1
散 会（午前11時16分）	
議案付託表	1 2 3

----- . . ----- . . -----
第10日（令和3年 6月24日 木曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第11日（令和3年 6月25日 金曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第12日（令和3年 6月26日 土曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第13日（令和3年 6月27日 日曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第14日（令和3年 6月28日 月曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第15日（令和3年 6月29日 火曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第16日（令和3年 6月30日 水曜日）

議事日程	125
本日の会議に付した事件	125
出席議員	125
欠席議員	125
事務局職員出席者	125
出席要求による出席者	126
開 議（午前10時00分）	
○日程第1 議案第1号から議案第14号まで	127
（議案第1号）	
討論・表決	127
（議案第2号から議案第14号まで）	
委員長報告	
予算決算常任委員長	127
総務文教常任委員長	129
産業厚生常任委員長	130
質疑・討論・表決	131
○日程第2 陳情第13号	131
委員長報告	
産業厚生常任委員長	132
質疑・討論・表決	132
○日程第3 委員会調査について	132
継続調査	132
○日程第4 意見書案第1号及び意見書案第2号	132
（提案理由の説明）	
松浦英夫議員	133
今城 隆議員	133
質疑	133
委員会付託省略	
（意見書案第1号）	

討論	1 3 4
今城 隆議員（賛成）	1 3 4
表決	1 3 4
（意見書案第 2 号）	
討論・表決	1 3 5
○日程追加 決議案第 1 号	1 3 5
（提案理由の説明）	
山戸 寛議員	1 3 5
質疑	1 3 6
（一身上の弁明）	
川田栄子議員	1 3 6
委員会付託省略	1 3 6
討論	1 3 6
野々下昌文議員（賛成）	1 3 7
表決	1 3 7
（閉会挨拶）	
市 長	1 3 7
閉 会（午前 1 1 時 5 5 分）	
委員会審査報告書	1 4 0
陳情審査報告書	1 4 3
閉会中の継続調査申出書	1 4 4
意見書案第 1 号	1 4 7
意見書案第 2 号	1 4 9
決議案第 1 号	1 5 1

----- ● ● ----- ● ● -----

付 録

一般質問通告表	付一 1
議決結果一覧表	付一 6
議 案	付一 6
陳 情	付一 7

令和3年
第2回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（令和3年6月15日 火曜日）

午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○諸般の報告

第3 議案第1号から議案第14号まで

議案第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 2号 令和3年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 3号 宿毛市空き家活用移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4号 宿毛市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 宿毛市国民宿舎条例の一部を改正する条例について

議案第10号 宿毛市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第11号 宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について

議案第12号 指定管理者の指定について

議案第13号 工事請負契約の締結について

議案第14号 工事請負契約の締結について

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第14号まで

3 出席議員（13名）

1 番	今 城	隆 君	2 番	堀	景 君
3 番	三 木	健 正 君	4 番	川 田	栄 子 君
5 番	川 村	三千代 君	7 番	高 倉	真 弓 君
8 番	山 上	庄 一 君	9 番	山 戸	寛 君
10 番	岡 崎	利 久 君	11 番	野々下	昌 文 君
12 番	松 浦	英 夫 君	13 番	寺 田	公 一 君
14 番	濱 田	陸 紀 君			

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈 良 和 美 君
議事係長	桑 原 美 穂 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	桑 原 一 君
危機管理課長	上 村 秀 生 君
市 民 課 長	中 山 佳 久 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君
会計管理者兼 会 計 課 長	佐 藤 恵 介 君
健康推進課長	松 田 まなみ 君
長寿政策課長	谷 本 裕 子 君
環 境 課 長	谷 本 和 哉 君
人権推進課長	山 戸 達 朗 君
産業振興課長	岩 本 敬 二 君
商工観光課長	長 山 敏 昭 君
土 木 課 長	澤 田 英 典 君
都市建設課長	小 島 裕 史 君
福祉事務所長	河 原 志加子 君
水 道 課 長	川 島 義 之 君

教 育 長	鎌 田 勇 人 君
教 育 次 長 兼	和 田 克 哉 君
学 校 教 育 課 長	
生 涯 学 習 課 長	
兼 宿 毛 文 教	岡 本 武 君
セ ン タ ー 所 長	
学 校 給 食	平 井 建 一 君
セ ン タ ー 所 長	
選 挙 管 理 委 員 会	児 島 厚 臣 君
事 務 局 長	

----- . . ----- . . -----
午前10時00分開会

○議長（寺田公一君） これより令和3年第2回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において堀 景君及び三木健正君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月30日までの16日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月30日までの16日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

去る5月26日に開催されました第97回全国市議会議長会定期総会において、高倉真弓君、山上庄一君、山戸 寛君が、議員10年以上の一般表彰を受けられました。本席から、多年にわたり地方議会に貢献されましたその功績と名誉に対し、衷心よりお祝いを申し上げます。

本日までに陳情1件を受理いたしました。

よって、お手元に配付しております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、6月8日付をもって、令和2年度宿毛市清掃公社事業実績報告書及び決算書並びに監査報告書、令和3年度宿毛市清掃公社事業計画及び予算書が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

会議規則第62条第2項の規定により、一般

質問の通告の期限を本日午後3時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

本日は、令和3年第2回宿毛市議会定例会に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど、議長からも報告がありましたように、全国市議会議長会定期総会におきまして、高倉真弓議員、山上庄一議員、山戸 寛議員が、議員10年以上の一般表彰を受けられました栄誉に対しまして、心からお祝いを申し上げますとともに、ますますの御活躍を祈念いたします。

報告事項の説明に入ります前に、6月2日に報道のありました、本市から派遣しております幡多西部消防組合職員が、電子計算機使用詐欺などの容疑で逮捕されるという事件が発生いたしました。

本来、市民の生命と財産を守るべき立場の職員が逮捕されたことは、痛恨の極みであり、派遣元の市長といたしまして、被害を受けられた方々に心からおわびを申し上げますとともに、市民の皆様にも多大なる御迷惑と御心配をおかけいたしましたことを、深く陳謝をいたします。

次に、本市における新型コロナウイルスワクチン接種の状況について、御報告いたします。

65歳以上の高齢者へのワクチン接種については、昨日現在で1回目を終えた方は76.1%となっており、予定どおり7月中には希望

する高齢者の方に、2回の接種を終える予定となっております。

また、64歳以下の方へのワクチン接種についても、順次、実施できるよう、速やかに準備を進めてまいります。

それでは、報告事項につきまして、御説明申し上げます。

報告第1号及び第2号は、令和2年度予算の繰越明許費の報告についてでございます。

報告第1号は、令和2年度宿毛市一般会計予算繰越明許費としまして、宿毛市新庁舎議場システム整備事業ほか42事業、総額3億1,558万4,000円を、そして、報告第2号は、令和2年度宿毛市下水道事業特別会計予算繰越明許費といたしまして、ストックマネジメント事業ほか1事業、総額7,559万5,000円を、それぞれ繰越計算書のとおり、令和3年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告申し上げるものでございます。

報告第3号は、令和2年度宿毛市一般会計予算事故繰越しの報告についてでございます。

令和元年度から令和2年度へ繰り越しておりました地方道整備事業ほか2事業につきまして、新型コロナウイルスの感染拡大による影響に伴い、資材調達及び人員の確保に支障を来したことや、災害復旧工事の急増による資材不足及び周辺地区との調整に不測の日数を要したため、総額1億7,932万2,000円を繰越計算書のとおり、令和3年度に事故繰越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、御報告申し上げます。

次に、令和2年度の各会計の決算状況につきまして、お手元に配付しております資料を基に、その概要を御説明申し上げます。

一般会計では、実質収支は、約3億2,381万円の黒字決算となり、剰余金のうち、2億

円を財政調整基金に積立てをいたしました。

特別会計では、介護保険事業、後期高齢者医療の2会計が黒字決算となっております。今後も給食センターなど、大型の建設事業が控えておりますので、引き続き、適正で効率的な行財政運営を推進してまいります。

議員の皆様方におかれましては、今後とも、より一層の御支援御協力を賜りますようお願い申し上げます。報告事項の説明とさせていただきます。

○議長（寺田公一君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第14号まで」の14議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

議案第1号は、令和3年9月30日をもって任期満了となる人権擁護委員につきまして、新たに1名の方を人権擁護委員候補者として推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

議案第2号は、「令和3年度宿毛市一般会計補正予算」でございます。

総額で5億5,496万2,000円を追加しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、国庫支出金2億1,363万2,000円、県支出金2,049万9,000円、基金繰入金2億9,393万1,000円となっております。

一方、歳出で増額する主なものは、国の第3次補正予算を活用した新型コロナウイルス対策事業といたしまして、総務費でマイナンバーカード交付率向上事業9,137万7,000円、

商工費でコロナ対策事業者月次支援金8,520万円を計上しております。

また、本年度事業として採択された災害復旧事業として、災害復旧費で豪雨災害復旧工事費2億6,575万2,000円を計上しております。

議案第3号は、「宿毛市空き家活用移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、宿毛市への移住定住を促進することを目的に設置しております、宿毛市空き家移住定住促進住宅につきまして、新たに1軒の住宅の整備が完了しましたので、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第4号は、「宿毛市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、地方税法施行規則の一部を改正する省令により、地方税関係書類への押印を不要とする改正が行われたことから、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第5号は、「宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者に対しまして国民健康保険税の減免を行うために、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第6号は、「宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第7号は、「宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第8号は、「宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、議案第5号同様、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者に対して介護保険料の減免を行うために、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第9号は、「宿毛市国民宿舎条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中で、より安定的な事業継続を図るため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第10号は、「宿毛市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第11号は、「宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、大深浦に所在する宿毛運動公園テニスコートを有料公園施設から除外し、無料公園施設として一般開放するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第12号は、「指定管理者の指定について」でございます。

内容につきましては、土佐くろしお鉄道株式

会社を土佐くろしお鉄道宿毛線平田駅駅舎の指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第13号及び議案第14号は、「工事請負契約の締結について」でございます。

内容は、市内2か所に整備する津波避難タワーにつきまして、6月7日に実施しました一般競争入札により、契約の相手方及び契約金額が決定しましたので、工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（寺田公一君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月16日から6月18日まで休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、6月16日から6月18日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月16日から6月20日までの5日間休会し、6月21日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時18分散会

陳情文書表

令和3年第2回定例会

受理番号	受理年月日	件名	提出者	付託委員会
第13号	令和 3. 5.25	市道二ノ宮野地線の拡幅を 求める陳情書	団体	産業厚生

上記のとおり付託いたします。

令和3年6月15日

宿毛市議会議長 寺田 公一

令和3年
第2回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（令和3年6月21日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君
14番 濱 田 陸 紀 君	

----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈 良 和 美 君
議事係 長	桑 原 美 穂 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	桑 原 一 君
危機管理課長	上 村 秀 生 君
市 民 課 長	中 山 佳 久 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君

会計管理者兼 会計課長	佐藤 恵介 君
健康推進課長	松田 まなみ 君
長寿政策課長	谷本 裕子 君
環境課長	谷本 和哉 君
人権推進課長	山戸 達朗 君
産業振興課長	岩本 敬二 君
商工観光課長	長山 敏昭 君
土木課長	澤田 英典 君
都市建設課長	小島 裕史 君
福祉事務所長	河原 志加子 君
水道課長	川島 義之 君
教育長	鎌田 勇人 君
教育次長兼 学校教育課長	和田 克哉 君
生涯学習課長 兼 宿毛文教 センター所長	岡本 武 君
学校給食 センター所長	平井 建一 君
選挙管理委員会 事務局長補佐	埜々下 哲広 君

----- . . ----- . . -----

午前10時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 改めまして、皆さんおはようございます。

久しぶりの質問で、少し緊張しておりますが、議長より御指名いただきましたので、早速一般質問をさせていただきたいと思っております。

私が質問するのは、大枠で、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

まずはじめに、昨年から続く新型コロナウイルス感染症により、亡くなられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、感染された皆様には、心からお見舞い申し上げます。また、職場の第一線で対応に当たられている医療従事者、保健師、ソーシャルワーカー、また職員の皆様方には、心から敬意を表させていただきます。

それでは、質問に入ります。

はじめに、本市のワクチンの接種状況について伺います。

感染収束の決め手と位置づけられているワクチン接種であります。本市では、臨時接種会場フジ宿毛店敷地内と、個別接種会場、大井田病院、筒井病院、聖ヶ丘病院の計4か所でございます。

高齢者の接種が行われております。

議会初日に、市長から高齢者の76.1%の方が、既に1回目の接種を終えており、7月中には、高齢者への2回目の接種を終えるとの報告がございました。

申込当初、電話がつながりにくい等の問題があったとお聞きしておりますが、おおむね順調に接種が行われているものと思っております。

そこで、それぞれの接種状況についてお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 11番、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、現在、65歳以上の高齢者を対象に、宿毛市臨時診療所が行う集団接種と、大井田病院、筒井病院、聖ヶ丘病院で個別接種を併用して実施しています。

6月18日現在の接種の状況としましては、集団接種で3,772人、個別接種で2,331人となっており、1回以上の接種を終えた方は、合計で6,103人となっております。

また、これまでに2回の接種が終了している沖の島地区の方、並びに医療従事者及び高齢者施設等の従事者のうち、65歳以上の方が184人おられますので、それらを合わせますと、本市における65歳以上の高齢者の現時点での接種率は、78.7%となっております。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 各接種会場とも、スムーズに進んでおり、副反応の話はなかったのですが、そういう話も聞いておりませんので、ないということであろうと思っております。安心しております。

次に、少し振り返った質問になりますが、先日、濱田県知事が県下の自治体は全て7月末までに高齢者の接種を終えることができると発言をしておりました。当初、私どもの調査では、どうしても8月に入ってしまうというところが4市町あったように思いますが、本市はどのような条件で高齢者接種が終えるのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、11番、野々下議員の御質問にお答えいた

します。

65歳以上の高齢者の接種につきましては、現時点での集団接種と個別接種の予約状況から、予約をした方が全て接種できるものとして、接種率を算出しますと、本市が目標としている80%の接種率に達していること。また、新規の予約申込がほとんどない状況となっていることから、希望する高齢者の受付は、ほぼできているものと考えられるため、予定どおり7月中には2回の接種が終了できる見通しとなっております。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 高齢者の方々の80%が、2回接種を終えるということでございます。本当にスムーズにいらっているということで、安心をいたしております。

次に、基礎疾患のある方たちへの優先接種について伺います。

厚生労働省は、基礎疾患のある方は、事前にかかりつけ医に相談の上、ワクチン接種を受けるかどうか決め、基礎疾患の確認は予診票による本人の自己申告と、接種前の予診で行うとされており、診断書等の提出は求めないとなっております。

ここへきて、厚生労働省は、基礎疾患のある方もない方も、同時並行で打ってよいとの方針変更も行われております。

本市は、基礎疾患のある方への優先接種はどのように考えているのか。また、優先接種を行うのであれば、どのような接種体制で行うのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 64歳以下の方への接種につきましては、予約受付の混雑を避けるため、7月上旬から年齢層を2回に分けて、接種券の発送を行い、8月上旬から1回目の接種をはじめ、9月中旬には、希望する全

ての方が接種を終えることができるよう、計画しております。

その中でも、基礎疾患のある方は、医療従事者、高齢者に次ぐ接種順位であるため、基礎疾患のある方の予約を先行して受け付ける期間を設けるようにしております。

また、基礎疾患を有する者であるかについては、本人が予診票の質問事項に対象疾患を記載することで確認し、診断書等の証明書を必要とするものではありませんので、先行予約受付における確認体制としましても、そのような説明を行い、本人の申出により、予約を受け付けることといたします。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 自己申告で受付をするという内容でございます。基礎疾患のある方に関しては、2週間、専属で受付を行うということですので、了解いたしました。

次に、基礎疾患がある方の中の障害を持たれている方への案内について、お伺いをいたします。

基礎疾患のある方の中には、視覚障害のある方、また聴覚障害のある方、またその両方に障害のある方をはじめ、重度心身障害の方たちも含まれます。

先日、テレビで視覚障害の方への案内状に、点字の案内がなく、接種日が分からなかったといったニュースが流されておりました。

このようなことがないようにしなくてはなりません。一人も残らず、確実に案内が届くことが必要であろうかと思います。

本市の取組について、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 11番、野々下議員の御質問にお答えします。

視力障害や聴力障害の方への特別な案内文書は送付しておりませんが、障害を持ちながら在

宅生活をされている方は、日頃から家族の支援や、何らかのサービスを受けながら生活をされておられる方が多いのではないかと認識しております。

希望する全ての方にワクチン接種を受けていただくため、障害のあるなしにかかわらず、予約の方法が分からないなどの理由等でお困りの方に対しては、今後、各地区の民生委員や居宅介護支援事業所等に御協力いただきながら、ワクチン接種についての支援を受けられるよう、お願いしてまいりたいと考えております。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 障害のある方は、近くの地域の方たちの力も借りて、連絡をきちっとしていくということでございます。

本人に伝わらないことがあったりした後で、問題になったということになりかねませんので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

次に、65歳以上高齢者の7月末までのワクチン接種状況により、その他の方たちへの優先接種、自治体独自の判断で決めることができることになっております。

本市は、先日、保育園の職員、小中学校の教員への優先接種がテレビで報道されました。今後、64歳以下の方たちへの接種体制について、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、11番、野々下議員の御質問にお答えいたします。

今後の接種体制につきましては、住民接種全体の接種計画に影響が出ない範囲で日程の調整を行い、医師等の確保もできましたので、市民の皆様にも安心して生活を送っていただけるように、本市独自の優先接種を計画いたしました。

対象は、子供や高齢者等と直接関わり、生活

を支えている職種の方を優先することとし、接種の期間は6月下旬から8月上旬までに2回の接種を終える計画としております。

なお、その他64歳以下の方への接種につきましては、先ほどと重複いたしますが、7月上旬から2回に分けて接種券の発送を行い、8月上旬から接種を始め、9月中旬には2回の接種を終える体制となっております。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 独自の優先接種を行った上で、9月には宿毛市全体の接種が終わるということでございます。非常にスムーズにしているのではないかと思います。

このワクチンの問題の最後ですが、市民のコロナワクチン接種希望者の接種が終わる見込みはいつになるか、今お伺いしましたけれども、その後、終了宣言以降に接種希望者があった場合の対応について、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、11番、野々下議員の御質問にお答えいたします。

本市のワクチン接種希望者への接種終了時期は、9月中旬を予定しております。

重複いたしますが、64歳以下の方を対象とした接種につきましては、7月上旬から案内文書を同封した接種券を発送するとともに、広報7月号においても、予約方法等の周知を行います。

希望する全ての方が接種できるように、十分な予約枠を準備しており、2回の接種が9月中旬で終了できる見込みです。

ただし、身体的な状態等の理由など、様々な事情により、本市が計画する接種計画の期間中に2回の接種が完了できない方や、新たに対象年齢となられる方など、9月以降に接種を希望する方への対応につきましては、何らかの方法

で接種を受けることができる機会の確保に努めてまいります。

なお、現時点で国から示されているワクチン接種の期間は、令和4年2月28日までとされていますが、ワクチンの有効期限や、取扱上の制限があるため、9月以降につきましては、本市単独で接種体制を構築することは困難な状況にありますので、今後、国が示す指針に基づき、対応してまいりたいと考えております。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 9月中旬で大体、希望される方は終了するというのですが、必ず出ると思うのです。家族に勧められたり、子供から受けなさいと言われてたり、考えていたら、やっぱり受けておこうかということが必ず起きてくると思います。そういう人が何人か出てくると思いますので、その部分、国からまだ指針が示されていないということです。十分にその辺り、国との連携をとりながら、接種体制をつくっていただきたいと思います。

続いて、大きな2項目、コロナ禍での生活困窮者への支援策について、お伺いをいたします。

緊急小口総合支援金の貸付件数、また貸付額についてお伺いをいたします。

長期化するコロナ禍は、これまで生活基準が弱い家庭や、個人、これまで安定した生活を送っていた方々を含め、生活が困窮する事態となってきております。

そのため、生活困窮者の生活支援として、緊急小口資金・総合支援資金が特例で貸し付けられております。

公明党は、この特例貸付を借り切ってもなお、厳しい状況にある方への支援の在り方を速やかに検討するよう、主張してまいりました。

結果、厚労省は総合支援資金の1世帯当たりの限度額を、最大60万円増額し、総合支援金と緊急小口資金で、最大200万円まで借りら

れるようになりました。

この特例貸付は、コロナ禍の影響により失業された方も対象となっております。緊急小口資金、また総合支援資金の返済免除要件については、令和3年度、または令和4年度において、借受人と世帯主が住民税非課税であることと確認できた場合、一括免除とするということが決められております。

そこで、現在までの緊急小口資金・総合支援資金のそれぞれの貸付件数・貸付額について、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 福祉事務所長、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

コロナ禍における特例貸付制度には、緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合に利用する緊急小口資金として最大20万円、また緊急小口資金の利用後も、日常生活の維持が困難である世帯に対して、生活再建までに必要となる費用の貸付を行う総合支援資金として、最大60万円の利用ができて、この総合支援資金を利用しても、状況が改善されない場合は、延長、再貸付の制度があり、それぞれ最大60万円を利用できることとなっております。合計額として最大200万円の利用ができております。

この制度の始まった令和2年4月から令和3年6月5日時点での利用件数と貸付額は、緊急小口資金が190件の3,283万円、総合支援資金105件の5,515万円、延長分が46件の2,435万円、再貸付分が22件、1,185万円で、総件数が363件の、合計額が1億2,418万円となっております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） コロナ禍により、1年そこそこでこのような数字となっております。

す。本市の市民の方々が、非常に厳しい経済状況に追い込まれていることがうかがえる数値であろうかと思えます。

次に、新たな生活困窮者への支援策について、お伺いをいたします。

5月28日、政府は、9都道府県への緊急事態宣言を6月20日まで延長する決定に合わせて、一定の条件を満たす生活困窮世帯に、3か月で最大30万円の新たな支援金を支給することが発表され、現在の生活、雇用の特例的な支援策も期限を延長されることが決まっております。

そこで、この新たな支援策の内容、本市の対象者、また申請予定者について、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 今期定例会に補正予算を計上させていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴いまして、既に総合支援資金の再貸付は終了するなど、さらなる特例貸付を利用できない世帯に対し、就労による自立を図るために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金といたしまして、3か月間の給付を行います。

申請の受付につきましては、7月1日から8月末までの期間となっており、一月の支給額は、単身世帯で6万円、2人世帯で8万円、3人以上の世帯で10万円となっておりまして、本市における支援金の給付対象世帯は22世帯を見込んでおります。

以上です。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 所長からお話ありましたけれども、緊急小口資金・総合支援資金の貸付が限度額に達し、これ以上の支援が受けられない世帯が対象であるということで、新たな就労や、生活保護に移行するまでの支援策で、

受付は8月末までということでした。

これに併せて、雇用調整助成金も、特例措置が6月から7月末にまで継続となったということですので、対象になる方は、ぜひ利用していただきたいと思えます。

次に、住居確保給付金について伺います。

住まい、生活の重要な基盤であり、全世代型社会保障の基盤であります新型コロナウイルスの急増、また長期化により、家賃や住宅ローンに悩む人が多くなってきております。

本市における住居確保給付金の申請状況について、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 住居確保給付金の申請状況について、お答えいたします。

令和2年4月から令和3年6月15日までに、22件の申請があり、うち18件が支給決定となっております。総支給額は163万9,600円となっております。

住居確保給付金につきましては、6月末までの受付となっておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大が長期化する中で、受付期間を9月末までに延長することが閣議決定されております。

本市といたしましても、相談者お一人お一人の実情に応じて、引き続き、必要な支援につながるよう、関係機関と連携を図ってまいりたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 住居、住むところがないというのは、非常に生活の重要な基盤でありますので、丁寧な対応をよろしくお願いいたします。

続いて、大きな項目、ヤングケアラーの対策について、お伺いをいたします。

皆さんも最近のニュースや新聞で触れられた

こともあると思いますが、ヤングケアラー、病気の親の世話や、家事などで追われる18歳未満の子供をヤングケアラーと呼びます。

このたび、政府による初の全国調査により、実態が明らかになっております。調査は、公立中学校と全日制高校の2年生や、通信制高校の生徒らを対象に、厚生労働省と文部科学省が、昨年12月から今年1月にかけて行っております。

その結果、中学校2年生の約17人に1人、5.7%、高校2年生では、24人に1人、4.1%が、世話をする家族がいると回答しております。

世話の内容は、祖父母の身体介護、兄弟の保育園への送迎や、料理や掃除、洗濯など、家事全般を一人で担うといった、手伝いと呼べる範囲を超えたものが多く、世話をする頻度では、ほぼ毎日が、中学2年生で45.1%、高校2年生で47.6%にのぼり、中学2年生、高校2年生共、平日1日平均で約4時間を世話に費やしており、約1割は7時間以上と答えております。

これでは勉強はもちろん、クラブ活動や友人と遊ぶことも難しく、身体への影響も心配される状態であります。

調査結果では、今ある状態は、しんどいと、生徒の声が非常に悲痛に聞こえてまいります。

さらに深刻なのは、4割近くが自らをヤングケアラーだと自覚できていないことであり、ひとり親世帯のため、本人が世話を当たり前と思っていたり、過度な負担を強いていることに、親が気づいていないといった要因が指摘されております。

ヤングケアラーの問題が、これまで表面化しなかったものの一つは、こうした背景があったからではないかと思われます。

この調査結果を見て、本市でも調査を急ぐ必

要があるかと思えます。まず、本市の現状認識について、伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） おはようございます。

11番野々下議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

現在までに、宿毛市といたしまして、ヤングケアラーについての実態調査は実施しておりませんが、支援が必要と思われる家庭に対し、切れ目ない支援を包括的に継続していくための機関であります要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協にてケース管理していく中で、ヤングケアラーの定義であります、本来、大人が担うと想定されている家事や、家族の世話などを日常的に行っていることによりまして、子供自身のやりたいことができないなど、子供自身の権利が守られていないと思われる18歳未満の子供は、現在の管理ケースにはおりませんが、家事や幼い兄弟の世話の多くを担っている子供や、保護者の情緒の不安定さにさらされている、そんな児童がいる実態については、承知をしているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 市長から答弁がありました。本市では、調査は行っていないけれども、いろいろ複数の状況から考えて、ヤングケアラーと思われる子供たちもいるというふうにかがえるということでございます。

国の調査内容から考えると、表面化せずに隠れてしまっていることも考えられます。このパーセントからいうと、まだ少ないような気がしますので、ぜひとも宿毛市でも調査を行っていただきたいと思えます。

次に、既に厚労省、また文科省により、5月17日、ヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチーム報

告として、早期発見、把握、支援策の推進、社会的認知度の向上の3項目を挙げられております。

今後、取り組むべき施策が挙げられております。

本市の今後の取組について、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本市の取組といたしましては、身近な相談機関として、地域の全ての子供やその家庭、及び妊産婦等の多種多様な相談に対応することを目的に、昨年度より子ども家庭総合支援拠点を設置いたしております。

そして、地域の関係機関を結ぶ連携体制強化に努めてきたところでございます。

また、この拠点は、要保護児童対策地域協議会の調整機関の機能も担っておりますことから、協議会構成機関である児童相談所をはじめ、警察、社会福祉協議会、医師会、教育機関等21機関との連携の、さらなる充実に取り組んでいるところでございます。

そのような中、子ども家庭総合支援拠点にあります家庭児童相談室には、放課後支援している子供が、友達と一緒に話に来たり、支援中の保護者が相談や顔を見せに立ち寄ってきてくれることがあります。家庭児童相談員や、子ども家庭支援員が、子供や保護者の気持ちに寄り添い、耳を傾けることで、学校や家庭での出来事や、思いを話してくれる場所となっているところでございます。

子供が話す内容や表情、しぐさなどから、気がかりなことがある場合は、スクールソーシャルワーカーが教育機関等と情報を密に共有をいたしまして、教育機関での児童の支援や、家庭訪問等によりまして、保護者への支援を実施しているといったところでございます。

ヤングケアラーは、本来、守られるべき子供の健康を守る権利、教育を受ける権利、育つ権利など、子供らしく生きる権利が守られていない可能性があると考えられます。

また、先ほど、野々下議員が御指摘されたとおり、家庭内での問題であることなどから、表面化しにくい、そういった課題でもあります。

今後も子供の権利と命を守るため、子供に関わる支援者が、ささいな子供の言葉やしぐさから異変に気づけるよう、研修への参加や、情報の共有を図るとともに、関係機関との連携を密にし、切れ目のない支援の継続に取り組んでいきたい、そのように考えているところでございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 切れ目のない支援を丁寧に続けていくということでございますので、よろしく願いをしておきたいと思っております。

続いて、大きい項目、災害に強いまちづくりについて、質問いたします。

この季節になると、本市に甚大な被害をもたらした、災害救助法が適用され、激甚災害指定を受けた平成30年7月豪雨が思い起こされます。

コロナ禍にあっても、甚大化する風水害や、切迫する南海トラフ巨大地震への対策は、待ったなしであります。

国では、2021年度から防災・減災国土強靱化のための5か年加速化対策が始まります。

これを受けて、本年3月、本市においても、宿毛市国土強靱化地域計画が策定されております。

防災・減災への取組を進め、災害に強いまちづくりをするためには、それぞれの地域にどのようなリスクがあるのか、それを市民が十分に理解をすることが重要であり、行政からの正確で的確な情報発信が不可欠であると考えます。

市民の生活、生命・財産、社会経済機能を守

り、生活を支えるために、大変重要な計画がつくられたと思って、期待をしております。

計画策定の趣旨や、位置づけについてお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

国においては、平成25年12月に施行された、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づき、国土強靱化基本計画を策定し、大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する強さとしなやかさを備えた国土、経済社会システムの構築を推進しているところでございます。

本市におきましても、いかなる大規模自然災害が発生しても、市民の命を守り、地域・経済社会に致命的な被害を負わず、迅速な復旧・復興が可能となる、強靱な宿毛市の構築に向けて、強靱化に関する施策を計画的に推進することを目的といたしました宿毛市国土強靱化地域計画を、令和3年3月に策定をいたしました。

本計画の位置づけといたしましては、高知県強靱化計画及び宿毛市の行政運営全般の指針となる宿毛市振興計画との調和を図りながら、分野別の強靱化に関する部分については、本市が有する様々な計画等の指針としての性格を有するものとなっているところでございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 位置づけとしては、振興計画と同等の計画として、各種計画の上位に位置するものと受け止めました。

次に、計画の推進について伺います。

直面する大規模災害のリスク等を考えると、本市の強靱化、総合的また計画的に推進することは、市民の生命や財産を守るとともに、地域の経済成長にもつながる、大変重要なものと認識をしておりますが、計画の推進について、お

伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本計画では、まず、想定されるリスクに対し、どういった弱みがあるかを評価し、起きてはならない最悪の事態と、それを回避するための事前に備えるべき目標を設定しているところでございます。

この設定した目標に基づき、様々な事業を実施し、市の強靱化に取り組むいたします。

また、これらの事業については、国や県の補助金や交付金を活用し、効果的に強靱化を推進します。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 災害に対する地域のリスク、脆弱性に対して、対応、計画を明確にして、実行していくということですので、確実な取組をお願いをいたします。

国のほうでは、今年から始まる防災・減災国土強靱化のための5か年加速化対策について、当初予算は組み込まれていなかったと思いますが、今後、本市としてどのような手順で取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策によりまして、国や県から支援される交付金、補助金や、宿毛市国土強靱化地域計画に基づき実施される事業は、多岐にわたっておりまして、全てをお示しすることはできませんが、一例を申し上げさせていただきますと、市道改良事業、鳥獣被害対策事業、住宅耐震化事業、そして空き家対策総合支援事業、さらに学校施設環境改善事業などがあります。

分野ごとに様々な事業がありまして、交付金や補助金を所管する省庁も様々なところでござ

います。

支援される交付金や補助金の中には、国における令和3年度予算において、重点的に取り組まれるものもありますので、今後もこのような補助金等を効果的に活用いたしまして、事業実施をしまいたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 宿毛市の国土強靱化の対策が策定されたのが、3月29日だったと思います。3月議会が終わってからだったと思いますので、この計画への予算というのではなくて、この計画は包括的な計画で、その中に、分野ごとにそれぞれの予算がついていると、そういう取組をしていくということでございます。

災害に強いまちづくりのことで気になることがあって、今後の取組として一言申し上げておきたいのは、本市は、必ず起きるといわれる巨大地震、その津波による被害想定は示されております。

復興計画は示されていないわけでありまして、多くの自治体で復興計画への取組がなされております。本市においても、あらゆる災害に対する復興計画を時系列で、明確にしておく必要があるかと思っております。今後の取組として、指摘をしておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、避難行動要支援者の個別計画について、お伺いをいたします。

近年、激甚化する自然災害では、高齢者や障害者などが逃げ遅れ、犠牲になる、痛ましいケースが後を絶ちません。

避難行動要支援者は、要支援者ごとの避難方法や、避難先、助ける人を明記したもので、民生委員や自治体、福祉関係者の協力を得ながら、作成をしてきたと思っております。

消防庁によると、2019年6月時点で、要支援者名簿を作成した市町村は全体の98.9%に達するものの、個別計画を作成済の市町村は12.1%、一部作成中は50.1%ということになります。

本市の現状と課題について、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 個別計画作成における本市の状況について、お答えいたします。

要支援者数は461名となっておりまして、そのうち385名、83.5%の方に個別計画の作成における同意をいただいておりますが、計画作成済の方は、64名、13.9%にとどまっております。

これまで避難を手助けする支援者不足や、個人情報取り扱いなどの問題により、思うように作業が進んでおりませんが、今後につきましては、作成済みの地区の取組をモデルとして、多くの地区に展開していけるよう、引き続き、地区、民生委員、自主防災組織等との関係機関と連携を図りながら、取り組んでまいります。

以上です。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 作成できている人は非常に少ない。13%余りということでございます。ぜひ地域の皆さんと協力しながら、お願いしたいと思います。

次に、要支援者を支える最終的な取組として、救助計画を立てていくのも、救助をしていただくのも、自治区の区長や、また民生委員であったり、地域の方たちになります。

この方たちとの連携が非常に重要となるわけです。その方たちとのコンセンサスがとれているのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 野々下議員のおっしゃいますように、災害発生時におきましては、日頃から要支援者の実情を知る地区長や、民生委員、地域の方々との協力が欠かせないと考えております。

地域との連携といたしましては、地区長連合会におきましては、防災特別委員会を立ち上げ、個別支援計画作成の取組に、地区長連合会の立場で御協力をいただいております。

また、民生児童委員協議会におきましては、声かけや安否確認、避難誘導など、災害発生時に迅速な行動ができるよう、令和元年12月に、独自の災害対策指針を作成して取り組んでいたところではあります。

そのほかにも、地域の自主的な取組といたしまして、地域支え合い推進員で構成されたさわやか協議体において、個別支援計画につながる、ささえあい安心カードを作成する取組が行われております。

本市といたしましては、引き続き、地区長連合会、民生児童委員協議会、さわやか協議体との会員の皆様とのコンセンサスを図りながら、取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 地区長連合会の方たち、また民生委員の方たち、地域の方というのは、非常に前向きに取り組んでいただいているということでございます。

これからも連携を強化して、一人でも多くの方の計画作成をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、避難行動要支援者の避難支援は、これまで地域住民の善意に頼ってきたわけですが、今回の法改正で、個別避難計画の作成が努力義務化されたことによって、要支援者を支える体制強化につながろうかと思っております。

また、作成が円滑に進むように、要支援者の状況を把握しているケアマネジャーや、相談支援専門員など、福祉専門職などの連携強化も、この法改正でうたわれております。

本市の福祉専門職との取組について、連携について、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本市における個別計画の作成につきましては、先ほど、所長の答弁のとおり、全体として思うように進んでいないという現状があります。

そこで、日頃から要支援者の方々との関りがあり、顔見知りでもあるケアマネジャーや、相談支援専門員と連携をとることで、円滑に計画作成を進めていけるのではないかと考えているところがございます。

また、具体的な個別計画の中身の検討におきましても、要支援者の身体状況や、特性を熟知し、日頃から高齢者や障害者のケアに携わる専門家の方々の助言は非常に有効であると認識をしております。

地域の方々との連携に加えまして、必要に応じて、要支援者の実情を知る専門家の協力も仰ぎながら、個別計画の作成を推進してまいりたいと考えているところがございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 要支援者の方が一番よく分かっている方たち、専門員でありケアマネジャーの方たちでございますので、力を借りながら、早急に作成を進めていただきたいと思います。

次に、女性の視点を生かす防災対策についてでございます。

これまでの大規模災害における避難所運営では、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されていないことが問題視されてまいりました。

本市の男女共同参画社会においても、地域防

災における男女共同参画の推進は、重点施策となつて示されております。

以前にも一度、震災後であったと思いますが、指摘をしたことがあります、明確に記された部分がありませんので、再度指摘をしておきたいと思ひます。

災害時の避難所運営におきましては、男女共同参画の視点で配慮すべきことは重要になってきます。

例えば、男女別トイレ、更衣室、盗難対策、避難所の整備や乳幼児、高齢者、障害者、病人、女性のニーズの把握や女性物の物資を支給する際の配慮等、他項目に及ぶわけではありますが、防災対策に女性の視点を生かすことは、子供や高齢者、障害者など、災害弱者の視点を生かすことにもつながるため、着実に実行すべきと考えます。

そこで、本市の防災協議会へ参加する女性の人数、また今後の取組について、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

女性の視点を生かす防災対策についての御質問にお答えをさせていただきます。

東日本大震災では、多くの避難所でプライバシーが守れないことや、女性用物資が不足するなど、女性のニーズが反映されていないことが浮き彫りとなったところでございます。

この教訓を踏まえまして、国においては、東日本大震災以降、防災基本計画に女性をはじめとした多様な視点が反映されるよう努めることについて、明記されているところでございます。

本市の地域防災計画におきましても、東日本大震災以降、計画の改定を重ねる中で、防災会議の委員の任命や、自主防災組織の育成、避難所の運営などにおいて、女性の参画を推進する

ことを明記をしているところでございます。

本市の防災会議委員につきましては、平成23年度までは女性委員がいないといった体制でありましたが、当時、質問議員の御提案も受ける中で、平成24年度以降は、女性管理職や保育園長、保健師など、3名から4名の女性委員を任命するようにしているところでございます。

今後の取組といたしましては、大規模災害時の住民主体の避難所運営に備え、地域に対しまして、様々な方に配慮した避難所運営マニュアルの提案や、訓練の支援を引き続き実施していく中で、女性の参画や登用など、日頃からの女性の視点を取り込んだ防災対策の啓発に努めていくとともに、宿毛市避難所運営マニュアルにおきましても、女性参画の具体的内容を盛り込んでいくようにしたいと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） よろしくお伺いしたいと思ひます。

続いて、5項目めのゼロカーボンシティ宣言について、お伺いをいたします。

令和2年10月26日に、全国において、菅総理大臣の所信表明の中で、2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにする。すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言をいたしております。

宣言自治体を少し調べてみますと、本年6月16日時点で408自治体がゼロカーボンシティ宣言を行っており、本県においては高知県が、昨年12月、四万十市は本年3月に、同じように宣言をしております。

多くのところで、国が基準とする2050年を目指しての宣言であります。

本市は、本年4月6日に、中平市長が204

0ゼロカーボンシティへの取組を宣言をいたしました。2040年まで、あと19年しかございません。実行に当たっては難題も多く、容易なことではないと感じます。

本市には、地球温暖化対策実行計画がありますが、平成31年から平成35年度の計画とされており、行政側のみの実行計画が本市では示されておりますが、市全体の実行計画は示されておられません。

そこで、目標を10年短縮し、2040カーボンシティ宣言とした市長の決意をお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、ゼロカーボンシティについて、御説明をさせていただきたいと思っております。

ゼロカーボンシティとは、2050年までにCO₂排出量を実質ゼロにすることを旨を公表した地方公共団体のことを示します。

また、CO₂排出量の実質ゼロとは、経済活動などで排出されるCO₂の量と、森林などCO₂吸収源が、除去するCO₂の均衡を達成することを示しているところでございます。

私がゼロカーボンシティ宣言を行った背景には、世界各国各地での異常気象の発生、また日本国内におきましても、集中豪雨や台風の巨大化など、地球温暖化に起因するとされる自然災害が頻発、激甚化しておりまして、本市におきましても、平成30年7月豪雨において、時間雨量108ミリ、3時間で263ミリの雨量を記録するなど、これまで経験したことのない記録的大雨に見舞われまして、甚大な被害が発生したところでございます。

住民の生命や財産の危機、そして自然環境や生態系への悪影響など、人類の生存基盤を根本から揺るがす気候危機というべき、極めて深刻

な事態となっていることを受けまして、地球温暖化対策に早急かつ真摯に取組を行い、本市の豊かな自然や、生態系を次の代、子や孫の代、次代につなげていかななくてはなりません。

この考えのもと、2018年のICPP特別報告書による2050年までに、CO₂の実質排出量ゼロにすることが必要とされている目標年度を10年間短縮をいたしまして、2040年までにCO₂排出量の実質ゼロを目指すゼロカーボンシティを宣言したものでございます。

今後は、住民や事業者の方々とともに、チームすくもとして、CO₂排出量の実質ゼロ化の実現に向けた取組を推進していきたいと考えているところで、既に取り組はスタートをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 市長から、チームすくもとして、市民や事業者の方たちと力を合わせて、このゼロカーボンシティに取り組んでいくという決意をお伺いいたしました。

次に、ゼロカーボンシティに取り組むロードマップについて、お伺いをいたします。

国の打ち出す達成目標2050年よりも、10年も短いスパンでの達成を宣言したわけですが、2040年までのロードマップはできているのか、取組についてお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

2040年までの具体的なロードマップにつきましては、現在、国や県のいろいろな協力も得る中で、現在、作成中ではありますが、本市のCO₂排出量や、森林等の吸収源による除去量、そして今後の自然エネルギーの導入などを勘案する中で、ゼロカーボンの達成状況を算出をさせていただきました。

そうすると、国の達成目標である2050年を待つことなく、CO₂排出量の実質ゼロ化が達成できる見込みとなりました。

市として、CO₂排出量を抑制するための取組を、さらに推進することによりまして、2040年にはCO₂排出量の実質ゼロ化が達成できるものだと考えさせていただきまして、今回、宣言をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 具体的なロードマップはできていないが、今、作成中である。できてないけれども、ロードマップとしては見込みがあるということでした。

次に、市民の皆様とのコンセンサスについて伺います。

市民の協力はもちろん、市内民間業者の協力も重要になってくると思いますが、コンセンサス、それぞれの企業、市民とのコンセンサス、とれているのかどうか伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

ゼロカーボンを実現するためには、市民や企業の方々の協力は必要不可欠であると認識しているところで、当然でございます。

現在、市では、宿毛市地球温暖化対策実行計画、事務・事業編を作成いたしまして、令和5年度を目標年度として、CO₂排出量を抑制するための、様々な取組を実施しておりますが、今後、宿毛市地球温暖化対策実行計画、区域施策編を作成をしていく中で、市民の皆様や、企業、事業主の方々とCO₂排出量の実質ゼロ化を目指す取組を進めていきたい、そのように考えているところでございます。

しっかりと御理解をさせていただいて、一緒になって取組を進めていきたいと考えているとこ

ろでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 市民や企業の皆様と同じ思いになって、一つになっていかなくてもいけないということが一番だと思いますので、そういう取組をしていただきたいと思います。

続いて、市民を先導する意味で、市が率先して事業を進めていかなければならないと思いますが、どのように考えておられるのか、伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

現在、計画をしている脱炭素に向けた主な取組、施策といたしましては、一つとして、公共施設の太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入。また、2つ目といたしまして、公共施設のLED化による省エネ推進。3つ目といたしまして、公用車のハイブリッド及びEV化の促進。4つ目といたしまして、徒歩、自転車利用による近隣移動の推進。5つ目といたしまして、昼食時の職員による車利用の抑制。6つ目といたしまして、地域公共交通の利用促進。7つ目といたしまして、宿毛市地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定。8つ目といたしまして、電動自転車購入補助による2次交通の利便性の向上の、この8事業となっているところでございます。

このうち、昼食時の職員による車利用の抑制に関しましては、週1回以上、昼食時の自動車利用を制限することによりまして、ガソリン消費量の削減につなげるといった取組となります。

また、毎月20日は、エコ通勤日といたしまして、可能な範囲で通勤手段を自家用車やバイクから、徒歩や自転車、そして公共交通機関に切り換えをいたしまして、CO₂排出量の削減

を図るとともに、職員の地球温暖化対策に対する意識の向上にも努めているところでございます。

今後もCO₂排出抑制につながる様々な施策を、市全体で取り組んでいきたい、そのように思っておりますし、マスコミ等の報道でもあるように、大変、今、地球温暖化だけでなく、環境問題に対して、いろいろな取組がなされているところでございます。

以前は、スーパーにいくと、コンビニもそうですが、必ずビニール袋をつけていただいておりますが、こちらのほうも有料化になって、一時は市民の方々も混乱されたのではないかなと思います。現在、行っていただいているように、スムーズにエコバッグ等を持参して、買物をされている、そういった社会に変わってまいりました。

いろいろなことが変わっていく変換期においては、混乱もするかと思いますが、しっかりと説明をする中で、御理解をいただき、一緒になって、チームすくもで取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） るる説明ございました。8つの事業で、この施策に取り組んでいくというところでございますが、中に、電動アシスト付自転車、再質問をさせていただきたいと思いますが、推進の話がございました。非常に市長の得意分野だと思います。

安くても、電動アシスト付自転車、10万円前後いたします。誰でもが買える値段ではありません。その補助ということがありましたけれども、これは普及してするために、どのような取組をしていくのか、施策を考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まだ予算化しておりませんので、これから予算化に向けて取組をしていきたい、そして、当然、議員の皆様方に御説明をし、承認といえますか、認めていただきたい、そのように考えているところでございますが、もう既に、数年前から電動付自転車、四国内であれば今治市であるとか、それからあと、関西方面に行けば、守山市であるとか、いろいろな取組をされているところの先進事例もございますので、そちらのほうもしっかりと勉強をさせていただいているところでございます。

また、アシスト付電動自転車、当然、高価なものになっているところでございますが、移動手段として、自転車として購入を考えると少し高価ですが、逆にその分、車を乗らないというふうに考えると、非常に安価な、安いものとなります。

どういったふうな使い方にするかによっては、非常に経済的にも助かる、そういった乗り物になるかと思っておりますので、その辺りもしっかりと調べて、市民の皆様方に御理解をいただく中で、こういった補助制度も構築をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 先進事例も勉強しながら取り組んでいくということでございます。

続いて、国のグリーン成長戦略の中に、30年代半ばまでに、新車販売は電気自動車にするというところでございます。

先ほど、EVやハイブリッドの話ありましたが、本市の公用車の電動化については、どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

現在、市役所の全体で100台以上の公用車があるところがございますが、電気自動車の導入は、現在はできていないといった状況でございます。

過去には、平成23年から5年間、リース契約を結んだ車として、1台の導入実績がございますが、価格や走行距離、充電施設の整備などといった問題から、再リースはしなかったといった経緯がございます。

しかしながら、脱炭素社会の実現を目指すためには、市としても、ガソリン車よりも、環境に優しい電気自動車等への切り換え、転換が、当然必要になると考えておりますので、今後は電気自動車の導入も、当然視野に入れながら、前向きに検討していかなければならないと考えております。

これも先ほど言いました変革期、まさに今、ガソリン自動車からハイブリッド、それから今度は電気自動車というふうに変わりつつあります。

世界的な動向を見る中で、蓄電池の開発というのが、電気自動車にも非常に欠かせないものとなっております。そういった開発も、目まぐるしいスピードで、現在、進んでいるところでございます。

1回の充電による走行距離も、どんどん伸びているところでございまして、以前、宿毛市でも導入しておりましたが、その頃は、1度の充電で走る走行距離が非常に短いということもございました。そういった中で、当時のいろいろな課題が、日々解決された、新しいテクノロジーを積んだ電気自動車が出てきているものというふうに認識をしているところでございまして、こちらについても、しっかりと世の中といたしますか、そういった動向も見ながら、また公用車

として、モデル的な取組も必要だと思っておりますので、できるだけ早い段階で導入をしていきたい、このように思っております。

国によっては、新車の販売を、ガソリン車、いついつまでにはストップさせるとかといった動きも出てきておりますので、当然、そういった動向も見ながら、日本として、どういう動きをするのかということにも注視をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 大変丁寧な御答弁ありがとうございます。

現在は、公用車に関してはないということで、今後、モデル的な事業として取り組んでいきたいというところでございます。

このゼロカーボンシティ、宣言をした限りは、達成しなくてはなりません。私たち公明党といたしましても、最重要の課題で取り組んでまいりまして、今までも何度も各大臣に要望もし、取組をしてきたところでございますので、私たちといたしましても、全力で応援をしてまいりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（寺田公一君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時10分 休憩

----- . . ----- . . -----

午前11時20分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 1番、今城です。今回もよろしく願いいたします。

途中で昼にかかるとはかもしれませんが、できるだけ昼の部分まで、いい時間で終わるようにしてみたいと思います。

まず、最初の質問。小深浦高台移転とアクセス道整備、そして冠水対策について伺っていきます。

まず、県施設の高台移転について伺います。

県土木、海上保安署、警察署などが、移転は随時行っていくことになろうと思いますが、それぞれの移転スケジュールについてお聞きします。

よろしくお願いします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今城議会の一般質問にお答えをさせていただきます。

私たちが、聞いた話等もございしますが、高台移転の計画についてでございます。宿毛警察署、幡多土木事務所宿毛事務所、宿毛海上保安署の3機関は、平成31年2月から3月にかけて、高台移転を表明をしているところでございます。

各機関の移転スケジュールにつきましては、宿毛警察署と幡多土木事務所宿毛事務所が、令和6年度に、宿毛海上保安署は、令和7年度に庁舎移転を計画していると聞いているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） それに移転完了という形でよろしいでしょうか。予定として。ということは、着工が1年前ぐらいの感じで捉えてよろしいのでしょうか。もう一回、確認させてください。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 申し訳ございません。通告ではそこまで聞いておりませんでしたので、細かいスケジュールについては、確認ができていないところでございます。

必要であれば、後日また、県とか、それぞれのところに電話をかけて確認をしておきたいと思えます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） また確認しておいてください。

宿毛警察署については、令和5年から6年にかけて、建設工事が始まって、令和6年8月に運用開始という資料は頂いておりますが、あとは私も分かりません。

次の質問です。

県施設、海上保安署は国の施設ですね。それぞれの土地売渡予定価格と共同利用部分について、施設整備費が2月県議会で決定したと思われれます。県交付金の説明を求めます。土地売却価格と施設整備費について、県交付金の説明をお願いします。

○議長（寺田公一君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、各機関への用地売却について、お答えします。

高台造成工事により整備した敷地、約3.3ヘクタールのうち、宿毛市が使用する庁舎や保育園、ヘリポート、職員駐車場等の占める割合は74%、宿毛警察署が12%、幡多土木事務所宿毛事務所が9%、宿毛海上保安署が5%となります。

土地売却費については、売却地の土地評価額を基に算定したのではなく、整備に要した用地費、補償費、設計費、工事費等の事業費を面積案分に応じて負担していただくこととしております。

国の機関の宿毛海上保安署につきましては、予算執行に係る手順により、今月下旬に予算が正式決定されると伺っておりますが、用地面積は1,562.85平方メートル、用地費は5,499万9,018円。単価は、1平方メートル当たり3万5,190円を予定されております。

県の機関である宿毛警察署につきましては、用地面積が4,110.99平方メートル、負

担額は1億4,466万2,000円。単価は、宿毛海上保安署と同じ、1平方メートル当たり3万5,190円です。

県の場合、負担額を用地費で一括計上しておらず、各施設が共有使用する道路、調整池等と用地部に分けて予算計上しており、道路、調整池等に係る費用負担分は、高台移転施設整備事業費交付金として、1,427万2,000円。用地購入費として、1億3,039万円の、計1億4,466万2,000円が計上されております。

予算を2つに分けている理由は、各施設が共有使用する道路、調整池等については、宿毛市の所有管理となることから、県の所有とならない用地に係る費用を用地購入費と区分し、宿毛市への交付金として予算計上されているものです。

次に、幡多土木事務所宿毛事務所につきましては、用地面積が2,986.8平方メートル、負担額は1億510万3,000円、単価は同じく1平方メートル当たり3万5,190円です。

宿毛事務所も宿毛警察署と同じく、道路、調整池等と用地分に分けて予算計上しており、道路、調整池等に係る費用負担分は、高台移転施設整備事業費交付金として、1,036万9,000円、用地購入費として9,473万4,000円の計1億510万3,000円が計上されております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 土地購入費等によって、随分、宿毛に戻ってくるという感じがつかめました。

先ほど言ってくれましたが、移転の基本合意ができていたのは、平成31年あたりに、もう各所決まっていたということで、自分も設計書

の、平成31年度分に敷地の設計ができていたので、基本合意がこの辺でできていたのかなということが合致しましたので納得しました。

県土木から聞いたことで、この辺りの確認を言っておきます。

平成29年から市役所の呼びかけで、各関係機関が集まり、津波対策に対する調査対応の意見交換がなされてきたと。最終判断は、各機関が行ったので、ほかの機関については、合意できた日付は分からないけれども、県土木は平成31年に決定しましたという返事は聞いていたところでした。了解しました。

次の質問にいきます。

次に、アクセス道かさ上げなどの整備区間について、伺います。これ、前回に引き続きになりますが。

庁舎建設審議会答申に基づいて、当初、市民に示した堤防かさ上げ、それとそれに沿った県道整備、そして市が県に要望した高台入り口までの120メートルかさ上げ延長については、どうなっているのか。ダブるところはありますが、前回に引き続き、確認させてください。お願いします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、今城議員の質問にお答えします。

新庁舎へのアクセス道となる県道宿毛城辺線の整備区間についてですが、県の計画では、錦口の橋がかかっているところから、旧マシュールがあったところまでの区間について、かさ上げた与市明川の堤防に沿う形で、新たな道を整備する計画となっており、そこから新庁舎の入り口付近までのかさ上げについて、県へ要望しておりました。

現在、高知県による県道宿毛城辺線の道路整備と、与市明川、錦川の堤防整備、そして宿毛市が事業主体となる内水対策としてのポンプ整

備が計画され、事業を実施しているところです。

なお、旧マシユール付近から新庁舎の入り口付近までの約120メートルについては、現道沿線の住宅等との高低差を考慮する中でのかさ上げを要望しておりました。

この要望区間については、既に、約40センチのかさ上げ工事が完了しており、当初の計画と大きく異なるものではありません。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ここが、まず前回、自分も、図面も持っていませんでしたので、審議会の文言に基づいて、それでいいのかという、認識の違いが、議会で交わされたと認識しています。

今の話では、現時点で当初の市の要望どおりに、120メートルのかさ上げ工事は完了しているということによろしいでしょうか。

加えて質問します。

この区間外にもアクセス道整備計画があるならば、そのことについての説明を求めます。

よろしくをお願いします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、今城議員の質問にお答えします。

現在、実施しています県道宿毛城辺線と、与市明川の整備以外に、市庁舎へのアクセス道路としての整備計画はあるかという御質問ですが、現在、計画している路線としまして、宿毛排水機場、片島中学校前のポンプ場ですが、その付近から県道宿毛城辺線と交わるまでの区間の市道片島西町線について、現道のかさ上げを、県道宿毛城辺線の改良計画に合わせて計画しております。

本路線は、現在、実施設計を進めているところであり、令和3年度内の工事着手を目標としています。

また、平成30年第4回宿毛市議会定例会で

請願が採択された高砂方面から、市道高台1号線へ接続する道路については、現在、高知県へ要望を行っているところであり、引き続き、早期事業化に向けて進めてまいりたいと考えております。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 了解しました。

片島中学校前のポンプ場のところ、片島西町線のかさ上げは、もう計画がなされていると。高砂からのところは、まだ要請中であるということ、まだまだ続いていく可能性があるということですね。了解です。

次に、錦川及び与市明川工事について、伺います。

錦川、与市明川工事の概要と、アクセス道を含む整備スケジュールも確認したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、今城議員の質問にお答えします。

現在、錦地区では、与市明川の洪水氾濫による災害から、生命や財産等を守るため、県が事業主体となり、与市明川や錦川の河川改修工事と、県道宿毛城辺線の道路かさ上げ工事を、本市では、内水排除を目的とした排水ポンプの設置工事を実施しているところです。

工事概要につきましては、与市明川では、約230メートルの堤防築造工事を、錦川では、約340メートルの護岸工事を、県道では、約400メートルの区間で、堤防に沿った形で道路のかさ上げ工事を実施すると聞いております。

これらの工事に併せまして、内水排除の排水ポンプを錦川の両岸に2基ずつ配置することとしております。

今後のスケジュールにつきましては、事業効果を早期に発現できるよう、事業を促進すると、県のほうからは聞いております。

市の内水排除のポンプについては、県の事業進捗に併せ、事業を推進してまいります。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 議会で当初配られた、完成予定の年度が書かれたものがありました。

県事業の与市明川整備が、令和6年度完成、自分の手元にあったものですね。それから、錦川の内水ポンプ設置事業が、市の事業が令和5年度完成予定というふうに書かれていましたが、おおむねこの辺の計画でよろしいのでしょうか。確認させてください。分かる範囲でお願いします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、今城議員の御質問にお答えします。

現在、事業を鋭意進めているところではありますが、現時点で完成スケジュールは決まっていないと、県のほうからお聞きしているところです。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 了解しました。

土木事務所にも確認したけれども、確かに決定していないと。ここに向けて、頑張ってみたいという返事はきています。

ということは、錦川もここに関わってくるので、そこよるということで捉えるということですね。分かりました。

アクセス道の冠水対策については、多くの方々から確認を求められています。そういうことによる、前回も含めての質問です。

初めの、私たちが聞いているのとは違うという感覚が、住民に多かったということになります。私も120メートルの延長というのが、堤防の高さと同じぐらいのところに入っていかのかという印象を持ってしまっていたということが、質問の大きな原因です。

前回質問を受けて、かれこれ10名以上、ま

たぜひ確かめといてということもありましたので、そういう意味では、どちらがどうというか、責任問題というよりも、広報などで整備計画の正確な通知というか、それが住民に知られることというか、知ってもらうことというのは、大事なことだろうと思うということです。

ぜひ、整備計画、こういう形で進めていますという完成予定みたいなもの、完成イメージみたいなものを、ぜひ通知をしていただきたいと思っています。

この辺については、いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、今城議員の御質問にお答えします。

先ほど御説明させていただきましたとおり、120メートルの区間につきましては、当初お示した計画と大きく異なるものではありませんが、このような問合せがありましたら、十分、こちらも御理解していただけるように、しっかりと御説明していきたいと考えております。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 問われたら正確な情報を流すということではなくて、市からのアナウンスを、ぜひお願いしたいと思っております。

そう難しいことではないと思うので、こういう完成予定になりますという、広報などでの通知ができるかどうか、検討していただけますでしょうか。市長に伺います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） なかなか担当課長では答えにくいと思いますので、私から答えさせていただきますと思います。

この案件、かなりほかの議員さんも含めてですが、いろいろと議論してきた案件でございまして、県の事業ということもあって、図面をどこまで皆さん方にお示したかは分かりません

が、数十センチ上がるということも、何度も私も公の場で発言をさせていただいております。

一般市民の方々は、そういった発言、聞く機会がなかったということで、勘違いされることは致し方ないとは思いますが、議員であられる今城議員は、そういったことで、何度となく説明をしてくれていますので、ぜひ御理解いただいた上で、逆に市民の方々に、勘違いすることのないように、お問合せがあった方には御説明をしていただきたくったなという思いがございます。

そういった状況においても、勘違いされるということでございますので、どういったものを、広報といいますが、かなり図面等も複雑になりますので、そういったものをどこまで広報でお知らせをして、それを見た、一般の方々が御理解ができるようなものなのかということも、非常に難しいと思います。

この事業は、県の事業でもございますので、県のほうにも、そういった御意見、議員から頂いたということで御相談はさせていただきたいと思いますが、この場において、このことが、そういった分からない方々に、広報等の紙面をもって御説明できるかどうかというのは、不透明なところが非常にありますので、それをしますということは言えないような状況でございます。

ただ、先ほど担当課長お話ししていただいたように、聞いていただければ、その方が何が分かっているのか、何の部分を疑問に思われているのかということがよく分かると思いますので、そこは的確な資料もございますので、資料、写真等を使って、御説明ができるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひそういった方々には、市役所のほうにっないでいただいたら、御足労はかけますが、丁寧に御説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 何度も言っただけども、それを理解しなかった私が悪いという発言に聞こえました。

これが完成形かと問うています。私は、これが完成形なのか確認すると聞いてただけです。

それから、複雑なので、通知をする意思はないかのように聞こえました。これは簡単なことです。

先ほど資料に見せた400メートルプラス120メートル区間だけでも、図があって、ただいまの40センチかさ上げは達成していますと。その他は、こういう計画でやっていきますと、それで済むんですね。

一人一人の質問に答えていくのと、一気に市民に資料で流すのと、どちらが効果的で、正確な情報が伝わるのか。

もう一度確認します。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 私の言い方が少し感情的にさせたようで、申し訳ございませんでした。

今城議員の話の中で、堤防の高さで市役所の入り口まで、そのままの高さでくるというふうに私は思っていたという発言がございましたので、そういった高さでくるとはなくて、数十センチでくるといってお話をしたので、それは御理解していただきたくったなという思いで発言をしたところでございまして、気に障ったのでございましたら、この場で謝罪をさせていただきます。

説明については、先ほど申し上げたのは、それぞれが、今城議員は、今の入り口の高さのことだけおっしゃっていますが、錦川のポンプのところであるとか、それから現道がバック堤によって切れるんですね、あそこは。今の道がなくなってしまう。そのことによって、堤防の高さまで取付道を変えないといけないとか、いろ

いろいろなことがその工事には重なって、相交わっています。

単純にそこの高さの部分だけだったら、今のお言葉で御理解できると思うのですが、それぞれいろんな疑問を持っている方は、市民の方には多くおられるというふうに思いましたので、疑問を持っている方は、その方の疑問について御説明をさせてもらったほうがいいという考え方を示させていただきました。

広報については、先ほど申しましたように、県の事業でありますので、県のほうにそういった御意見があるということで、こういった形がとれるのか、相談もさせていただきたいと思いますが、現時点において、広報に載せますということの答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） それでいいんですよ。どうやって市民に効果的に伝えていくかということを検討していただくということで、お願いいたします。

次に、こういった工事のアクセス道冠水対策の効果について、伺っていききたいと思います。

整備が完成すれば、平成30年豪雨と同程度で、冠水防止効果がどの程度出るのか。そして、その効果範囲について、聞かせてください。よろしく申し上げます。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 今城議員の質問にお答えします。

平成30年豪雨と同様の雨が降った場合の冠水防止効果ということですが、降雨量だけではなく、時間帯による潮位等との関連性もあることから、一概に冠水防止効果についてお示しすることは難しいですが、県による与市明川無堤地区の解消と、錦川河川改修及び市の内水対策

が完成すれば、錦地区周辺の冠水現象は大きく減少することが見込まれております。

また、10年に1度程度の確率で発生する雨量に対し、内水位を現在の県道宿毛城辺線の通行に支障が出ない程度に計画することを見込んでおります。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） どうも不明確です。効果は相当出るんだと思いますが、全く同じ条件、平成30年7月豪雨と同条件の雨が降ったときに、その水量として、ポンプの排水量とか、計算ができていますから、計算上はということで当然結構ですが、県道宿毛城辺線のアクセス道がつかからない程度になるのかどうか、これぐらいのことは聞きたいですね。

あの道が車で普通に通れるぐらいの状況に変わっていくのかどうか、その辺りいかがでしょうか。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

非常にこれも、議場の場でありますので、当然、しっかりとしたことしかお話ができないというのを、ぜひ御理解をしていただいた上で、お聞きを願いたいと思います。

議員も御存じのように、与市明川河川改修ということで、昭和の時代からずっとやっているところでございます。

あそこ、非常に片島中学校の前のポンプの問題がございまして、あそこのポンプというのは、冠水防除、要するに農地がつかからないためのポンプでして、能力自体が弱いポンプになっています。

要するに、ある一定時間は使ってもいいという排水計画でつくられたポンプになっております。

そういった形の中で、与市明川の堤防をしっ

かりと整備をして、それぞれの内水その堤防の中に入れてしまおうという、今回、事業で進めさせていただいております。

ということは、要するに干満の差によって、下のところがゲートがついていますので、ポンプ排水能力だけではなくて、与市明川の河川水位というのは、末端の海の潮位によって、非常に影響を受けるということです。

潮位と、それからフラップゲート、ポンプ、非常に多くのものが相重なっていますので、どの潮位のときに、どういった状況で、どの程度の雨が、今の錦川に対する流域というものがありますので、その流域全体に何ミリの雨が降るか、こういったものも、全て計算をしていかなければいけないということになっておりまして、現時点で、その資料等をお示しすることができないという形で、現時点でのそういったものを計算した上での資料のもとに、課長のほうで御説明をさせていただいたところでございます。

当然、今の冠水の状況に比べると、かなりの改善が図られるということで、計画を立てて、整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 庁舎移転に関わっては、このことが随分論議されてきています。そして、平成30年7月豪雨も、大潮満潮という状況とは重なっていない状況で、あの状況になったということも分かっています。

過去の台風浸水等、満潮状況、私もチェックしています。この移転時点でチェックもしています。

排水能力の問題も、論議にあがったことは分かっています。

ですので、移転に関わったあの豪雨にも、参集効果のしっかり出る高台を設定するという目標が掲げられて、答申を受け、高台にあがった

と。

じゃあ、その目標が達成される状況になったのかどうかということを確認したいと、こういう意味での質問なわけです。

はっきり示しませんので。当然、同じ雨量でつかれる状況、つかれない状況が出てくることは、最も分かりますけれども、少なくとも、あの状況下で参集効果が、7割はあるんだということ、を、前回、答申のときには発表しました。

アクセス道が完成すれば、7割以上の職員の参集効果があつて、ということがありました。

あと心配することです。パトカーの出動、これができない状況にならないか、こういうことは心配しますね。こういうことをしっかりと、かなりの領域で大丈夫だということを言ってくれれば、安心するわけですが、この辺りはいかなるものでしょうか。答えてください。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 先ほども申しましたように、しっかりとした資料のもとで話をしているわけではありませぬので、もし誤っていたら、それをもとに、後でまた責められても非常に困るわけではございません。

先ほど言いましたように、フラップゲートがついています。今城議員も、よくそこは分かっているとおっしゃったので、あえて言いますが、潮が引けば引きます。だから、潮が引けば、道は通れるというのが、今の現状でもありますので、そういった形の中で、より内水対策をする上で、道路については、つかれない状態がかなり保たれるのではないかというふうに思います。

なお、近年、先ほどゼロカーボンシティの宣言でも言いましたが、異常気象のもとで、今まで想定していなかったような大雨が降っているような状況でもございますので、こういった雨が降ってもつかれないというものではございませんので、そこをもとに、10年に1度とかい

うもとで、計算をして、しっかりとそういった理論のもとで整備を進めているということ、県のほうでお聞きをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 市長メッセージとしては、情けない感じがして、聞いたわけです。

移転は、こうなるから移転するんだと、こういうメッセージを聞いてきました。そこを達成できますかと確認したときに、非常に弱々しい、逃げ腰のメッセージがあったということは、ちょっと残念ですので、これぐらいの状況であれば、大丈夫です。そういうことが、メッセージが発表できればというふうに思ったわけです、この点については、これで終わりたいと思います。

以下、時間がかかりますので、続けていいですか。

それでは、次の項目に移っていいでしょうか。

それでは、次の藻津の市有地の活用と不耕作地集約の動きに移っていきます。

まず、最初に、藻津漁港にある市有地の民間活用の動きについて、確認いたします。

藻津漁港の空き地の民間活用について、昨年、漁協組合員に賛否を問うアンケートがありました。土地を活用しようとする事業者及びその目的について、聞かせてください。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、今城議員の質問にお答えします。

藻津漁港の市有地の民間活用については、市に対して、市内の漁業者の方から、漁港施設を陸上養殖場として活用できないかとの相談がありました。

また、漁港施設用地の目的は、漁港内で行われる漁業活動に供することを基本としており、

藻津漁港の活動を把握している地元漁協の同意を得るため、漁協に対しても相談があり、漁協としての方針を決めるために、アンケートを行ったと聞いております。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 私に状況を話してくれた方の発言内容です。

海藻についての陸上養殖のため、空き地を使うことの賛否を問うアンケートがあったそうです。これは、市内事業者ということですね。

そこには、業者名も記されていない、陸上養殖の説明資料が示されていましたが、結果は、大多数反対の否決がされたということです。たしか9対40数名ということだったそうです。

その方の苦言としては、市の管理地なのに、市の説明がない。これはよろしくないということで、苦言も聞いています。

確認ですが、もう一回確認です。

市に対して、市内事業者から空き地活用の申請は、正式にあったということでしょうか、確認させてください。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、質問にお答えします。

市内漁業者の方からの申請はありません。

以上です。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ということは、正式な手続ではなかったということですね。話はあったと。

市からの説明がない市有地活用の賛否を、漁協が情報を伏せた中で住民に問うことに不信を持つことは、当然だと思います。この動きが適切であるのか、不適切であるのか、このことについて、市長に聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、今城議員の質問にお答えします。

アンケート自体は、藻津漁協が独自に行ったものであり、市が説明を行う必要はないと考えております。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 行政手続上の問題です。市に申請も出ていない業者の要求を、市有地の活用について、市からの説明もなく、漁協が情報も伏せながら住民に問うことについて、不審に思ったので、私に連絡がきたということになります。

この動きが適切か不適切か、市長に問います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをします。

どういった答弁を求められているのかが、ちょっと理解にも苦しむのですが、漁協が独自に、漁港内にある施設について、どなたに頼まれたかということの中で、個人情報がありますので、本人のほうで、公開しないでほしいということのようでございますので、公開できませんが、漁協関係の方じゃないかなとは思いますが。漁協内でそういったことをしたということですので、そのことについて、自分たちが、要請も受けていませんし、出向いて行って説明をするということは、通常はないと思います。

以上です。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 市の財産です。市の所有地です。これは私の所有地ということにもなるかもしれません。市民一人一人の所有地、権利を持っている所有地という言い方もできるかもしれません。

ですから、市が管理責任を持っているものについて、漁協が勝手に、ひょっとしたらこのアンケートがあることは、市は知らなかったかもしれません。組合員に賛否を問うアンケートを

とった。これは、適切な行為かどうか、これくらいは言えるでしょう。行政手続上、市の財産を勝手にどうするかという話を、採決をとろうとしたということです。伺わせてください。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 少し議論が難しくなっています。

市の財産、市の所有、たくさんいろいろなものがあると思います。いろいろ任せているところもあって、それぞれで管理してもらったり、活用もその判断でもらっているところも、たくさんございます。

それ一つ一つ、全部市がやっていい、やっていけないということ、どこまで権利として縛ることができるかということは、それぞれの施設で、また検討が必要なのかなというふうに、ざくっと思います。

今回の漁港の施設については、最終的にどこかが使うということになったら、申請は上がってくると思いますので、その時点で、市としては判断すればいいものだというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 市のスタンスが見えてきました。

漁協が確認をとって、いけるとなれば市に申請すればいいと、そういう形の捉え方だと。

こういう動きが市に知らされてなかったも、別に問題としないということなんでしょうか。

このことについて、市は何か対応する予定はありますか。このことについて、この処理について、市の対応はありますでしょうか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、今城議員の御質問にお答えします。

今のところ、申請はありませんので、今後、申請があった場合は、十分、内容を確認した上で、適切に判断してまいりたいと考えております。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 次の、不耕作地のことについて、いきたいと思います。

市有地の北側、県道を挟んだ山裾の休耕田を貸し出せば、市が無償で農地整備を行うとして、地区農業委員より地権者に話があったそうです。

この農地活用計画について、説明をお願いします。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、1番、今城議員の質問にお答えいたします。

現在、国による地域の農業の将来の在り方の明確化を定めるプランの実質化や、県の産業振興計画に伴う各種農地整備事業の加速化等、農地については強くその活用を要請されているところであります。

産業振興課、土木課につきましては、こうした状況を踏まえ、市内各地域で農地の活用方法を模索し、地域住民の方々、農地の地権者の方々、耕作者の方々にその活用方法について、御相談しております。

今城議員からの質問にありました藻津地域については、この一環でありまして、今後も本市農業振興を進める中、住民の皆様への周知や、説明が可能となりましたら、説明会を開催する等、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） これは、農地銀行制度ですね。農地銀行は、貸手、受け手が農業委員会に登録申請をし、そのマッチングにより、中間管理機構などが農地集約を行うものです。

この土地について、受け手側からの申請が来

ているのでしょうか、確認させてください。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、今城議員の再質問にお答えします。

受け手側からのマッチングという質問でございますが、現在、この地域について、まだ貸し借りとか、そういった状況には至っておりません。農地の集約が可能なところであるかどうかという検討段階に入ろうかというところでございますので、誰が受けるのか、誰が貸すのか、そういったところまでは至っておりませんので、御説明できませんので、御了承ください。

以上です。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 特にここについて、指定で受け手申請が来ているわけではないと。市として、集約の検討をしている場所であるということですね。

ということであれば、市はどのような、土地がどのくらいあるのでしょうか。4ヘクタールくらいあるのでしょうか。4町か5町かあるような場所だと思っておりますが、そこをどのような形、これは当然、農地法3条の規定で、農地から農地へということだと思いますから、どういう農業者に活用しようとイメージしているのか、そういうのがあれば教えてください。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、今城議員の再質問にお答えします。

現在、そういったことも含めて、今のところ、まだ検討段階でありますので、お答えすることができないので、御了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 具体的なものはないけれども、集約を進めようとしている。市も集約

を進めようとしているところということですね。

これは、地権者に対して、まだ言えないけれど前置きした上で、地権者に話があったということです。農業委員会が情報を示せない、まだ言えないけれどという、土地集約を進めているのかという地区住民の疑問であります。

だから、聞いてくれないかという話なんです。こういう疑問に、市はどう答えるのか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、今城議員の再質問にお答えいたします。

先ほども答弁しましたとおり、現在、検討段階にありますので、聞かれている内容につきまして、なかなか答える内容がないということになりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 検討しているところなので、情報は、今のところ示せない。まだ言えないけれどという前置きで、農地集約作業の手続を始めようとしている。ここに疑問を感じているという、答えてくださいという私の質問であります。

市有地の件も併せて確認します。

漁協や地区農業委員が情報を伏せて土地利用集約の住民意思を問うたことは、これは市が知っているのか、市が知らなかったことなのか、その時点ですね。市の了解があつたことか、市の了解がなかったことかということでもいいし、市が知っていたのか、知らないか、この辺を聞かせてください。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、今城議員の質問にお答えします。

藻津漁港の件についてですが、市に対して、市内の漁業者の方から相談がありました。それ

で、先ほども答弁させてもらいましたが、その後、漁協のほうにも相談があり、方針を決めるためにアンケートをとったというのは、お聞きしています。

以上です。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、今城議員の質問にお答えいたします。

先ほども答えましたとおり、市内各地で農地の活用方法を模索する中で、その活用方法について御相談しておる段階ですので、もちろん知っておりました。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君の質問の途中ですが、議事の都合により、この際、午後1時半まで休憩いたします。

午後 0時23分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番今城 隆君の一般質問を継続いたします。

1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 午前中の質問のところから、確認をしておきます。

藻津の市有地、そしてその近くの休耕田の集約利用のことに關してです。

このことについて、漁協や地区農業委員が、情報を伏せながら土地利用集約の住民意思を問うたということは、市の了解があつたことかどうかということを確認しました。

その回答は、まず、市有地、藻津漁港の空き地の件については、申請は受理はしていないが、市はその事業者からの話は聞いているという状況で、こういうことが、そのときにアンケートをとったかどうかは別にして、状況としては、分かっていたということではなかったかと

思います。

それから、山側の休耕田の集約については、もともと市が集約を検討を進めている場所であるということ。その活用方法については、まだ検討の途中であるが、集約を進めている状況なので、ある意味では、分かっていた内容だと。地権者に集約を求めることは、分かっている内容だということになるのかと判断しました。

この前提で話していきます。

藻津ですので、自衛隊誘致をしようとする周辺、あるいは直下の地域となってくるということになってきます。その部分での心配もあるんだろうと思います。

西南空港の候補地直下の土地であるということから、自衛隊誘致のための土地確保が目的ではないかという疑問も生じていると。そうにも見えてしまうということです。

先日、成立した土地利用規制法により、やがて基地周辺住民が監視され、土地利用規制が始まるのではないかと、こういうところにまで発展してきます。

ですから、その住民に情報を伏せながら、土地集約の動きが起こることについては、敏感な状況になっているのだと、私も判断します。

だから、なかなか、どの業者に貸すんだということも示さず、まだ言うてはいけないことだけど前置きの上での、土地を貸してくれないかということは、不気味ですという話。

ここがポイントになります。やはり市の管理下にあるべき土地利用集約について、なぜこのような不適切な動きが起こったのかということです。

例えば、自衛隊誘致をしているわけですから、進めているわけですから、宿毛市はここがまともれば、自衛隊誘致にも役立つと思うとか、そういうことを発信して、それでは貸しましょうとか、それでは駄目ですよという判断がなされ

ていくべきなんじゃないかと。これが政治の在り方です。

ただ、そうじゃないかもしれませんよ。情報が、普通こういうふうには隠されることはないですよ、私たちの経験上。これに使いたいから、使わせてくれないかという。じゃあまあ、10年だったら使わそうかというようなことになったりするわけですが、その話が成立しにくい状況にあるということになりますので、また次回、議会で確認させてもらうことになると思います。

なぜこのような不適切な動きが起こったのか、また、議会で問うていくと思いますので、調査して報告できるようにしていただきたいと思っています。

この件について、回答をくださるのであれば、よろしくお願いします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

議会の場で問うていくということでございますので、また問うていただければと思います。

ただ、不適切な動きがあるので、今後調べておくようにと言われましたが、何も不適切な動きが起こっているというふうには思っておりませんので、特段、これ以上、調査をするようなことも、当然ございません。

あと、情報を伏せているということをしきりに言われていますが、何度も御説明しているように、出せるような状況ではないという、今後、担当課長も説明しましたが、集約化するようであれば、当然、御説明もしますし、例えば、利用を、自衛隊誘致というお話、どこから来たのかそういったお話もしていますが、当然、利用目的がまだ決まっていないと、担当課長がお答えをさせていただいたのは、例えば、その耕作地をかんきつにするのか、水田にするのか、または施設園芸にするのか、そういったレベルでの使用目的ということでお答えをさせていた

だいたということですので、自衛隊の誘致に使うために、農地集約を進めているという事実は、全くございません。

なお、これは自分の考え方ではあるのですが、宿毛市の所有の土地を誰かに貸すためのアンケートを、例えば情報を隠したことではないと、漁協も思うのですが、する必要が、自衛隊誘致のために、何のために必要なのか、全く分かりませんし、言っていること自体も、少し理解に苦しむところもありますので、この件については、私としては今後、調査する必要性はないというふうに判断をしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 市の管理地、それから申請もまだ完了していないものということですから、権限は発生していないということですね。利用する条件にもないということですね。

そこを知った上で、その集約の動きについて、状況も、情報もとらずに過ごすということは、よくないんじゃないかと思っています。

やはり管理地がどうあるべきかということは、しっかり確認してください。不適切であると、私は考えます。

それでは、次の項目に移ります。

ジェンダー平等とLGBT理解の推進について、伺っていきます。

ジェンダーとは、社会・文化的に形成された性別であり、差別は枠組みによる支配の仕組みである、こういう観点ですね。

性への多様性を認め、個人の尊厳をあらゆる分野で実現する観点から、質問していきたいと思えます。

まず、はじめに、宿毛市におけるジェンダーギャップの状況と対策について、伺います。

そこで、まず、日常に見られるジェンダー差別の例を伺い、その後、ジェンダーギャップの

現状確認のため、市職員について、正規職員、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員の男女比率をお聞きしたいと思います。

まず、日常に見られ、見過ごされてしまっているようなジェンダー差別の例や、そしてあと、市職員のデータ、続けて答えてくれればと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

ジェンダーギャップ、社会的立場における男女不平等でございますが、こちらの実例といたしましては、様々なものが考えられますが、一般的に挙げられる例といたしましては、男女の賃金格差であったり、女性が暴力や虐待の被害に遭いやすいことであったり、委員会や審議会などの意思決定機関に参加している男女比の偏りなどが考えられるところでございます。

宿毛市におきまして、ジェンダーギャップそのものに関する調査は行っておりませんが、宿毛市が市役所内に設置をしております各種審議会等、委員の女性比率について、令和2年度に調査した結果、地方自治法第202条の3に基づく審議会等におきまして、委員全体に占める女性比率は20%となっているところでございます。

そのほかの数値に関しましては、総務課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長（桑原 一君） 総務課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

正規職員数は、男性が139人、女性は165人。女性が占める割合は54.3%。

フルタイム会計年度任用職員数は、男性が12人、女性は39人。女性が占める割合は76.5%。

パートタイム会計年度任用職員数は、男性が15人、女性が39人。女性が占める割合は72.2%となっております。

全職員数では、男性が166人、女性が243人。女性が占める割合は59.4%となっております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 正規職員については、女性比率、過半数以上、60%近く。それから、フルタイム会計年度任用職員が、女性の比率が76.5%。そして、パートタイム会計年度任用職員の女性の比率が、72.2%ということです。正規雇用と逆転現象が見られますが。

この市職員の雇用形態の男女比から、ジェンダー差別は認められるかられないのか、この辺りの思うところを言ってくれたらと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長（桑原 一君） 総務課長、今城議員の一般質問にお答えします。

この現状で、労働内容等において、ジェンダー差別が認められるのかという御質問ではないかと思いますが、労働内容の一つの目安と考えられる、役職における男女比について、女性管理職の割合は14.3%、女性課長補佐の割合は40%、女性係長の割合は37.3%となっておりますが、今後も性別を問わず、能力や実績に基づいた登用を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、専門職の中でも、保育士、看護師、保健師などの女性が占める割合が高い職場がある一方で、船員は、全員男性職員となっております。

また、職員全員、働きやすい職場環境の整備に努め、質の高い行政サービスを提供することを目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 役職等の関係から、どうなのかということは、まだ難しい状況なのかもしれません。それぞれの能力に従った、特にその採用に当たっては、女性だから、男性だからということは少ないというようなことが言われたものだと思います。確かにそうだと思います。

公の職員というのは、大体、そういうところで採用していくと思います。

しかし、ジェンダーの視点から日本の雇用問題を見ていくと、男性雇用者の8割が正規雇用、非正規が男性は2割です。これに対し、女性雇用者の6割が非正規雇用であることから、女性の給与水準は男性の7割にすぎないというデータがあります。これは平成26年度ぐらいののを見ました。

職務の分離状況としては、看護、介護、福祉労働は、情緒的な女性が適しているときみなされているのでしょうか。訪問介護職の9割が女性、介護職全体の8割を女性が占める。そして、その多くが非正規雇用であると、このように女性労働の多くが、相対的に低賃金、不安定な状況に置かれているということは間違いのない事実だと思います。

職場では、セクハラやマタニティーハラスメントなどの被害者の大部分は女性であるということになっています。

雇用のジェンダーギャップが見られるように、男らしさや女らしさ、こうあるべきという社会的枠組みの規範が、結果としての差別を生み出しているんだろうと思います。

非正規雇用の率を見ると、やっぱりこういう状況に、現場としては、そういうつもりはないとしても、こういう状況になっているということです。

この現実に対してということですね。市として、どのような取組を進めようと考えているのか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

本市では、これまで部落差別をなくする運動強調旬間や、人権週間に伴う記念講演、また広報すくもの掲載を通しまして、男女差別や格差等の問題についても、幾度となく、広く市民に対して啓発等を実施してまいりましたが、いまだ十分な理解にはつながっていないというふうに、私も感じているところでございます。

平成18年3月に策定されました人権施策に関する宿毛市総合計画を、本年度内に改定することを予定しておりまして、人権課題全般について、検討を行います。

その中で、ジェンダーギャップの理解に向けても、一人一人がその人らしく生きられる社会づくりのための施策を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 啓発はもちろんのことです。

まず、自分たちが、特に市役所内の職場環境のチェックをしていただいて、気がつかずに過ごしている部分もあるかもしれません。具体的行動指針を示し、ジェンダー平等のマインドを庁内に広げていってほしいと思います。

そういうマインドが庁内に広がるのが、恐らく市民に対しても、気づかなかった差別の問題に、救いの手が伸びる可能性が増えていくんじゃないかと思っています。

少し確認します。

市役所内でお茶くみ役がいつも女性になっているというような事例はないでしょうか。いか

がでしょう。聞かせてください。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長（桑原 一君） 総務課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

職場における飲物を提供するという事は、特に来客時なんかが多いのではないかなとは思っております。

来客の多い企画の部門であったり、学校教育の部門であったり、議会の部門であったりというところの来客対応において、お茶等を出されるということもあると思いますが、その職場の中で対応しているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 来客時の対応が、いつも女性になってしまうという状況があれば、男性も等しく、そういう機会を与えてあげてください。

議会内でも、女性が率先して、部屋を替わることにお茶を出していた時期もありましたが、それは要らないと思っています。これもジェンダーギャップの一つの形ではないかと思うので、ぜひ改善していってほしいと思います。

次に、ジェンダー差別に対する支援体制として、DVや性的隷属、社会的孤立、生活困窮、セクハラやパワハラ、マタハラなど、困難を抱える女性、あるいは男性たちも入るかもしれません。に対し、市の相談窓口はあるでしょうか、お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど、お茶くみの話もありましたが、ちなみに市長の秘書係は、男性、女性それぞれおりますので、手の空いた者が運んでくれています

ので、男性、女性関係なく運んでいただいているところがございます。

それぞれの気がついたときに、声をかければ改善ができる内容ではないかなというふうに感じております。

なお、少し思ったのは、艦船とか、それからあと大きな船が来たときとかで花束を渡すとき、あれ必ず女性が渡しますね。これもジェンダーギャップなんではないかな。何か女性が渡すものというふうに決めているわけじゃないんですけども、大体女性が渡すなというふうに、今改めて思ったところです。

次回は、一人は男性が渡すようにしたいなというふうに思ったところがございます。

お答えをさせていただきます。

本市では、市民の様々な困りごとに対応するために、相談窓口の情報を、宿毛市公式ホームページに掲載をしております。

例えば、妊娠から子育てに関する不安には、子育て世代包括支援センターが、生活困窮に関しては、福祉事務所がといった、専門部署での相談対応ができることを周知をしているところがございます。

また、DVをはじめとする様々な人権侵害の被害についての御相談は、人権推進課を窓口として、対応しているところがございます。

相談内容によっては、本人の同意を得た上で、個人情報保護に十分配慮しつつ、庁内の関係課や、県担当課の指導、助言も受けるなど、多くの関係機関との連携を図っているところがございます。

また、相談内容によっては、外部の弁護士などの専門家にも、必要に応じてつないでいく、そういった対応も行っているところがございます。

引き続き、相談者が利用しやすい窓口となるよう、工夫をしながら、啓発等にも、当然、取

り組んでまいらなければいけないというふうに考えておまして、しっかりとした対応をとっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 了解しました。

様々な分野があります。個別にここに値すると思って自分が相談してくれば、それはすぐにつながると思います。

一つ自分が思うことです。もやもやしていると、何が原因かということも分からずに、困難を抱えている方がいっぱいいるわけですね。そのときに、例えばこれは性的差別に関わるような問題が影響しているということであれば、取りあえず人権推進課あたりにかけてみてというような、性のトラブルの問題をまず相談してみようという窓口が人権推進課なんだというメッセージがあったら、うまくつなげてくれる可能性があるかもしれません。

自分も相談を受けたことで、窓口に行って、その原因がDVにあったかとかというような事例が出てくるわけです。

窓口でその背景というのが想像できずに排除してしまうということが、よくあることになってしまっている可能性もあります。当然そうですね。ここの窓口はここを扱うところだから、ここの私のところに来られても困りますということが、当然起こると思いますが、ぜひ、窓口からそういうマインドをもって、適切などころにつなげていくという対応が図られれば、非常にうれしいことだと思います。

この件について、何かありましたら答えてくれれば、よろしく願います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

相談者の方、私いつも職員に言っていますが、

職員は日々の業務の中で、市民の方が相談に来られたらそれを受付します。ただ、市役所まで足を運んで相談に来るとするのは、それなりの覚悟、いろいろな思いを抱えて、かなり踏み込んだ形で来られているのだというふうに、受け止めをしっかりと対応するようというところをお話をさせていただいています。

やはり窓口に来て、そこで窓口から専門のところにつながるようなことなく、帰っていただくようなことが起こらないように、日々、職員にもお話をしていますので、窓口で断りをするということが起こらないように、しっかりと取組をしなければならない、そのように感じているところでございます。

また、そういうことがあってはならないと思っていますので、これからもしっかりと指導していきたいと思えます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 次の内容に移ります。

LGBT理解の推進と施策について、伺います。

LGBT、つまりレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーなどの理解推進と、差別解消のために、高知市は「にじいろのまち」宣言をし、パートナーシップ登録制度を設けました。

宿毛市でも、何らかの対応が図られていくのだと思いますが、どのように取り組むか、よろしければお聞かせください。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

婚姻届けを出す際に、どちらか一方、一人の氏（名字）を—— すみません、私のほうが答弁書を間違っていたようでございます。失礼をいたしました。

「にじいろのまち宣言」についてございま

す。

高知市の「にじいろのまち宣言」によるパートナーシップ制度については、報道等を通じて承知をしているところでございます。

宿毛市では、これまで人生のパートナーとして生活する同性カップルや、事実婚の異性カップル等について調査を行っておらず、その実態は把握できていないところでございます。

本市といたしましては、現在のところ、高知市と同様の制度について、設置の検討は行っておりませんが、令和3年度は人権施策に関する総合計画の改定を予定しておりまして、人権課題全般について検討を行う中で、このLGBTの理解と差別解消に向けても、取り組むとともに、こういった制度の在り方についても、検討してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 高知市は、誰もが自分らしく、安心して暮らせる、そんな「にじいろのまち」を目指しますというメッセージを出して、パートナーシップ登録証をつくりました。今まで、社会的に排除されてきた人たちが、法制度を乗り越えて、市が何とかしようとする取組については、今まで明かすことを、ひょっとしたら自分の命を絶とうとしたことがあったのかもしれない。こういう方たちの救済につながると思います。

今、高知市では3組出ているそうです。これでも大きな支えになっていることは間違いないと思いますので、宿毛市もぜひ検討の上、進められるところから、ぜひ前進してほしいと思います。

夫婦別姓です。

夫婦別姓は、社会通念ですが、しかし、通称での別姓使用が広がって、社会的に承認されて

きています。しかし、これによって、女性に大きな負担を負わせているという現状がありますが、この事実について考えること、私的見解でいいですので、お聞かせください。

よろしく申し上げます。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

婚姻届を出す際に、どちらかの一人の氏、先ほど言いましたが、名字ですね、こちらの氏を選ぶという、現在の戸籍制度におきまして、夫婦どちらかの氏を選択するかは自由ですが、通例的に……

○議長（寺田公一君） 今城議員に申し上げます。

今城議員の一般質問の時間は既に90分に及びましたので、会議規則第57条の規定により、発言を禁止いたします。

今城君の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

----- . . . ----- . . . -----

午後 2時14分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 睡魔に襲われる時間帯となります。しばらくの間、お付き合いをお願いしたいと思います。

それでは、質問をさせていただきます。

通告している問題について、市長並びに教育長に対して一般質問を行います。

鎌田教育長にあつては、就任後初めての定例議会でありますので、さぞかし緊張されておることと存じますが、答弁に当たっては、率直に、自らの言葉でお願いをいたします。

それでは、教育行政方針について、以下何点

かお伺いいたします。

まず、初めは、教育長の所信についてでございます。

このたび、宿毛市の新教育長として鎌田さんが就任されました。まずもって、心からお祝いを申し上げます。

鎌田氏は、御案内のとおり、38年余にわたる教育現場での豊富な経験があります。そうした教育現場での長い経験と活動が評価され、任命をされたのであります。

しかし、今日の宿毛市の教育を考えた場合、小中学校の再編計画や、子供たちの学力の向上対策、また地域との連携をどのように進めていくか等、課題が山積しているのではないのでしょうか。

新教育長としてはもちろん、令和3年度の教育行政方針に基づき、教育行政の責任者として取り組まれるものと思います。

鎌田氏の教育長就任については、多くの市民も期待をしておりますので、今後どのような考えのもと、教育現場をつかさどろうと考えているのか、鎌田氏が目指す宿毛市の教育像とはどのようなものであるのか、教育長就任に当たっての所信について、まずお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） よろしく申し上げます。

12番、松浦議員の一般質問にお答えします。

私が目指す宿毛市の教育像につきましては、宿毛市に住む子供から大人までが、様々な学習を通じて、やりがいや生きがいを持って生活できるひとつづくりにあるのではないかと考えます。

本市には、平成31年4月に策定した宿毛市教育振興基本計画がございます。その中で、学校教育につきましては、私の長年のキャリアを生かしながら、基本目標である夢と志を持ち、心豊かに生き抜くことのできる子供の育成の達

成のため、幅広い知識と教養を身につけ、豊かな情操と道徳心を培うとともに、主体的に考え抜く力を育み、健やかな体を養い、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成を目指して取り組んでまいりたいと思います。

そのためには、直接、子供たちに向き合う学校や先生方が、教育に対する使命感や情熱を持って取り組んでいただけるような支援をすることだと考えています。

各校における学校教育目標を実現し、健やかな児童生徒の育成のために、チーム学校、チーム宿毛を常に意識して、学校、保護者、地域、そして教育委員会がワンチームとなって、宿毛の子供たちの教育の充実に取り組んでまいらなければならないと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） ありがとうございます。

そういう面で、今、私の思ったのは、人づくりの部分に強調されたように思うわけですが、このためにも、地域なり学校なり現場なりとが一体となった取組が必要であろうかと思っておりますので、そういった思いの中で、教育行政をつかさどっていただきたいと思っておりますし、以下、具体的な項目について、質問をさせていただきます。

まず一つは、地域との連携についてでございます。

本年度の教育行政方針では、地域学校協働本部事業を、市内全校で実施し、地域や家庭と連携して、円滑な学校運営に努めていくとか、開かれた学校づくりの推進がうたわれています。

そして、地域ぐるみの教育を考え、支えていく環境づくりに努めると言われていますが、まさにこれからの教育を考えた場合、地域との連携がますます重要になると思います。

そこでお伺いをいたしますが、地域学校協働本部事業とはどういうことなのか、その内容について説明をいただきたいと思っておりますし、地域との連携を強めていくために、具体的にどのような取組をしようと考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

地域学校協働本部事業の目的としましては、従来、子供たちの成長を支えていた家庭や、地域の教育力は、核家族化や地域コミュニティの希薄化等に伴い、低下しているとともに、子供たちに関わる課題は多様化、複雑化しており、学校にはこれらの対応が強く求められるようになっていますが、学校だけでの対応には限界があるため、家庭、地域、学校が地域ぐるみで子供を育てる仕組みである地域学校協働本部を設置し、幅広い地域住民等の参画により、地域、学校が連携協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていこうとする事業です。

現在、市内全小中学校でこの事業を取り入れており、学校により取組は違いますが、その事例を挙げますと、地域の方々による登下校時の見守りや、挨拶運動、放課後の学習支援やプリントの採点作業、部活動支援、さらには獅子舞や太鼓等の郷土の伝統、文化芸能学習など、学校独自の取組が進められています。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） ありがとうございます。そういう面では、本当に冒頭にも申し上げましたように、人づくりにつながる一つの事業かなというふうに思いますので、積極的な取組をお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

次は、長時間労働の問題について、お伺いをいたします。

全国の教育現場から聞こえてくるのが、教職

員の長時間労働の問題でありまして、全国的な問題でもあります。

長時間労働を何とか解消していただきたいという問題は、教育の現場で実際に子供たちと直接接する教職員の皆様から寄せられる生の声であります。

この問題については、これまでも、この議会でも議論をされてまいりました。令和2年9月議会において、県に対して長時間労働の解消を求める意見書が可決をされております。

教職員の働き方改革の一環として、その解消が叫ばれていますが、新教育長として教職員の長時間労働の問題について、どのように受け止めておられるのか、まず認識についてお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

教職員の長時間労働の実態につきましては、全国的にも大きな課題となっており、本市におきましても、極めて多忙な状況により、超過勤務されている教職員は多く、その改善に向けた取組は、重要な課題であると認識いたしております。

教職員の業務改善や、負担軽減などの働き方改革につきましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正により、勤務時間の上限を設けたりすることが示されましたが、業務削減等について、具体的な事項は何ら示されず、また教職員の増員等についても触れられてないことは、本質的な改善に結びつかないのではないかと指摘されているところでもあります。

そのような中、一方では、学校教育の質の向上や、児童生徒の健全育成のために、授業の準備や教職員の研修、さらには児童生徒と向き合う時間の確保なども、同様に重要であります。

教職員の超過勤務時間は、例年年度末、新年

度の準備等で3月、4月に多くなる傾向があります。本市でも、本年4月には、月45時間を超える超過勤務をされている教職員が、全体の58%、うち80時間を超える方が、17%となっています。

しかし、本年5月につきましては、月45時間を超える超過勤務をされている教職員が、全体の47%、うち80時間を超える方が11%となっており、4月よりは減少しています。

今後も教職員の勤務時間や、業務量の短縮に向けた取組を推進していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 依然として過労死の問題を考えるならば、80時間を超える実態が浮き彫りになったわけでございます。

そうした面で、教育長は現場での経験が非常に長いわけでございます。この問題について、大変、現場でも御苦労されてきた経験があるのではないかと思います。教職員の長時間労働の解消に向けて、どのように取り組もうと考えておられるのか、教育長の所見をお伺いいたします。

一部、働き方改革の部分で、先ほどの答弁と重複する部分はあろうかと思いますが、長時間労働の解消に向けての所信をお願いします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

私もこの3月まで、校長として教員の働き方改革や、長時間労働の問題については、非常に悩みました。

先生方は、日々やるべきことがたくさんあります。しかし、それを全て行くと、とんでもないほどの長時間労働になってしまいます。

そこで、先生方とも話し合ったのは、やるべきことはきちんとやるが、その中で、省いたり、

ほかの人に頼ったり、またチームで協力することも大切であるということも共有してまいりました。

そして、今の自分の仕事スタイルを見詰め、変えるべき点はどこなのかということも、検討を行ってまいりました。

現在、小中学校には、校務支援システムという管理システムが導入され、業務の合理化、効率化を図っているところでございます。

最初は、このシステムに慣れるのに時間がかかりましたが、使えるようになると、日々の行事計画や、連絡などがパソコン上で確認、管理され、事務作業の効率化が図られるようになるとともに、教員の労働時間も、この校務支援システムを活用し、管理職が時間管理を行いながら、長時間労働の教員には個別に声をかけたり、週に1回は早い時間、例えば6時までに一斉退庁をするなどの取組を行っている学校も増えてまいりました。

また、若年教員には、ベテラン教員が授業の指導や悩みなどを聞くメンター会をもつなど、労働時間だけでなく、心の悩みの解消であったり、余裕が持てる取組を進めています。

どうしても長時間労働になりがちな中学校の部活動につきましても、週のうち平日に1日、土曜日、または日曜日のいずれか1日を休養日に設けることとしており、教員だけでなく、生徒の体調管理にも努めることとしております。

本年度の校長、教頭の管理職面談を行う中で、学校現場においても、長時間労働の解消に向けて、さらなる検討をお願いしているところでございます。

教育委員会としましても、これまでスクールソーシャルワーカーや、特別支援学級支援員、不登校対策支援員及び学校運営支援員などを配置し、教員の負担軽減を図る取組を行っており、一昨年度からは、夏期休業中に学校閉庁日を設

定し、休暇取得の推進にも努めているところであります。

本年度の閉庁期間は、8月10日から20日までといたしました。今後も国や県、他の自治体の状況も踏まえる中で、長時間労働の解消に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 子供たちの学力、子供たちと接する、対面する、そういう部分とも関連をしたいと思いますし、ひいては学力の向上との問題もあろうかと思っておりますので、ぜひ1時間でも2時間でも減らせるような取組を、今後取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、小中学校の再編計画について、お伺いいたします。

子供の数の減少、いわゆる少子化が進む今日の宿毛市の現状を見ると、小中学校の再編計画の推進は、宿毛市の教育が抱える課題ではないのかと思っております。

新教育長として、宿毛市における小中学校の再編計画についての考えはいかがなものか。令和2年2月に、宿毛市立小中学校再編計画が提出されていますが、この計画に基づくその後の取組について、どのように進められているのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

本市の小中学校における児童生徒数は、平成元年度に約3,400人いたものが、30年後の令和元年度には、1,355人と、2,000人以上減少しています。

本市の教育の在り方を考えていく上では、将来の児童生徒数を見据えた小中学校の適正規模、適正配置を図ることが必要で、小中学校の再編は避けて通れないものと考えています。

本市教育委員会では、令和2年2月に新たな宿毛市立小中学校再編計画を策定し、12年間の計画として、市内の中学校を6校から5校に、小学校を9校から5校に再編する計画としています。

学校再編計画の策定後は、松田川小学校を令和3年3月末に宿毛小学校と統合し、4月からは新校舎で授業を開始しています。しかしながら、その他の学校については、新型コロナウイルスの影響もあり、各学校の保護者、あるいは地域の方々の意見交換会などは行われておりませんが、今後、適宜意見交換会を行ってまいりたいと考えております。

なお、津波浸水が予想される西地域に位置する咸陽小学校、大島小学校、片島中学校につきましては、学校施設を高台へ移転するために、本年度当初予算へ適地調査業務委託料を計上させていただきますところ です。

今後は、高速道路の延伸計画を踏まえ、学校施設の移転先の適地調査を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） まさに避けて通れない問題だろうというふうに思いますので、計画倒れに終わらないような取組をお願いをしておきたいと思います。

次は、小中一貫教育について、お伺いをいたします。

今年度から小筑紫小中学校において、小中の一貫教育が始まりました。教育長は、小中一貫教育についてのメリットについては多く発信されていますが、小中一貫教育の推進については、メリットだけではなく、デメリットというか、課題や懸案事項もあるのではないかと思います。あるとすれば、どのようなものがあるのか、お示しをいただきたいと思っておりますし、課題や懸案事項を改善するために、どのような取組とい

いますか、対策が必要であると考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

宿毛市教育委員会では、義務教育の9年間を見通した系統的な教育活動により、教育効果が高まる小中一貫教育を、市内全域で推進しています。

その中で、小筑紫小学校、小筑紫中学校につきましては、同一敷地内に学校があり、校舎も隣接していることから、先行して平成30年度より小中一貫教育の実践研究をはじめ、3年間の実践研究の後、小中一貫教育校「つくし学園」として、今年度からスタートしています。

全国の小中一貫教育の先進事例では、中1ギャップの解消や、自尊感情の向上、学力の向上など、効果が挙げられていますが、小筑紫小中学校におきましても、実践研究の段階から、学校現場では、中学校から見る小学校段階での課題が明確となり、実態に応じた指導につなげられたり、また、小学校では、外国語などの専科教員の乗入授業によって、学力向上や、児童が主体的に取り組む態度が見られています。

一方、小中一貫教育の課題として捉えているのは、小学校、中学校教員の意識改革と、教員の多忙化でございます。

日本の義務教育は、長年、小学校の6年間、中学校の3年間と2つに分けた制度により、行われています。そのため、小中の文化の違い、指導方法の違い、教員の意識の違いなどが生じています。

また、小中一貫教育を進めていくに当たっての合同職員会や、乗入授業を行うことにより、教員の多忙化につながっていくことが懸念されます。

多忙化解消につきましては、しっかり連携を図りながら、計画的に進めることが重要である

と考えています。

教員の意識改革については、学校管理職をはじめ、全ての教員が育てたい児童生徒等を共通の目標として、チームとして取り組んでいくことが必要です。

決して個人や一部教員の取組とせず、また管理職はリーダーシップを発揮しながらも、トップダウンではなく、教員からのボトムアップにより、みんなで作り上げていく教育風土が大切だと考えています。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） そういう面で、デメリットもあると、率直に認めて、発言させてもらいましたけれども、本当にそういうことを一つ一つ、長い意識改革、大変厳しい長い道だろうとは思いますが、そのことが小中一貫教育の推進につながるという部分、小筑紫の例からしてあると思いますので、全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

次は、文化財の保護行政について、お伺いをいたします。

生涯学習の中の文化財の保護行政についてでありますけれども、本年度の教育行政方針の中で、文化財の維持管理と、保護及び愛護思想の普及に努めるとうたわれていますが、具体的にどのような取組を考えているのか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

文化財の保護につきましては、長期的な取組として、維持管理や愛護思想の普及に努めることが必要と考えております。

なお、本市には国指定文化財として、宿毛貝塚、延光寺の銅鐘、浜田の泊り屋がございましたが、6月18日に開催された文化審議会文化財分科会の審議、答申を経て、松尾峠の愛媛県

境から宿毛市側約800メートル区間となる「土佐遍路道 観自在寺道」が指定されることになりました。

新たな指定文化財の周知を図ることはもとより、既存の案件も含めたパトロールや、研修会等の活動を通じて、保護活動に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 2点ほど再質問をさせてもらいたいと思います。

私たちは、地元の皆さんをはじめ、多くの方々の御協力をいただく中で、高知県唯一の有人の離島である鵜来島の龍頭山の山頂に現存する3台の砲台跡や、防備衛所跡をはじめとする戦争遺跡の調査活動を行っております。

2017年（平成29年）8月29日以来、4月25日の調査活動までにおいて、10回にわたり調査活動を行ってまいりました。

宿毛市として、今年度において鵜来島の港に戦争遺跡の看板を設置するというところで、一歩前進したのかと思うところであります。

教育長として、この鵜来島の戦争遺跡について、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えします。

鵜来島の戦争遺跡につきまして、昨年中には松浦議員に仲介をいただき、鵜来島の御出身で、戦争を経験された方から貴重な聞き取りができたと報告を受けております。この場をお借りしまして、御協力いただきました皆様に感謝申し上げます。

なお、議員より御紹介いただきました遺跡の看板については、今年度秋口には、鵜来島の定期船待合所の島内観光看板の隣に、写真入り解説板を設置しようと準備しております。

鶴来島の戦争遺跡につきましては、今後も調査を継続し、情報の蓄積を行います。その歴史を理解する上でも、大変意義深いものと存じますので、私も折を見て現地を視察してみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 教育長から、自分も行ってみたいというお話をいただきました。大変うれしく思います。

ぜひ、まだ日にちは確定しておりませんが、7月にももう一回、行く予定にしておりますので、日が決まり次第、またお知らせをさせていただきますので、よろしくお願ひします。

私としては、高齢化が進む鶴来島にあって、島の活性化を図り、そして宿毛市の観光資源の一つになるのではないかとの思いから、鶴来島にあるこの貴重な戦争遺跡を、宿毛市の文化財として、保護保存をすべきでないかと考えますが、教育長としては、どのようにお考えなのか、お伺ひいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

鶴来島の戦争遺跡の保存、保護につきましては、令和元年12月の市議会定例会で、松浦議員から高知市に所在する旧陸軍歩兵第44連隊跡地の高知県の取組等も御質問をいただき、県の取組も注視してまいりました。

先日、高知県に確認したところ、県の所有化について、現在、契約段階まで進んでおり、今年度をめどに、文化庁に登録文化財に向けての意見具申をする予定であるとのことでした。

また、並行して県が計画しておりました県下の戦争遺跡の調査につきましては、今年度から実地調査の取組を開始することでありました。

本市といたしましては、今後も県の動向を注

視する中で、参考とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 百聞は一見に如かずという言葉がございます。現場を見て、これが貴重なものだというふうな判断をされるなら、その取組を、まさに宿毛市だけの問題ではなしに、県との兼ね合いも出てこようかと思っておりますので、県の動向も注視をするということでございますので、ぜひ県と連携を密にしながら、取組を進めていただきたいと思います。

次は、児童・生徒のマスクの着用問題について、お伺ひをいたします。

大阪の高槻市での学校現場におけるマスクの着用に関しての事案について、報道されてきて、このマスクを着用するかどうかということは、学校現場は言うまでもなく、子供たちにとって、さらにその保護者にとっても、大変重要な問題であるので、お伺ひいたします。

宿毛市教育委員会として、子供たちのマスクの着用問題について、どのように考えているのか、学校の登下校時、教室での授業時、また体育の時間における対応等、それぞれ違う対応ではないかと思いますが、どのような方針で臨まれているのか、お伺ひいたします。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長、松浦議員の一般質問にお答えいたします。

文部科学省が新型コロナウイルス感染症の新たな生活様式に対応した学校運営を行うため、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを策定しており、本市でもこのマニュアルに準じた取扱いとしております。

その中で、学校の体育の授業につきましては、

原則、マスクの着用は、必要はありません。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるようなリスクや、熱中症になるリスクがない場合については、できるだけマスクを着用するようということになっております。

また、学習中の対応といたしましては、室内の机同士の間隔を広くとり、室内の換気をしながら、大きな声を出したり、近距離で対面形式となるグループワークなどを気をつけて行うこととしていますが、授業中につきましては、発表等を行うことから、基本的にマスクを着用という形にしております。

さらに、登下校時における対応につきましては、教員の目が行き届きにくいことや、登下校時に密集、密接になるケースもありますので、集団登下校を行う場合につきましては、密接にならないよう、指導することとされております。

また、夏季の気温、湿度や暑さ指数が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、気温、湿度や暑さ指数が高いときには、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すよう指導することとされているところでございます。

小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、気温、湿度、暑さ指数が高い日に、屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を、学校でも行っているところでございます。

その際には、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても、指導するとされているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、課長から答弁の中で、文科省によるマニュアルに準じた取扱いという答弁があったと思うのですけれども、こ

の準じた取扱いとは、いかなる内容なのか、御説明を求めます。

要するに、学校、教育委員会としては、登下校時に関しては、これとって統一的な姿勢なり、指導なりはできないから、自己判断でどうとでも勝手にしろというような、そんなレベルなことなのか、それとも一定の目安としての指導なり何なりがなされているのか、お伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 松浦議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの衛生管理マニュアルにつきましては、学校現場におきまして、適切な教育環境を行うために、文部科学省が全国の学校に対して周知しているものでございます。

その中で、登下校につきましては、先ほどの答弁と重複するところはございますが、3つの密を避けることがまず第一と書かれております。その中で、先ほど言いましたように、集団登下校を行う場合には、密接とならないように指導すると。また、夏季の暑いときにつきましては、熱中症のリスクがありますので、そういったリスクがあるときには、マスクを外すという形にされております。

基本的に、マスクの着用については、学校現場でそれぞれ対応する形になると思いますが、昨今のコロナ感染状況を見まして、保護者の方々が感染状況等を見中で、マスクを着用する・させないという話も出てくると思いますが、基本的には、学校現場につきましては、衛生管理マニュアルに基づいた対応になってくるという形になっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、課長から、学校衛生管理マニュアルに基づいた答弁だったとい

うふうに思います。基本的には、これを中心にしながら対応していくということでございます。次の質問に移ります。

私のところに、今月の初旬だったと思うのですけれども、ある方から電話がありました。

5月の末頃、ちょうど高知県内でコロナ感染者が、連日、20何人などという状態が続いていた時期の出来事だとのことでした。

子供たちの安全な登校の見守り活動に、ボランティアで参加していた年配の方から、マスクを着用しながら通学していた小学生に対し、死にたくなかったらマスクを外せ、と強い口調で、半ば強制するような勢いで言われたと、子供から報告を受けたが、一体どうなっているかという戸惑いの電話であります。

この「死にたくなかったらマスクを外せ」という発言は、マスクを外さなかったら殺すぞという、そんな強い意味ではなしに、マスクをしていると死ぬぞと、そういう意味だったようにとれるのですが、小学生である子供たちには、かなり強く響く言い方であったようにお聞きしています。

その場の学校登校の責任者、その方の表現では、班長ということで、登校仲間の小学生であろうと思うのですが、マスクは外したらいかんということで、そのまま着用しながら登校したようであります。

また、最近、この質問を行うに当たって、その方に確認したところ、あれ以降も何回かそのような発言があったように、中にはばかになりたくなかったら、マスクは外せというような、そんな発言を受けたこともあるらしいとのことでした。

このマスクを外すよう、学校関係者と違う第三者から責められたという報告は、学校並びに教育委員会には届いているのかいないのか、まずお伺いをいたします。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 松浦議員の再質問にお答えいたします。

先ほどのマスクを外すよう、学校の関係者以外の第三者から迫られたという話につきましては、ニュアンスの、若干違いはあるかもしれませんが、そういった事例があったということで、山奈小学校校長より報告は受けております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 報告があったということですが、子供さんから、あるいはその保護者から、何らかの報告があったとすれば、宿毛市教育委員会として、どのような対応をされたのか、まずは事実の確認をされたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 松浦議員の再質問にお答えいたします。

事実確認を行ったかということでございます。

小学校につきましては、校長のほう为学校で聞き取りを行っておりますので、山奈小学校校長からの報告を受けまして、内容を確認いたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 内容を確認したということですが、保護者から電話のあった内容が事実であったということですか。学校からの報告の内容についてであります。どのような内容なのか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長。どのような内容であったかということでございますが、個人情報に関係もありません。事実関係につきましても、学校に聞いてきたものの関係がございますので、ここについ

ては、詳細についてはお答えすることはできないので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 個人情報とかいう部分ではなしに、学校から、教育委員会として事実確認をしたということは、保護者から電話がかかってきて、教育委員会にも電話あったと思うのですけれども。

教育委員会に保護者から電話がかかってきた内容については、認めるのですか。誰が言ったとかかれが言ったとかは、個人情報になると思いますけれども。保護者から電話がかかってきたことについては、どういうふうに思っていますか。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 保護者から電話があったことにつきましては、その辺りが個人情報に引っかかってくると思いますので、その辺りの答弁を控えさせていただきますということでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） どこが個人情報に当たるか、自分では理解できないわけですが。

個人の名前を、誰さんに言われたとか、松浦英夫に言われたとかいうわけではなしに、保護者の皆さん方が、子どもさんお孫さんから話を聞いて保護者は怒って、戸惑う中で教育委員会に電話したと思うのです。

保護者からあった内容が事実かどうか、それが個人情報になるのですか。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 保護者から電話があったことにつきましては、先ほど言いましたように、保護者のほうから、い

ろいろいろありますので、個人情報に引っかかると思います。

内容につきまして、学校に確認したところ、その辺りにつきましては、議員がおっしゃられた分と大きく差がないという形には把握しております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） マスクの着用の問題、子供たちにとって命の問題、まさに、死ぬとかばかになるとかいう話は別として、感染拡大につながるおそれのあるという部分でいうと、子供たちにとっては、命に関わる問題であります。

そういった面で、保護者の皆さんが心配するのも、これまた分からないわけでもないわけでございます。

けれども、個人情報につながるという部分で、答弁を控えておりますけれども、私としては、十分に納得をいたしておりませんので、そのことについて、また後日、自分なりに勉強してまいりたいというふうに思います。

事実確認をされた上で、登校中の子供たちに何度も、恐らく毎回のよう、マスクを外すよう迫ってくるであろうその方の真意を確かめ、学校側の、あるいは教育委員会としての姿勢、見解を理解していただくよう、そして子供たちの混乱を解消するよう図られるのは、当然の措置だろうと思うのですが、宿毛市教育委員会として、どのような対応をされたのか、具体的にお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） お答えいたします。

教育委員会といたしましては、山奈小学校校長からの話を受けまして、マスクを外すよう声かけされた方に対しまして、山奈小学校のほうで対応をお願いするように、お願いいたしてい

るところでございます。

さらに、学校長からは、学校として、先ほど申し上げました国の示す衛生管理マニュアルに基づきまして、登下校時のマスクの着用方法につきまして、児童にも指導しているので、御理解をお願いしたい旨の話をしたと、報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、課長から、そういう発言をされた方に対しては、学校長を通じて理解を求める。衛生管理マニュアルの説明をしながら、理解を求めるということをしたという報告があったということではありますが、それでは、そういう発言をした方ではなしに、電話をかけていただいた方に代表されるように、外出時にはマスクの着用が当たり前と考えている保護者に対する対応はとられたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 保護者の対応につきましては、山奈小学校の校長と教育長と一緒に話をする中で、衛生管理マニュアルで、こういった形で書かれているよということで確認しまして、そちらのほうで保護者の方への周知でありますとか、学校現場の周知につきましては、お願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今の答弁を聞くと、電話をかけた方に対する対応も、現場の責任者、校長にお話をされたということで、教育委員会としての対応はそこまでということですね。

和田課長から聞く限り、この問題について、全て学校任せという印象は拭われません。とりよっては、ややこしい、白黒つけにくい

話は、学校現場で処理してくれと。教育委員会としての責任逃れになっているかのように感じます。もっと宿毛市教育委員会として、当該学校に対する明確な指針を示す必要があるのではありませんか。

同時に、無用な混乱を子供たちや保護者の間に引き起こすことのないよう、取り組んでいくべきではないかと考えますけれども、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

ボランティアの方には、学校からは、国の示す衛生管理マニュアルに基づき、登下校時のマスクの着用方法について、児童にも指導しているので、御理解をお願いしたい旨の話を継続していくことにしていると思います。

また、児童生徒については、これからの暑い時期になると、熱中症のリスクも出てきますので、高温時にはマスクを外すこと。その際には、密にならない。また、おしゃべりをしないことなどの周知を図っていくことが必要であると考えます。

私も現職のときには、集団登校をしていましたので、その際には、どうしても子供たちは距離が近くなります、密になりますので、マスクを着用するように言った場合もありますが、それも、気温と状況といったところも含めて、臨機応変と申しますか、そういったところで判断を、その都度、その都度、指示をしていったというふうなこともあります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 臨機応変に対応できないであろうという状況を鑑みると、判断が難しくなる。そこに混乱が生じてきたという部分でございます。

今回の事案を見て感じることは、学校におけ

るマスクの着用問題に関する文科省の衛生管理マニュアルが、あまりにも曖昧であるために、何か抽象的で、学校現場では対応が難しいのではないかと疑問に思います。

マニュアルの曖昧さが原因で、今回のような見解の違い、認識のずれに伴う事案混乱が生じたものと思っています。

私は、先ほど、学校と地域との連携の重要性について質問をしてみました。市内を見ても、子供たちが安全な登下校ができるよう、見守り活動に、ボランティアで多くの方々が行われておると思います。ありがたいことです。大変重要なことではないでしょうか。

しかし、そうしたボランティアで参加された方、子供たちから見れば、大人であります。そうした方から、「ばかになりたくなかったらマスクを外せ」とか、「マスクをしていると死ぬぞ」と言われると、子供たちはどのように対応すればいいか、不安になってくると思います。

私としては、子供たちが安心して登下校でき、また楽しい学校生活を送れることが基本であると思います。

そのためには、学校と子供たちだけではなく、地域の皆さんとも意思統一を図りながら、連携をしていかなければならないのではないのでしょうか。

今議会、同僚の議員から、マスクの着用問題について質問が予定されております。マスクの着用により、死ぬもともになるとか、ばかになるとかいう御指摘の可否についての議論を通じて、教育委員会としての見解が明らかになるものご期待をしておりますとともに、私としては、そのやりとりを今後の取組の参考にしてみたいと思っています。

宿毛市教育委員会の指導力と見識の高さを今以上に発揮していただくよう申し上げ、次の質問に移ります。

次は、人権教育についてであります。

この問題については、市長並びに教育長にお伺いをいたします。

教育長は、長年にわたり人権教育の重要性について学習され、あらゆる差別の解消に向けて取り組まれてきたと思います。

新教育長として、今後における宿毛市の人権教育についての取組と、その重要性についての所見をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

これまで学校現場でも、弱い立場の子供たちを学級経営、学校経営を中心に据え、仲間づくり、人権意識の高揚を図ってまいりました。

個人的には、平成4年度からの山奈小学校での3年間は、同和教育主任として地域に入り、地域の実態から学ぶことで、学校での同和教育の大切さや、様々な不合理、差別に対する認識を学ぶことができました。

教育行政方針にも記載されておりますとおり、部落差別、高齢者や障害者に対する差別に加え、近年では、インターネットによる人権侵害、性的マイノリティに対する偏見や差別、新型コロナウイルス感染症の罹患者や医療従事者への偏見や差別など、これまで顕在化していなかった新たな人権問題も発生しております。

また、学校教育におきましても、いじめや不登校問題など、様々な人権問題に関連する課題が大きな問題となっております。

今後は教育行政を預かる長として、相手の立場に立ち、相手を思いやることのできる人権教育の推進や、啓発を責務と位置づけ、各関係機関、団体とも連携しながら、人権教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 差別の実態という、

私自身もそういう取組をしておりますけれども、なかなかこれといった解決策といますか、差別をなくす、思いはあってもなかなか成果としてあがりにくい部分であろうかと思ひますし、人権を守るという部分では、共通する部分もあろうかと思ひます。

そこで市長にお伺ひしますが、先日の高知新聞紙上で、化粧品会社であるディーエイチシーのウェブサイト、吉田嘉明会長名で、在日コリアンを差別する文書が記載されたと報道されました。

今回の吉田会長の発言について、市長はどのように考へているのか、受け止めておるのか、お伺ひいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 松浦議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

御質問の会長の発言につきましては、差別的な発言であると考えております。

このような不適切な発言を、企業の公式サイト上に公開するという事は、社会的な影響も大きく、決して容認できるものではないと思ひているところでございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 珍しく意見が一致をいたしました。

宿毛市は、株式会社ディーエイチシーとの間で、市民の健康増進や災害対策等について、連携協定を平成29年1月19日に締結をされておりました。

同社とは、高知県内では南国市が同様に協定を締結いたしております。

この報道を受け、南国市では、早速、今、市長が認められましたように、差別的な発言があったということで、これは看過できないと思ひから、同社に対し協定の解消を通告したということでありましてけれども、宿毛市の対応は見

えてきません。

協定を締結した宿毛市長として、どのような対応をされているのか、お伺ひをいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

株式会社ディーエイチシーとの連携協定への対応についてでございます。会長の公式サイト上の発言につきまして、本市におきましては、インターネットメディアからのアンケート調査によりまして、発言内容について承知をしたところでございますが、この発言につきましては、先ほども答弁をさせていただきましたが、差別的な発言、表現であり、大変不適切であると判断をいたしましたので、5月上旬に、ディーエイチシーに対し、公式サイトからの削除の申入れなどを行ったところでございます。

その後、本市からの申入れに対しまして、5月17日までに公式サイトからの削除を含めまして、会社としての見解、対応についての回答がございましたが、発言については、会長個人の見解である。会社としては、ホームページからの削除もしない、原文のまま時系列で掲載する、との回答を、電話及び文書によりまして受けているところでございます。

なお、申入れ日以降にも、会長の発言がサイトに追加されておられて、このような回答や対応を踏まえ、本市といたしましては、会長個人の見解とはいえ、企業の公式サイト上で公開している以上、企業としての判断、体制であると考えまして、同社と締結しております包括連携協定につきましては、解約せざるを得ないと判断をいたしました。

そして、6月末日をもって解約することとし、協定により定めております事務手続に基づき、5月19日付で、文書により解約をディーエイチシーに通知をしたところでございます。

なお、マスコミ報道によりますと、会長の発言につきましては、人権に関わる不適切な内容が掲載されていた非を認め、発言を撤回するなど、ディーエイチシーから取引先に伝えられ、6月1日までに公式サイト上から削除されているとの報道もなされておきまして、本市におきましても、サイト上からの削除を確認している状況でございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 協定の中身を見ると、1か月前に、一方から締結を結んだディーエイチシーか宿毛市長名で申入れをすれば、締結そのものが無効になるとうたわれておきまして、もっと早い動きが見られたらなという感がするわけでございます。

そして、私としては、協定の相手先については、十分に調査をする中で、慎重に判断すべきであったと思われま。

結果として、今回このような差別発言をしたディーエイチシーと連携協定を締結した市長としての責任は重いものがあると考えますが、このことについて、市長の所見をお伺いします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

本市におきましては、地域の活性化、地域の課題解決のため、また災害発生時に迅速に応急対策ができるよう、現在、100を超える企業、団体の皆様方と協定を締結させていただき、官民連携による取組を、現在も進めているところでございます。

株式会社ディーエイチシーとの連携協定につきましても、全国に幅広く事業展開をしている同社から申入れをいただきまして、市民の健康増進や、地場産業の活性化、災害対策などを目的として、先ほど質問議員が言われましたよう

に、平成29年1月、約4年半前に連携協定を締結したところでございました。

協定締結時におきましては、マスコミ報道、そういったような報道等も当然なされておらず、会社が公開している情報などでは、企業の体質や経営者個人の資質を把握することは非常に難しいものであったと考えているところでございます。

なお、議員言われるように、当然、慎重に判断すべきものであることは間違いございませんので、今後について、さらに気をつけながら、協定も結んでいかなければならないと感じたところでもございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 教育についての部分はこれで終わりたいと思いますけれども、今回は、教育長は初めてということもあって、基本的な問題、自分の関心のある問題を中心に質問をさせていただきました。

ぜひ、基本は本年度の教育行政方針というのが柱になってくると思いますので、その柱をもとにしながら、鎌田カラーという部分も出していただきながら、特に教育の現場で経験をされておりますので、そういったことも踏まえて取り組んでいただくよう申し上げて、次の質問に移ります。

次は、観光行政について、柔らかくしたいと思っておりますけれども、お伺いいたします。

宿毛市として、観光行政に力を入れているのは御案内のとおりであります。

そこでお伺いいたしますが、宿毛市大島の沖合約300メートルに浮かぶ咸陽島で見られるトンボロ現象の活用についてであります。この現象を、宿毛市の観光資源の一つとして活用すべきではないかと考えております。

全国的には、西伊豆町の堂ヶ島の海岸の三四

郎島や、小豆島の土庄町、また鹿児島県の指宿の田良浜が有名であり、その多くは、観光資源として活用されております。

咸陽島はだるま夕日で知られております。この現象が見られる冬場には、全国各地から多くの方が訪れています。

一方で、咸陽島は、全国的にも珍しいとされるトンボロ現象が見られるとして知られています。大潮のときに起こるトンボロ現象により、約2時間ぐらい大島と陸続きになると言われています。

また、この道は、地元の皆さんは幸運へと続く道と呼ばれております。こうしたトンボロ現象が見られる咸陽島でありますので、これを観光資源として活用することを提案させていただきます。

咸陽島をだるま夕日とセットにして売り出すことにより、観光資源の少ない宿毛市としては、大島全体の公園化も視野に入れながら、取り組むことが重要でないかと思えます。

私としては、市内で有数の観光地になると思えます。

御案内のとおり、大島には桜公園もあり、現在では自転車のサイクリングコースも整備されております。また、椰子という宿泊施設も整備されています。今後の宿毛市の観光行政を推進していくためにも、ぜひ活用すべきでないかと思えますが、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど、議員のほうから、珍しく意見が一致というお話をいただいたところでございますが、これも意見一致させていきたいと思えます。

全く議員のおっしゃるとおりで、非常に観光資源としての価値、魅力のある現象だというふうに、当然思っているところでございます。

咸陽島で見られるトンボロ現象とは、先ほどお話もありましたが、大潮の干潮時に海中から道が現れる、そういう現象でありまして、宿毛市観光協会のホームページでも、宿毛市の見どころとして紹介されております。

また、議員先ほどおっしゃられたとおりで、この道は幸運へと続く道、島と島をつなぐことから、縁結びの御利益があるというふうに言われているところでもございます。

また、咸陽島公園は、だるま夕日の絶景スポットでありまして、公園を見下ろす丘の上には、眼下に咸陽島を望むことのできる「宿毛リゾート椰子の湯」があるなど、観光資源として、多くの魅力を秘めているといった場所に、現在もなっているところでございます。

当然、引き続き、この咸陽島公園を宿毛市の観光拠点として整備をしてみたいと考えているところでございまして、その際には、先ほど御紹介のありました大島桜公園や、その中を走るサイクリングロードも絡めながら、大島を一体的に、魅力あふれる観光拠点として磨き上げていくことを検討していきたい、取り組んでいきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） だるま夕日の関係については、せっかく宿毛の写真を撮りに来ても、その日の天候によって撮れなかったりする部分があるわけですがけれども、この現象というのは、大潮のときに決まって必ずあるわけでございます。年がら年中、必ず見られるという部分では、看板等もつくって、周知をすることができるのではないかと思いますので、そこら辺りも含めて、取組をしていただきたいと思いますし、この問題についても、注視をしながら対応をしてみたいと思えます。

最後になりましたけれども、地区懇談会の分について、お伺いいたします。

高知県知事の濱田氏は、6月1日に、「再び濱田が参ります」と銘打って、高知県唯一の有人の離島である沖の島地区を訪れることにしていました。

しかし、県内での新型コロナウイルスの感染拡大を受け、延期となりました。この知事の来島に期待をしていた島民は、非常に残念がっておるところでございます。

濱田知事は、これからの高知県政を運営するに当たり、住民の生の声を聞きながら、それを県政に反映していくとの考えのもと、住民とじかに接せられ、座談会も行う予定にしています。

そこでお伺いいたしますが、このことは、宿毛市政でも言えることであります。

前沖本市長ときは、地区懇談会を開催してありましたけれども、中平市長は開催をされていません。まず、開催をしないという立場をとっている中平市長の地区懇談会に対する考えをお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

地区懇談会についての質問でございます。

地区懇談会につきましては、地域の皆さんの声を聞くため、大事な手法の一つであると、私自身も認識をしており、また、会議などではなく、自由な雰囲気の中で、気楽に会話を通じて、地域の皆さんからの御意見をいただくことができる、そういった大切なものであるというふうに考えているところでございます。

そのため、地区別の懇談会ではございませんが、毎年8月に開催されますそれぞれの地区の代表である地区長の方々の市政懇談会を通じまして、できる限り、地区ごとの御意見、御要望をお伺いし、また内容によりましては、これ

までも意見交換会や説明会を各自、そのときそのときに開催をさせていただき、市政運営に反映をしているところでございます。

各地区の皆さんからの要望、陳情などにつきましても、できるだけ直接、市民の方々からお話をお伺いし、対応してまいった、そういったところでもあるというふうに思っているところでもございます。

また、現在は、昨年からのコロナウイルス感染拡大の影響によりまして、出向くことが難しくなっているところでございますが、地域で行われている地域元気クラブや、認知症カフェであるとか、またこの土曜日にもお伺いすることになっておりますが、沖の島歌って踊って笑おう会など、地域で行われている様々な行事へ顔を出させていただいた際や、各種イベントのときなどにおきまして、できるだけ多くの市民の方々との対話を通じて、たくさんの御意見を聞かせていただくよう、私自身心がけているところでもございます。

今後も引き続きまして、地区懇談会という形式にはとらわれることなく、様々な形で市民の皆さんとの対話を通じて、御意見御要望などをお聞きをいたしまして、市政運営にも生かしてまいりたいと考えているところでございます。

コロナ収束後におきましては、またできるだけ、当然、地域に足を運ばせていただいて、そういった懇談できたというふうに考えておりますので、しっかりと対応していきたい、そのように思っております。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 次にお伺いする予定にしておった分については、大方今の答弁の中に集約されておるかなと思います。

ぜひ、じかに地域の皆さんの声を聞く。そのことによって、また地域の置かれたいろいろな社会的条件とか、地理的な条件とか、いろいろ

伺うことができ、それを一つでも改善をしていくというか、解決をしていくことが、また行政、宿毛市政の発展という部分につながると思いますので、ぜひとも、昨今はコロナという部分で、自粛、自粛という部分もありますけれども、ぜひ地域の声を聞く機会を多くとっていただきたいということを申し上げまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

この際、10分間休憩いたします。

午後 3時33分 休憩

-----・-----・-----

午後 3時46分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） こんにちは。7番、高倉真弓です。一般質問をいたします。

今回は2項目、7点についてよろしくお願いいたします。

1項目め、コロナウイルス感染症対策について。個人の御意思によるもので、受ける方、受けない方は個人の自己判断が前提です。今後のことは、その前提のことを含めて、お話申し上げます。

ワクチン接種が始まり、現場では環境整備、人員配置など、大変なストレスとの戦いであろうと拝察いたします。

新型コロナウイルスワクチン接種の現状と、今後の見通しをお伺いする予定でしたが、午前中の野々下議員の御質問と重複いたします点が多々あり、まだそのお答えも、皆様のお耳に新しいことかと存じます。

時間短縮の上からも、答弁をいただかず、感

想を述べる変更をさせていただきたいと思いますので、お許しを願います。

接種業務に当たる方、受ける方、双方が初めてのことで戸惑いもあったと存じます。19日土曜日ですが、2回目のワクチン接種を終えました。

野々下議員のお答えの中に、18日付の御紹介のあった65歳以上の接種184名には、まだ含まれておりませんので、成果の数字は、また今から上がると思います。

1回目で要領が分かりましたおかげで、前回と同じ方が来られていましたが、どなたにも余裕が見られました。無理もありません。最初的时候は、3時半の御予約の方が、1時にお見えになったり、また時間以外の方が列に並べられたり、予約のはがきを忘れられたり、担当の方は声を上げて、何時何時の方はいらっしゃいませんかと言いながら、予約の時間の方を探している状態でした。

普通の予約診療との違いが十分理解できなかったことも、原因の一つであったと思われます。別の日です。

母の接種に対して同行してありましたら、「私ね、忘れていてね、担当の人が電話くれたのよ。それでやっと今、打った。」と言って、そうも言われました。

それぞれ一貫して、丁寧に対応されたことが、また担当部署以外の縦断、横断の全庁体制の応援については、今日の接種率、先ほどの15歳以上の高齢者、18日現在、78.7%の高さにかがえると思います。本当にお疲れさまです。お労い申し上げます。

まだまだ見通しのつかないところや、長丁場でもあります。何とぞよろしくお願い申し上げます。1点目の質問に代えたいと思いません。

次に、2点目、危機管理上から考えるワクチ

ン接種優先順位について、お伺いします。

6月9日の高知新聞記事から、高齢者接種が順調に進んだ村が、12歳から15歳、中学生ワクチン接種に対し、子供への接種はリスクがある。人殺しなどと、村外からの抗議の電話が相次ぎ、集団接種から個別接種に変更。接種が任意であること、またその接種に対して、保護者は接種を希望しているとのことがありました。

そういう御心配の観点からも、若い子供さん、児童生徒に関わる2点目のア、保育士・教職員に対するワクチン接種についてをお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 高倉議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

保育士や教職員を優先接種の対象とさせていただいた理由といたしましては、各地の保育園や小中学校で、残念ながらクラスター発生が報告されていることを受けまして、保育現場は3密を避けづらく、そして園児はマスクを着用しづらいこともありまして、感染リスクが高くなる環境にあることから、ワクチン接種の対象外となっている子供たちの感染リスクを少しでも減らすことや、保護者のことを考えて、働く保護者を支える保育現場の閉所、閉めてしまうことは容易ではないことを考慮いたしまして、保育士を優先的に接種することとしたものでございます。

また、保育園と同様に、子供たちの感染リスクを減らすため、小中学校の教職員も優先接種の対象とさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） すごい助かりました。保育園とか閉まったら、保護者の方もお仕事にも行けなくなりますし、緊張を強いられる職場ですから、関わる方、関わられる方双方が、少

しでも安心できたらと思います。

続いて、これも新聞報道からですが、5月31日、名古屋市の特別養護老人ホームの記事です。

介護施設 負の連鎖、少ない支援。職員疲労限界。入院できず感染拡大。個人情報の観点から、感染者情報を非公開。特別養護老人ホームの現状を伝えておりました。

イについて、宿毛市での介護職にある従事者の優先接種についてを、お伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 7番、高倉議員の御質問にお答えいたします。

介護施設の従事者への接種の状況についてですが、高齢者等が入所する宿毛市内の高齢者施設等の従事者につきましては、入所する高齢者の接種と同時に接種を行い、市内17施設の従事者311名に対しまして、5月中旬に2回の接種が完了しております。

また、在宅の方に対してサービスを行っている居宅介護サービス事業所等の従事者につきましては、住民接種全体の接種計画に影響が出ない範囲で、日程等の確保ができましたので、介護が必要な方に対しまして、継続した介護サービスを提供できるよう、優先して接種を行う予定としております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 5月中旬に311名というのは、よかったですね。順調に進んでいることに安心いたしました。

次に、キャンセルなどでワクチンが余り、廃棄を防ぐために行政のトップが接種を受け、批判されたことが報道に出ておりました。

今、危険は新型コロナウイルスに多くを割かれています。30年豪雨のこと、どんな災害が、また今月18日、19日も夜通し雨でした。

また、19日の朝には、宇和島を震源とする地震もありました。

南海トラフ、次は超巨大、江戸時代の宝永型を予測すると、日本地球惑星科学連合大会で学会へ発表されております。

こういう事例を踏まえた上で、危機管理の点からも、しっかり説明を果たし、市民の理解を仰ぎ、まず優先にワクチン接種を受けるのは、市民の命を守る市長、並びに行政を執行する最前線にある者。

今回のコロナに関して言えば、窓口業務や会場担当者など、年齢に関係なく、行政としてとるべき責任であります。当然、全員は無理でありましょうが、優先すべき事案であると思えます。

行政職員の優先接種についてをお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

市職員のワクチン接種につきましては、現在の高齢者への接種を行う中で、キャンセル等によりまして、ワクチンに余剰が生じた場合のワクチンの廃棄を回避するため、集団接種会場の運営に従事する市職員に接種することとしているところでございます。

これは、ワクチン接種業務に従事する者は、医療従事者等としての位置づけで、優先接種が認められていることから、余剰対策として接種を行うもので、職員全てを優先して接種しようとするものではありません。全体をするというものではございません。

今後もワクチンの廃棄を回避するための対策は必要でございまして、急なキャンセルなどに対応するためには、住民の方に協力を求めることは難しいため、行おうとするものでありまして、市職員への接種は、余剰対策として行うこ

と以外に、優先して接種を行うことは、現在のところは考えておりません。

私のことも含めて、高倉議員のほうからありがたいお言葉をいただきましたが、当然、自分がかかることなく、人にうつすことなく、しっかりと対策をとりながら、生活をしていきますし、またしていくつもりでございます。

やはりそれぞれの方々、それぞれの立場の方々がおられて、優先順位を決めるに当たっては、非常に悩ましいところもございますが、まずは弱者といいますか、弱い立場の方々から、しっかりと打っていただこう、そういうことで対応をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 市長御自身からいえば、お答えしにくい質問であったとは存じますが、指揮者が倒れては、言い方は悪いですが、お先真っ暗という部分もあります。余人をもって代え難いということも考えますと、私は優遇しなさいと言っているわけではありません。優先してくださいと言っておりますので、その辺のところを勘違いなさらないようにお願いします。

またお返事の中から、そのような対処をするということもお伺いしましたので、よしとしたと思います。

今、直面しているのは、再三申し上げております新型コロナウイルス感染ですが、いつ、何どき、第2、第3のコロナに代わる危機があるやもしれません。しっかりと対策について検討しておくべきと、再度申し上げます。

続いて3点目、私は以前から給付型奨学金を何度か市長に御提案申し上げてまいりました。今、コロナの関係で、就職活動やアルバイトもできず、多くの学生さんが困難を抱えていると伺います。市として、何か支援の手だてはあるのかをお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

質問議員の言われますとおり、市外で就学中の学生が、コロナウイルス感染症の影響によりまして、就職活動やアルバイト活動をはじめとする様々な問題を抱え、そして非常に困っている現状は認識をしているところでございます。

このため、宿毛市としても、何か支援をさせていただきたいと考えまして、今議会におきまして、学生応援すくもふるさと便事業という名前で、事業を提案させていただいているところでございます。

事業の内容につきましては、高倉議員がおっしゃられたような、窮状にある、非常に厳しい状況にある、そういった市外在住の学生の皆様に応援するために、本市産の新米と、特産品などを詰め合わせた食料のほか、就職活動関連情報などを、学生へお届けするといった内容のものでございます。

対象者は、宿毛市出身の方で、申請の時点で18歳から29歳までの市外在住の大学生、高等専門学校生、専門学校生等としまして、申込期間といたしましては、8月から9月末までを想定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） ありがたいですが、新米まで待つと、どうしても8月の頭までになってしまう。何とかそれまで頑張っていたきたいなと思います。

再質問です。

この支援は、今回だけでしょうか。また、周知方法や、申請方法はどのような形か、お教えてください。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

きます。

新米なので8月というよりは、今議会、議員の皆様方の承認をいただいて、それからの事業になりますので、時期的には、どちらにしても8月頃になるのかなというふうに思っているところでございまして、それに向けての申請等について、御説明をさせていただきたいと思えます。

先ほども申しあげましたように、学生応援すくもふるさと便事業は、コロナウイルス感染症支援対策といたしまして、創設しようとするものでございます。

このため、現在のところ、今回限りの事業として制度設計をしているところでございます。

また、周知の方法といたしましては、市のホームページ、広報、ライン、フェイスブック、防災アプリ等を活用いたしまして、主に市内在住の保護者を中心に周知をいたしまして、本人もしくは保護者から申込みをいただくこととしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 予算の関係もありましようが、ぜひとも次につなげていただきたい支援ですね。そういうことから関係しましても、先ほど御相談というか、御提案申しあげました奨学金も、緊急支援策の対策として、今後、いろいろな形を踏まえての御検討を願いたいと思います。

どうぞこの点は、度々市長にプッシュしていきますので、よろしく願いいたします。

2項目め、スタートアグリカルチャーすくもについて、今回は苺に特化してお伺いしたいと思います。

300種以上もあるといわれる苺市場の現状と品種選定、併せて冷蔵施設の稼働状況をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 副市長。

○副市長（岩本昌彦君） 7番、高倉議員の一般質問にお答えをいたします。

現在、一般社団法人スタートアグリカルチャーすくもでは、「さがほのか」を栽培しております。

これは、市内で多くの苺農家の方々が栽培している品種であり、農協の推奨品種でもあるため、栽培品種として選定をしております。

この「さがほのか」の中でも、一定の基準に合う一部の苺を、だるま夕日にちなみ、「だるま苺」としてブランド化し、知名度の向上を図っており、主に出荷をしている大阪中央青果でも高い評価をいただいております。

また、当該法人が設置している冷蔵施設については、1坪程度の小規模なプレハブ冷蔵庫となっており、収穫から出荷までの苺を冷蔵する目的であることから、収穫の時期は毎日稼働しておる状況となっております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 7番高倉真弓君。

○7番（高倉真弓君） 出荷は大阪のほうなんですね。すみません、そういうことも全然知識になかったものですから。

スタートアグリカルチャーのチラシも頂いて、「さがほのか」の写真もありましたが、話自体は、甘くておいしい話ですが、生産現場は大変と伺っております。今はカルチャーの仲間がいますが、独立しますと、少人数での経営になるかと思えます。

お互いにサポートしたり、高価格の品種を検討したりして、継続できるアグリにつなげていただきたいと存じます。

水稻農家の一人として、期待いたしております。

最後に、改めてコロナ対策に関わっていただいております医療従事者の皆様をはじめ、関係

の皆様感謝いたします。

松浦議員の質問の中にもございましたが、配慮のない言葉で、必要以上の不安を与えることは、お互い慎みたいと存じます。

コロナ対策で窓口についでなどいたしますと、聞こえにくい方に不便が出てきます。助聴器、助けて聴く機械というか、そういう設置や、また個人で受けるPCR検査の助成金など、今後に向けた対策、検討などを期待いたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 4時08分 延会

令和3年
第2回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（令和3年6月22日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君
14番 濱 田 陸 紀 君	

----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈良 和 美 君
議事係 長	桑 原 美 穂 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	桑 原 一 君
危機管理課長	上 村 秀 生 君
市 民 課 長	中 山 佳 久 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君

会計管理者兼 会計課長	佐藤 恵介 君
健康推進課長	松田 まなみ 君
長寿政策課長	谷本 裕子 君
環境課長	谷本 和哉 君
人権推進課長	山戸 達朗 君
産業振興課長	岩本 敬二 君
商工観光課長	長山 敏昭 君
土木課長	澤田 英典 君
都市建設課長	小島 裕史 君
福祉事務所長	河原 志加子 君
水道課長	川島 義之 君
教育長	鎌田 勇人 君
教育次長兼 学校教育課長	和田 克哉 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	岡本 武 君
学校給食 センター所長	平井 建一 君
選挙管理委員会 事務局長	児島 厚臣 君

----- . . ----- . . -----

午前10時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 皆さん、おはようございます。

今回、私は、2件、宿毛市小規模林業総合支援事業費補助金について、それと地域おこし協力隊の林業部門の成果と課題について、この2点をお尋ねしたいと思います。

まず、宿毛市小規模林業総合支援事業費補助金というこの事業は、去る3月議会における新規事業等調査票に従えば、森林環境譲与税を財源として、担い手不足による森林の荒廃が懸念される市内森林において間伐や作業道整備等を行い、適切に森林の保全管理を行うことで、森林の持つ多面的機能の維持増進を図るとともに、新たな林業の担い手となる小規模林家の支援を目的とすると、そのように規定されています。

この事業は、去る3月議会で承認されたばかりの事業で、本年度を皮切りに、令和4年、5年と継続が予定されていることでもあり、今後の展開を効果あるものにしていくためにも、その事業内容について、以下の質問を行いたいと考えます。どうかよろしくお願ひいたします。

まず、この事業の具体的な内容、支援項目についてお尋ねいたします。

3月議会での執行部からの説明の繰り返しになるかとは思いますが、市民の皆様への周知を図る意味からも、再確認の意味でお尋ねいたします。

煩雑を避ける意味で、まずはこの補助対象となる項目についてのみお答えいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） おはようございます。9番山戸議員の一般質問にお答えいたします。

補助のメニュー項目は5つに分けております。立木本数の20%程度の間伐を行う間伐事業、2つ目が、木材搬出など継続使用が見込まれる幅員2.5メートル以上の作業道開設及び補修を行う作業道開設事業、3つ目が、作業に当たって必要な林業機械をレンタルする場合及び回送に要する経費に対する林業機械レンタル事業、4つ目が、作業現場で専門家の指導、アドバイスを受けたい場合の専門家に支払う報償費及び旅費に要する経費に対する林業アドバイザー活用事業、5つ目が、原木生産及び林産物の生産に使用する林業機械の購入に要する経費に対する林業機械購入事業としております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） それぞれの項目に対する補助金の額についてお尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） お答えします。

間伐事業につきましては、1ヘクタール当たり15万3,000円、作業道開設事業につきましては、新たに開設する場合は、1メートル当たり2,000円、補修の際は、補修にかかった経費の50%以内としております。

林業機械レンタル事業については、かかった経費の3分の2以内、林業アドバイザー活用事業は、1日当たり3万円以内、林業機械購入事業については、上限を50万円とし、経費の2分の1以内を補助することとしております。

また、このうち、林業機械レンタル及び林業機械購入事業につきましては、消費税は補助対象外といたしてあります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） ただいまの御答弁、ちょっと再質問ですが、林業機械のレンタルや購入に関しては、消費税は補助対象から外れるとのことですが、それはどういう理由によるのでしょうか。

何だか、一種違和感があるのですが。お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 再質問にお答えします。

類似の補助事業といたしまして、高知県の原木増産推進事業費補助金のメニューの中に林業機械レンタルがあります。この中で、経費のうち消費税を除くと規定されております。これを参考として制度設計をいたしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 5種類の補助対象となる項目の中で、特に異彩を放っているというか、目につくものに林業アドバイザーの活用という項目があります。林業現場での専門家の指導、アドバイスを希望する際に要する1日当たり3万円以内の報償費と旅費を補助するとなっておりますが、具体的にはどのような作業へのアドバイスが想定され、どのような方々を専門家として想定されておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） お答えします。

すくも森林塾で一定の技術指導は行われるとはいえ、林業に必要な技術は多岐にわたっているため、実際に施業を行っていく中で課題に直面することが想定されます。

その中でも特に作業道の開設ルートの設定や、急斜地での開設技術は高度の専門性が求められるジャンルであり、専門家による適切なアドバイスが必要であると認識いたしております。

このため、アドバイスをいただく専門家としては、持続的な自伐型林業の先駆者として御活躍中であり、これまでもすくも森林塾の講師や地域おこし協力隊へのアドバイスをいただいております徳島県在住の橋本光治さんを初めとしまして、自伐型林業推進協会など関係機関と連携する中で、様々なジャンルにおけるスペシャリストを御活用いただけるものと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 次は、支援事業の対象者についてお尋ねしたいと思うのですが、この3月議会での新規事業等調査票には、この事業の対象者は、すくも森林塾卒業生の会の会員であり、宿毛市内の山林において持続可能な森林経営を行うものとする、このように記載されているのですが、まずは、ここに提示されている持続可能な森林経営とはどのようなものであるのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） お答えいたします。

基本的には、本市が開催するすくも森林塾が目指す、自らが山林に路網を整備し、20%程度の間伐を10年程度の間隔で繰り返すことによりまして、大規模な再造林をすることなく、適正な森林管理を行いながら成長部分を収穫する、小規模林家においても実現可能な林業であると考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 支援対象者がすくも森林塾卒業生の会の会員に限定されている、その理由についてお尋ねしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） お答えします。

伐採届等で確認できる内容からは、具体的な施業の方法までははっきりと確認できるわけはありませんが、林齢や伐採率、面積等の情報から推察すると、自伐型で施業をする卒業生以外の個人は少数であると思われます。また、林業事業体に従事していた方などの林業経験者であっても、小規模林業の一つである自伐型林業については未経験の方もおられると考えております。

新たな林業スタイルの一つである個人や家族でも実践できる自伐型林業の手法を取り入れた小規模林業を自ら実践していくためには、間伐や作業道のルート選定、整備の方法などの実習を通じて技術を習得する中で、自伐型林業における林業経営の形について学習することが必要であると考えていることから、支援事業の対象者をすくも森林塾卒業生としております。

なお、すくも森林塾につきましては、今年度も継続して実施する計画となっておりますので、多くの方に受講していただき、実践していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 森林塾卒業生の会の会員の中には、現にバイオマス発電の原料供給という形で、御自身の持ち山を中心にして広葉樹の伐採を行っている方がいます。

小規模山林所有者や協力隊の卒業生といった方が、活動の舞台となる施業地を確保したり拡大しようと思っても、祖父や親の代に植樹し、手を入れてきた杉やヒノキの人工林に関しては、たとえ自分がタッチしていないとしても、山主としての思い入れがあったりして、施業の許可をいただくには抵抗が伴う。そんな例が少なくないと聞いています。

しかしながらその反面で、広葉樹の自然林に関しては、伐採するについてもっと理解が得ら

れやすいのではないかと。広葉樹林の活動を組み入れることができれば、人工林の間伐による小規模自伐型林業と薪炭材やバイオマス燃料の供給という活動の組み合わせによって、林業活動の拡大につながっていくことになりはしないか。

長年にわたって放置され、倒木寸前、成長の限界近くまで伸び茂っているシイやカシの林の姿を見るにつけ、その有効活用を図るべきだと思わないではられません。

人工林と同じような補助額ということにはならないとしても、広葉樹の伐採に関しても、何らかの補助を行うべきであろうと思うのですが、どのようにお考えかをお尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） お答えします。

広葉樹の活用につきましては、バイオマス発電施設が地元で稼働していることや、近年の薪炭材事業の高まりなどから有効活用できる可能性があるものと認識いたしております。

この事業の補助対象経費につきましては、先ほど御説明したとおりですが、広葉樹林の整備についても、補助事業の目的に合致するものであれば補助対象になりますので、御活用いただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） これまで課題とは思いつながら、なかなかまな板に上げることのできなかった広葉樹の活用について心強い答弁をいただきましたのでお礼申し上げます。

続いて、支援の申請手続についてですが、支援を受けたいとする場合、どのような手続が必要となるのか。補助金の交付要綱には、第5条に補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添付して市長に提出とあるのですが、必要書類の内容について、どのようなものが想定されているのかお尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） お答えいたします。

先ほど説明させていただきました5種類の補助対象事業に関して、申請の際に必要な書類といたしましては、まず、全ての事業に共通事項として、市税の完納証明書、事業計画書、収支予算書の添付が必要です。

事業ごとで申しますと、間伐や作業道開設事業では、施業地の位置図、ルート、延長等が記載された平面図、伐採届の写し、森林所有者の同意書、施業前の状況写真の添付が必要となります。

機械のレンタル事業では、見積書と施業地が分かる位置図、林業アドバイザー活用事業では位置図、林業機械購入事業では見積書を添付するように定めております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 続いて、補助金交付の決定についてですが、先述の交付要綱では、第6条に申請書を受理したときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその適否を審査し云々とあるのですが、その審査には誰が当たるのか。事業計画書や収支予算書が果たして妥当なものであるかどうかを判断、判定するためには、相当な経験なり知識なりが必要になるのではないだろうかと思うのですが、その点はどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） お答えします。

ほかの補助事業と同様に、担当職員が書類の審査、現地確認等を行い、適否を審査しています。

事業計画書につきましては、間伐の場合は、施業地の所在、森林所有者、面積、樹種、林齢を記載することとなっております。

提出のあった位置図や伐採届のほか、森林簿やシステム等での確認、必要に応じて現地での確認により判断いたしております。

作業道の計画書には、所在、所有者、延長、幅員を記載することとなっております。

所在、所有者は、間伐と同様の審査方法をとりますが、延長、幅員については、申請段階ではルートが確定しておりませんので、提出のあった平面図により適正かどうかの判断をいたしております。

最終的には、事業が完了した段階で報告書類や現地での距離測定等の完成検査によって金額の確定をすることとしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 実質的に、自伐ないしは自伐型の林業を通じて、持続可能な森林経営を目指す小規模林家にとって、その成否を決する最大の要因は、作業道の開設ということになります。

雨や水の流れなど、自然現象によって壊されることのない、そうして長期に及ぶ使用に耐え、間伐や集材などの作業効率と安全性を高めるように配慮された作業道の開設は、ただ小型ユンボなどの重機の扱いに慣れているというだけでは不十分であるために、そのルートの設定や急傾斜部の処理技術など、専門家のアドバイスが必要となる場合が少なくない。

さらに、この作業道の開設という作業は、一種の先行投資、設備投資に該当し、多大な時間を必要としながらも、木材の生産、販売に直接つながることが極めて少ない関係で、現状では補助金なしには成立し得ないものとなっております。

しかしながら、逆から言うなら、補助金を前提にして考えれば、木材の生産に直結しないにもかかわらず、小規模林家にとっては最大の収

入源ともなる作業であり、作業道はつければつけるほどお金になる。そういう側面もあるわけです。

この作業道の開設について、適正な密度と延長、つまり補助金の適正な額をどのように判定するのかお尋ねしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） お答えします。

山林の傾斜などによって状況は違いますが、1ヘクタール当たりの作業道の適性な密度や延長はほぼ決まっております。必要に応じて現地調査を行うことで適正な判断ができると考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 要綱の第9条には、補助金の概算払いが規定され、補助対象者が規則第15条の規定に基づき、補助金の概算払いを請求しようとするときは、概算払い請求書第3号様式を市長に提出するものとするに記載されていますが、この規則第15条とはどのようなものであり、具体的に概算払いの可能な時期はどの段階で、事業費の何パーセントまでが可能なのかお尋ねいたします。

小規模林家にとって、初期投資を筆頭に必要な経費を融資によって賄うことは、その利払いの負担等の面からしても決して容易なことではない。そのことを考えれば、概算払いは極めて重要な意味を持つものである分、その内容についてお尋ねしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 補助金の概算払いについてお答えいたします。

宿毛市補助金交付規則第15条は、補助金等の交付について定めた項目であり、補助金等は第13条の規定により、交付すべき額を確定した後、に交付するものとする。ただし、市長が補

助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払いをすることができる」と規定しております。

また、要綱では、概算払い請求により出来高補助金額の90%を概算払いできることとしております。

例えば、林業機械購入事業では、林業機械が納入された時点で職員が現物確認を行いまして、補助対象経費の90%まで概算払いが可能となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 続いて、この事業展開の見通しについてお尋ねしたいんですが、すくも森林塾には第1期生として参加させていただいたことでしたが、毎回授業や講習作業に参加するたびに驚きの連続で、こんな林業のやり方があるのかなと、山があつたら自分でもやってみたいと、それぐらいに思ったことでしたが、これまでどれだけの方が塾生として参加したことになるのか、お尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） お答えします。

宿毛森林塾は、平成27年度から令和2年度まで7回実施しております。

これまでの参加者は、合計54名となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 合計54人ということでしたが、森林塾の卒業生の会の会員数はどれぐらいで、その中で現に持続可能な森林経営に従事されておられる方、新たに開始しようとする方、どの程度おられるのかお尋ねいたします。把握されておる範囲で結構ですので、お答え願います。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） お答えします。

卒業生の会は、現在25人が会員として在籍いたしております。

その中で、把握が可能である伐採届の提出実績や、施設整備等の補助金活用実績などから、既に森林経営されている方、または地域おこし協力隊員を含めまして、新たに自伐型林業を開始しようとする方は、合計で15人程度と推計いたしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） この事業は、冒頭申し上げましたように、森林環境譲与税を財源とすることになっております。

この森林環境譲与税に関しては、私が平成30年の9月議会で詳しくお聞きしたことでしたが、なかなか複雑なからくりになっていて、実際に森林環境税としての徴収を開始するのは、平成36年度、つまり令和6年度からであるにもかかわらず、自治体への分配は平成31年度、つまり令和元年度から前倒しで始まることになっていました。

環境譲与税は、徴収に先行して借金をする形で、各自治体への分配が開始され、段階的にその分配額を引き上げていくことになっていますが、徴収が開始される令和6年度からは、先行した借金分の返済に充てる分があるために、満額が使えるようになるのは平成45年度、つまり令和15年度からと。こういう御答弁を市長からいただいた経緯があります。

当初予算では、本年度分歳入として森林環境譲与税3,862万5,000円が計上されていますが、今後どのように増額されることになるのか、その見通しについてお尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） お答えいたします。

平成30年9月議会でお答えした内容から制度の見直しがなされており、財源は交付税及び譲与税配付金特別会計における借金を充て、借入金の償還は、後年度の森林環境譲与税の徴収を充てることとされておりましたが、令和2年度より災害防止・国土保全機能の強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税を前倒しで増額されることになりました。

このため、令和4年から5年度は4,998万6,000円、令和6年度以降は6,134万6,000円が譲与される見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 今後、この補助金を活用して事業を行おうとする方が増えてくる可能性がある。そうすると、この事業は、持続的な森林経営という性格から、10年程度、あるいはそれ以上の長期的な支援の継続が必要となることもあり、新しく人が増えたら増えた分だけ支給対象者の層は厚みを増してくる。そういうことになります。

そうして、必要とする額もだんだん厚みを増してくることが予想されるわけです。

とはいえ、その反面では、森林の現状を考えたときに、仮に事業に着手しようと思っても、そうして帳簿上しかるべき面積の山林を所有していることになっていたとしても、実際にはどこが境界やら、自分の山がどこまでやら、現地での確定ができないためになかなか始まらない、そういう例がかなりの数になりはしないか。

今年度から3年間、毎年2,007万円の子算の計上が想定されていますが、行く行くは増額しなくては足りなくなる可能性がある反面、

しばらくは軌道に乗り切らない可能性も考えられる。その点どのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） お答えいたします。

今年度予算計上している2,007万円の内訳といたしましては、間伐事業に約20ヘクタール分、316万円、作業道整備事業に6,000メートル分、1,200万円、林業機械レンタル事業241万円、アドバイザー活用事業が200万円、林業用資材購入事業50万円となっております。

今年度につきましては、一定要望等を踏まえて、予算計上させていただきました。

今後、森林塾卒業生の増加に伴い、需要の増加が想定される一方で、補助金が十分活用されない、こういった可能性も考えられますので、支援制度の周知に努めるとともに、状況を十分に把握しつつ、予算計上させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 希望者が殺到して予算が足りなくなるぐらいこの小規模林業の従事者が、専業であれ、あるいは兼業、副業であれ、増えてくれば、予算の奪い合いが起りかねない。

これはこれで悩ましいことだとはいえ、宿毛市の山にも動きが加わることになって、結構なことだろうと思うのですが、仮に希望者が少なく、予算の執行残が発生するような場合はどうなるのか。

この森林環境譲与税は、単年度使い切りの予算ではなしに、基金として積み立てていくことも可能となっています。

全く財政システムについての知識がないため

に見当違いの質問になるのかもしれませんが、仮に森林環境譲与税を使って行う事業で残額が生じた場合は、それがたとえ1,000円でも2,000円でも基金として積立金に返される、つまり還流されるのか。財源の付け替えなどによって一般財源の中に紛れ込む形で処理されて消えてしまう。そんなことにはならないとしたものなのか。その点、確認のためにお尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） お答えいたします。

森林環境譲与税につきましては、宿毛市森林環境譲与税基金として運用いたしております。

基金につきましては、前年度までの残高と当該年度に受け入れる額が使用できることとなっております。

基金からの払出し額につきましては、譲与税に係る額が確定する年度末に基金から一般財源に繰入れすることとなっております。

このため、譲与税をほかの事業の財源として使用することはございません。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 質問の2番目の大項目、地域おこし協力隊、林業部門の成果と課題についてお尋ねいたします。

林業部門での地域おこし協力隊の活動が始まって既に3年が経過しました。昨年度末時点では7名在籍された中で、この3月には2名の方が任期満了、1名の方が任期途中での退任ということで、現時点では4名の方が活動中となっております。

今後もさらに追加の募集を行い続けるということでもあり、まだまだやっと一期生が終了という段階で、時期尚早と言われるのかもしれませんが、来年度、再来年度と次々に終了される

方が続くことから、現時点での地域おこし協力隊の導入に伴う成果と課題についてお尋ねしたいと思います。

私個人としては、この宿毛市に既に7名の方が隊員として着任され、活動を行ってくれた、あるいは行ってくれている、それだけでも一定の成果であると考えのですが、この3年間の活動を通じて得られた成果について、先ほども言ったように、協力隊の導入というのは、当市にとっては一種の実験的な試みであることを考えれば、まだまだ成果を誇れる段階ではないだろうとは思いますが、評価できる点としてどのような事項が考えられるのかお尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山戸議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まだまだ安定的な活動となるかどうか不明な部分ではありますが、任期満了した隊員の中から、定住を視野に入れて自伐型林業に取り組む方が現れたこと、さらに、森林塾卒業生の会員の組織化によって、自伐型林業に既に取り組んでおられる方々や、新たに着手しようとする方々の活動を支援できる体制がつけられたことなどがあります。

また、地域おこし協力隊の活動に理解のある自伐型林家の皆さんには、実践研修のフィールドとして所有されている山を使わせていただき、共に施業をさせていただく中で、自伐型林業を実践する方や、関心のある方とのつながりが広がりました。

そうした活動を耳にした小規模な山林を所有する、そういった山主さんからも実践研修のフィールドとしての山林提供をしていただくなど、隊員の活動を通じて自伐型林業に対する理解が市民の皆さんに、徐々にではありますが広まりつつあることが大きな成果であるとともに、今

後の森林整備にもつながるものではないかと、そのように評価をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 協力隊の募集について、市のホームページによれば、地域おこし協力隊とは、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図ることで、地域力の維持、強化を図っていくことを目的とした国の制度ですと、このように記載されています。

この最大の課題とも言うべき定住・定着に関して、隊員としての任期が終了した後に受皿となるものが、単一でも複数の組み合わせでもあれば、また隊員の任期中に受皿となるものを生み出すことができれば、課題は半分解消されたも同然となるのでしょうか、これまでの受入れ、活動の展開を通じて、様々に見えてきた課題があるかと推察します。課題が課題として把握できれば、それは一つの成果であると、そういう評価にもなるのでしょうか、今後の課題として考慮する点についてお尋ねいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

地域おこし協力隊員の定住・定着を促進するためには、安定的な収入の確保が非常に重要であります。

そして、自伐型林業では、特に施業地の確保、採算性の確立などが大きな課題であると認識をしているところでございます。

このため、自発的かつ主体的に取り組むことが可能な活動環境の提供を継続していくとともに、活動を通じて浮上する多様な可能性について柔軟に検討、対応する支援体制を確立していくことが今後の課題であると、そのように捉え

ているところでございます。

また、先ほども申しましたが、地域おこし協力隊の活動を通じた持続的な森林経営の考え方が、市民の皆様さらに浸透し、御理解と御協力を得られるよう、これまで以上の情報の発信に積極的に努めてまいらなければいけない、そのように考えているところでございます。

先ほど山戸議員のほうから地域おこし協力隊員とはこういったものだというお話をいただきました。やはりいろいろな思いを持ってこの宿毛の地に来ていただいた方々が、ここでしっかりと定住をしていただける、そういったことに対しまして、しっかりと市としてもバックアップしていかなければならないと、そのように強く思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 課題が把握できさえすれば、あとは何とかなると、そんな甘いものではないだろうとは思いますが、まずはそれを認識することから物事は始まります。

協力隊員として御参加くださった皆様方と、担当課並びに支援者の皆様方の御尽力に深く感謝申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（寺田公一君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時56分 再開

○副議長（高倉真弓君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） おはようございます。というよりも、時間的にはこんにちはこの時間にもなりましたけれども、本当に、市議員になっても6年以上がたちますが、何回立ってもこの一般質問のこの席というのは緊張する

ものございますが、今回もどうかよろしくお願いたします。

私、今回は大きく3項目について質問をさせていただきます。

まず、宿毛市総合運動公園の運営管理について、また、コロナ禍で疲弊している本市の経済の活性化、また事業者支援について。そして、3項目めは観光振興について質問をさせていただきます。

通告に従いまして、順に質問させていただきます。

まず、宿毛市総合運動公園の今後の運営と管理についてでございます。

よさこい高知国体、2002年に開催されました。国体に向けて建設整備された宿毛市運動公園も、もう20年がたちまして、やはり老朽化、あちこち施設が傷んでまいりました。

そういったことで、その都度、細かな修繕や修理を繰り返してまいりましたが、なかなか財政的に資金面で苦しいということもありまして、十分に行き届いていない現状というのがございます。

特に、陸上競技場ですけれども、これは日本陸上競技連盟の検定を受けまして、公式認定をされた競技場、今、宿毛はそうなんです、前回もやっとその検定にぎりぎりを通ったような段階で、次回、令和5年の検定では、公認の競技場としてはもう認めてもらえないんじゃないか、その可能性が高いというふうに言われております。

この日本陸上競技連盟の認定を受けた競技場というのは、今、高知県下に4か所あります。ただ、あとの3か所は、全て高知市の大原町、それから高知市の春野町、それからお隣の香南市野市町、全て高知市周辺に3か所固まっております。つまり、高知市春野町から西の公認を受けた陸上競技場というのは、この宿毛市の総

合運動公園のみです。

そういったことから、陸上競技者、この西南地域の陸上競技に携わる皆さんにとっては、要となる、核となる施設であると存じますが、なかなかその認定を受けるための修繕費用、億単位のお金がかかるということで、なかなかこちらも厳しいものがございます。

そういった現状を踏まえながら、今後の運営、管理について、本市はどのようにお考えなのか、御説明をお願いいたします。

○副議長（高倉真弓君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川村議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

山奈町芳奈に所在する宿毛市総合運動公園は、平成13年4月より供用を開始し、現在まで多くの皆様に御利用いただいているところでございます。

近年の総合運動公園全体の利用者数は、平成26年度から令和元年度まで、毎年度ですが、10万人を超える人数となっております、本市はもとより、高知県西部のスポーツ振興に大きく寄与しているものと、そのように考えているところでございます。

陸上競技場におきましても、日本陸連の第3種公認競技場といたしまして、陸上競技大会のみならず各種スポーツ大会等で毎年度3万5,000人を超える方に御利用いただいているところでございます。

一方で、お話にもありましたが、平成26年には約1億7,300万円の大規模修繕を既に行うなど、経年劣化に伴う修繕を行いながら日々維持管理をしておりますが、現状といたしましては、競技場トラック南側部分が5センチから10センチ程度地盤沈下してきておりまして、次回検査時期である令和5年12月には、公認基準を満たさず、第3種公認から外れることが懸念をされているところでございまして、

議員がおっしゃるとおりでございます。

第3種公認から外れたとしても、練習等で御利用いただく際には特段支障はありませんが、陸上大会等での記録を公認記録として残すためには、この公認競技場でなければなりません。

当競技場は、高知県西部唯一の第3種公認競技場でありまして、現在では、本市はもとより、県西部のスポーツ振興を図る上で重要な施設となっておりますが、地盤沈下等を改善するには、多額の修繕費が必要となることが想定されまして、防災対策や大型事業が山積する中で、本市の財政状況を考えると、現状の改善は非常に困難な状況であるということでございます。

そのため、高知県及び幡多地域全体で維持継続していく方法などが考えられないか、現在も少し相談をしているところでもありますが、今後検討してまいりたい、そのように考えているのが、今の現状でございます。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） やはり、市長もおっしゃっていたとおり、県の西南地域で重要な位置を占める運動公園ということで、幡多広域でも何とかこの宿毛市総合運動公園の維持について考えていっていただきたいと思っております。

そしてまた、命名権、片仮名で言いますとネーミングライツというそうなんですけれども、こちらのほう、よく皆さん、ニュースなんかを見ていると、味の素スタジアムとか日産スタジアムとか聞きますけれども、ああいった企業や団体がその命名の権利を取得して、ある一定の資金を出してやっていく方法なんですけれども、私もこのことに非常に疎かだったので、先ほど申しました味の素スタジアムとか日産スタジアムとか、こういうものというのは、大都会で、しかも誰でも知っているような一流企業がやるものだと思っていたのですが、皆さん記憶に新し

と思いますが、今月の6日に男子100メートルの山縣亮太選手が9秒95の日本新記録を樹立なさいました。その大会は、鳥取県の布勢スプリントという大会だったんですが、ニュースを見ていて、会場は、ヤマタスポーツパーク陸上競技場と出まして、ヤマタって何だと思ひまして、ヤマタノオロチのヤマタかなと思ひましたけれども、あれは神話の国だから隣の島根県か、何かと思ひながらネットで調べました。そうしたら、ヤマタホールディングスという会社が、これは鳥取県鳥取市に本社がある住宅の設備・施工、それから不動産売買と、手広く御商売なさっている会社なんですが、こちらのほうが命名権を本年4月1日から取得しまして、ヤマタホールディングスのヤマタを取ってヤマタスポーツパーク陸上競技場、ああそうか、こういう地方都市で、命名権を取得するような会社ですから、鳥取にとっては誰もが知っている会社かもしれませんが、そうそう全国的に有名でない会社でも、そうやって命名権を取得するんだ、そしてまた、こんな日本新記録とか、大きな記録が出ますと、全国版のニュースで、新聞で報道されるんだということで、ちょっと調べてみると、全国で結構いろんな、小さな、この会社は何だという会社でも命名権を取得して、スポーツ施設や文化施設につけているところがたくさんありました。

こういうことから、この命名権、ネーミングライツを活用するのも、安定的な資金面の調達、安定的な運営の一つの手だてとなるのではないかという思ひもいたしました。

そしてまた、これはウィキペディア調べですので、皆さん御存じですよ、インターネットの百科事典みたいな、あれで調べましたら、四国内では、香川、愛媛、徳島、皆ネーミングライツを使った命名権を取得して、その会社、団体の名前がついたスポーツ施設や文化施設があ

るのですが、高知県では一つもありません。ですから、高知県初のネーミングライツを使った施設ということで売り出せば、企業にとっても団体にとっても、また、いろいろな形で報道も取り上げてくれるんじゃないかという思ひもいたします。

こういったことで、なかなか困難とされている資金獲得の一つの手だてとして考えるのはいかがかなという思ひがするんですが、市長、市長の頭に今の件、置いておいていただける片隅はありますでしょうか。

○副議長（高倉真弓君） 市長。

○市長（中平富宏君） またいろいろな関係者の方々に御相談をしながら、協力も仰ぎながら、そういった可能性についても検討といいますか、取り組んでまいりたいというふうに思ひます。

以上です。

○副議長（高倉真弓君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 何にしろ、いろいろと難しい側面はありますが、皆で知恵を出し合って、いい方向に進んでいくことを願っております。

そして、市長も先ほどの答弁の中で申されていたように、この宿毛市総合運動公園は、体育施設、スポーツ施設として重要な側面を持っている一方、災害が発生したときは、事態収束の要、復旧・復興の拠点となる施設でもあります。財政的に厳しい面、多々ありますけれども、この両面で非常に重要な施設だということを国や県にも訴えかけて、様々な補助金を活用するなり、ということで安定的な運営・管理に努めていっていただきたいと願っております。

以上で、宿毛市総合運動公園に関する質問を終わります。

続いて、2項目め、経済活性化及び事業者支援についてお尋ねをいたします。

本市は、少子高齢化、また人口減少により、

それまでも地方経済は大変厳しい状況にあったのですが、それに追い打ちをかけるようにこのコロナ、この事態になってしまいました。

このコロナ禍でより厳しい状態に置かれた市民、そして事業者の方々を救済すべく、様々な施策が取り組まれてまいりました。その施策、そしてまた、その成果について御報告をお願いいたします。

○副議長（高倉真弓君） 市長。

○市長（中平富宏君） 少し長くなりますが、丁寧で御説明をさせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う最初の緊急事態宣言以降、本市及び高知県下の感染状況に応じて、様々な経済対策を実施してまいったところでございます。

社会活動が著しく制限され、経済活動が停滞する感染拡大期におきましては、事業の継続や雇用の維持を目的とした事業者支援策を実施し、社会活動の制限が緩和され、経済活動が部分的に再開する感染収束期におきましては、事業者の感染症対策の促進と需要の回復を目的とした経済活性化の策を実施してまいったところでございます。

感染拡大期に実施しました施策といたしましては、本市の休業等の要請に応じた事業者を支援する宿毛市休業等要請協力金、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が30%以上減少した事業者を支援する宿毛市コロナ対策緊急支援給付金及び宿毛市コロナ対策事業者支援給付金などがあります。

そのほかにも、セーフティネット保証制度における申請要件の認定業務を実施いたしまして、中小事業者の資金繰りを支援いたしたところでございます。

宿毛市休業等要請協力金につきましては、173事業者、宿毛市コロナ対策緊急支援給付金につきましては、666事業者、宿毛市コロナ

対策事業者支援給付金については、232事業者、累計で市内全事業者の半数を超える1,071の事業者が給付金等の支給を受けておまして、小規模事業者の多い本市におきまして、状況に即した事業者支援が実施できたものと考えているところでございます。

セーフティネット保証制度につきましては、345の事業者が本制度の認定を受けており、資金繰りの面での支援につながったものと考えております。

感染収束期に実施しました施策といたしましては、感染症対策を実施する事業者を支援する宿毛市中小企業新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金、地域経済の消費喚起を目的とした宿毛市マイナンバーカード普及促進事業のインセンティブである宿毛市地域振興券事業を実施いたしました。

宿毛市中小企業新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金につきましては、149の事業者が本制度を利用し、事業者における感染症対策に寄与できたものと考えているところでございます。

宿毛市地域振興券事業につきましては、発行額1億3,075万円に対する換金額が、1億2,898万3,500円、98%を超える利用があったというところでございます。

また、市民の皆様が利用された店舗は、登録店284店舗中204店舗、率にいたしまして、71%を超えておまして、新型コロナウイルス感染症の影響で疲弊した地域経済に対しまして一定の消費喚起ができたものと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 詳しい御説明、ありがとうございました。

私もマイナンバーカードも作りまして、地

域振興券も利用させていただきました。

様々な施策を展開しているところですが、コロナ、いよいよワクチンの接種も進んでまいりましたので、収束の気配が見えるかなと思いつながら、また変異型ということも出てまいりましたし、まだまだ先が見えない、収束がいつになるのかはっきりしないところではございますが、今後打ち出す需要喚起策というものがございましたら、こちらについても御説明をお願いいたします。

○副議長（高倉真弓君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

現在、地域経済に対する需要喚起策といたしまして、宿毛市マイナンバーカード交付率向上事業の実施を計画しております、本議会に事業実施に係る補正予算を提案しているところでございます。

これは、マイナンバーカードの取得者に対して5,000円の地域振興券を配布することで、非接触型行政手続の基盤となるマイナンバーカードのさらなる普及促進を図るとともに、地域振興券を配布することで、市内経済に対する需要喚起を図ろうとするものでございます。

先ほど議員のほうからもありましたが、現在、確実にワクチン接種のほうが進んでいるところでございます。

このワクチン接種によって市民の方々が少しでも安心して日常生活を送れるように、しっかりと、情報も曖昧な情報ではなくて、しっかりとした機関から入ってきた情報を市民の方々にお伝えをして、皆さんに安心して生活してもらいたい、そのように思っております。

また、一方で、今お話のあったような形の中で、地域の経済、大変疲弊しておりますので、しっかりと応援ができるような、そういった事業も続けていきたい、そのように考えていると

ころでございます。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） また、今後の事業喚起策にも期待をしております。

また、昨年、いろいろな施策が展開され始めた頃には、何だかよく分からないとか、面倒くさいというような声が聞こえたり、そもそもどういう施策が展開されているのか知らないというようなお声も耳にしましたので、ぜひとも、その辺のPRも含めてお願いをしたいと思います。

また、Go To Eatの食事券、これもまた来月の9日から発売が再開されることになりまして、本年12月15日まで使えるということで、またぜひこちらのほうも、皆さんお買い求めをいただいて、どんどんと疲弊している外食産業、立て直しに向けて皆さんも尽力していただきたいと思うところでございます。

ただ、このGo To Eatは、やはり飲食店の救済が主ですので、先ほども地域振興券、また5,000円分が配布されるということをお伺いしましたけれども、このGo To Eatの食事券のように、還元率の高い宿毛で使える商品券というようなものをまた発売するのも一つの手ではないかなということで、そういった思いもしておりますので、それはもう、飲食業に限らず、あらゆる業種、業態で宿毛市内のお店であれば使えるというものを、またその辺、どれぐらいの還元率にするかは課題ですけれども、そういったことも考えて取り組んでいただければうれしいと思っておりますので、また今後とも皆さんよろしく願います。

ということで、経済活性化の事業者支援についての質問を終わります。

続いて、観光振興について質問をさせていただきます。

観光振興の件は、4つに分けて、まず戦争遺跡について、そしてまた自転車について、そして奥谷博展について、この3つについて質問をさせていただきます。

まず初めに、戦争遺跡の件について取り上げます。

この件は、昨日の一般質問の中でも松浦議員が取り上げていらっしゃいました。文化的な価値も高いのではないかとというような質問もございました。

この戦争遺跡を観光資源として取り上げることに違和感をお持ちの方も中にはいらっしゃるかもしれません。もちろん戦争遺跡は、あくまで先の大戦をもの語り、平和教育に生かされるべきものと考えてはおりますが、本市に興味、また関心を抱くことになる一つのきっかけ、要素になれば、という点で、この観光振興の項目の中で取り上げさせていただきました。

コロナ禍の中で従来行われているような、遠方に出向いて見学、見聞を広めるというような修学旅行が今取れない形になっております。

そういった中で、近隣、近場に出かけていって、いろいろな校外学習を行う学校も増えておりますが、この宿毛市にある鶴来島の戦争遺跡、そして、宇須々木の遺跡、こういったものを県内を初め、近隣の地域の児童生徒、また、高校生、大学生も含め、若い世代への平和教育の一環として、より活用できるのではないかと考えております。

鶴来島の遺跡につきましては、昨日松浦議員もおっしゃっていたように、もうすぐ港に案内板が設置されるということです。また、多くの有志の皆さんが、遺跡の調査・研究や、また遺跡に至るまでの道の清掃や整備に携わってくださっていることは、本当に感謝の念でございます。

ただ、本来、遺跡をPRする上では、鶴来島

の現地の港にそういう案内板をつけることはもちろん必要なんですけれども、逆に、片島の定期船の乗り場、切符売場、ああいったところに案内板をつけるのもまた、よりPRとしては効果があるのではないかと考えております。

私自身、宇須々木については前から知っておりましたけれども、恥ずかしながら、鶴来島にあのような遺跡があるということは、宿毛市外に長年住んでいたということもありますけれども、市議会議員になって初めて知った次第です。そういうことから、いろいろと今後もPRを重ねていていただきたいという思いなんですけれども、この戦争遺跡についてどのようにお考えなのか、お示してください。

○副議長（高倉真弓君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

幾度となく、松浦議員からも質問を受けたことですが、宇須々木、鶴来島に存在する戦争遺跡につきましては、本年度から高知県による戦争遺跡の実地調査が予定をされているところでございまして、観光面で活用できないか、本市としても県の動向を注視しているところでもございます。

戦争遺跡の歴史的な価値を素材とした歴史観光や、官公庁が推進する観光教育のルートの一つとなるよう、観光資源としての活用方法の検討を継続していくとともに、ほかの史跡や観光資源との連携による観光クラスター化を図ることで、滞在型の誘客につなげてまいりたいと、そのように現在考えているところでございます。

今後も教育委員会と連携いたしまして、歴史的な価値を共有する中で、戦争遺跡の観光資源としての活用を積極的に検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

戦争の遺跡ではございませんが、四国内には遍路文化がございまして、お遍路という形の中で、

それぞれ思いを持ってお寺を回ることだというふうに私は承知をしているところでございますが、その一方で、とても大きなスタンプラリーという捉え方もされているのも今の現状ではないかというふうに思っております。

観光の一環として各お寺を回りながらおいしいものを食べて、そしてそこで、スタンプではありませんけど、記名をしていただくという、そういった取組もされているのも事実でございますので、いろいろなそういった歴史的なものを活用して、この地域の活性化を図っていく、そういった視点は大切だというふうに感じております。しっかりと取り組んでいきたい一つであります。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 文化財として、観光資源として、大いに活用していただきたいと思っております。

もう戦後から75年の歳月がたちました。明日6月23日は、沖縄慰霊の日にも当たります。先の大戦の記憶を風化させることなく、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に継承していくことは、我々の重大な責務であります。

そして、同じ過ちを二度と繰り返さない、先の大戦において散華なされた多くの御霊への何よりの供養になると存じます。

そして、先の大戦を正しく理解し、検証し継承していくことは、一部であります。偏見や誤解の中でも昼夜をたがわず、我が国の平和と安定のために御努力、御尽力を重ねていらっしゃる自衛隊の活動への深い理解と協力にもつながってくると思っております。

宿毛にあるこの貴重な遺跡、後世へもつないでいかなければならないと思っております。

ありがとうございました。戦争遺跡に対する質問は以上でございます。

次は、自転車のほうに移らせていただきます。

市長は、就任以来、自転車を活用したまちづくりということで、レンタサイクルを充実させたり、また、各種自転車関連のイベントを企画、実行なさってまいりました。

これまでの自転車関連の観光、取組とその成果を御説明お願いいたします。

○副議長（高倉真弓君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

その前に、先ほどの戦争遺跡の件ですが、当然、もともとの考え方というのを強く持った上で、やはり観光資源として使っていくというのは、非常に大切なことだと思いますし、そういった思いがなければ、観光資源としても磨き上げができないというふうに思っておりますので、そういう考えの下、しっかりと進めていきたいというふうに改めて感じたところでございます。

それでは、自転車についてお答えをさせていただきます。

自転車を活用した観光振興策として、これまで宿毛市が取り組んでまいりました事業には、レンタサイクル事業やサイクリングツアーなどがございます。これらの事業は、宿毛市が自転車の街であるという、そういったイメージを市内外に広めまして、宿毛市の豊かな自然や歴史、新鮮な食に触れていただくことを目的としております。

レンタサイクル事業では、これまでロードバイク6台、e-バイク4台を導入いたしまして、宿毛市観光協会に運営を委託し、実施してまいりました。

観光協会が所有する3台の電動自転車でございますが、電動自転車も合わせた過去3年間の利用実績といたしましては、平成30年度が245人、令和元年度が416人、令和2年度は、

コロナ禍における外出自粛等の影響があった中ではございますが、363人の利用実績が上がっているところでございます。

また、沖の島にあります集落活動センター、妹背家におけるレンタサイクルにつきましても、平成30年度38人、令和元年度74人、令和2年度86人の利用実績が上がってきているところでございます。

沖の島を訪れる観光客の皆様喜んでいただいているというところでございまして、私も先日、沖の島にお伺いして、地元の方といろいろお話をしていたところ、観光客の方が、妹背家で借りた電動の自転車で坂道をすーっと上がっておられて、「これ楽ですよね。」と言ったら、「非常に便利です。」というお声を聞かせていただいたところでもございました。

サイクリングツアーは、市民や観光客に自転車に触れる機会を提供いたしまして、体験プログラムに参加していただくことで宿毛市の魅力と自転車の融合を図ることを目的として行っておりまして、いろいろなものを食べてもらったり、今コロナ禍ではありますが、地元の方との会話であるとか、触れ合いであるとか、いろいろなものを楽しんでいただく、そういったツアーになっているところでございます。

令和2年度につきましては、すくもチリリンまんぷくライドを実施いたしまして、新型コロナウイルス対策をとりつつ、2日間で延べ157の方々に参加をいただき、飲食店や宿泊施設の利用者の増加にも一定の成果を出すことができましたところでもございます。

また、令和2年度よりレンタサイクルのインセンティブ事業といたしまして、利用者に市内店舗で使える500円のクーポン券を配布する「ライド・アンド・イート」を実施しているところでございます。

本事業は、自転車に乗って市内を散策し、さ

らにお得に食事ができるということで、非常に好評を博しました。そのため、令和3年度も引き続き宿毛市観光協会に業務委託をいたしまして、実施をしているところでございます。

今後も既存事業の磨き上げを行いつつ、市内外の方々に自転車に触れる機会を提供いたしまして、その中で宿毛市の食や自然など、様々な魅力を伝えていけるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

宿毛市は特に車社会の中で、車に対する依存率が非常に高いまちになっているというふうに思っております。また、そういったまちでありますので、観光客として車で宿毛市を訪れた際に、なかなかまちの中のほうにその方々が入ってくることはしにくい、そういった形にもなっております。こういったところを自転車を活用しながら、まちの活性化、そしてこのまちのよさをそういったよそから訪れた方々に知ってもらい、そういった取組をさらに進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 私も本当に、自転車というものは、もう30年ぐらい乗っていませんのですけれども、いろいろなイベントを企画をする中で試乗もさせていただき、マウンテンバイクに乗りまして、運動公園の周りを3回もずっこけたりですとか、あと、マイクの幅しかないんじゃないの、どこにお尻を載せるんだろうぐらいの自転車にも乗らせていただきました。いろいろと楽しい体験、新しい体験もさせていただきました。

そして、今御説明にもありましたように、いろいろと地域の観光振興に役立っていることと思いますけれども、少し一般市民と市長が、自転車を活用したまちづくりの間に何となく溝があるというか、市民の気持ちがちょっとそこま

でついていっていないというようなものを肌感覚で感じることもありまして、それは何でかなと思いましたが、やはり、先ほどからも出てくるように、マウンテンバイク、今のいい自転車というのは、バイクという名前がつくんです。昭和生まれからすると、バイクというのはどうしても自転車のイメージじゃない、どうしても古い人間は、ちゃりんことというのが自転車だという頭があるものですから、どうしてもそういうところで、ちょっとワンランク上の自転車ばかりを市が推奨しているように見えて、何となく、市民目線の自転車じゃないなというところが、市民の感じと市長の熱意が乖離している原因なのかなという思いもしたんですが、そういったところから、それこそ全日本ママチャリ選手権ですとか、二人乗り選手権ですとか、本当に、昭和時代の自転車というもので、市民が遊び感覚で親しめる自転車のイベントなんかを企画していくと、総合的な意味で自転車を生かしたまちづくりというものにつながってくるのではないかなと思うんですけれども、その点、市長、お考えはいかがでしょう。

○副議長（高倉真弓君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

市民の皆様が自転車に触れる機会といたしましては、令和元年度より宿毛サイクルフェスティバルを実施してるところでございます。こちらは、どちらかというところ、レース志向じゃないですけど、どういうんですか、自転車が趣味だと、俗に言うガチのサイクリストじゃなくて、本当に自転車、乗れるんだけどふだんあまり乗っていないような方々が楽しんでいただける、そういったフェスティバルという形で実施をさせていただきます。

重複しますが、これは市民の皆様が自転車により身近に感じてもらうためのイベントとして

位置づけておきまして、自転車安全教室やキックバイクレースなど、子供を持つファミリー層に楽しんでいただけるような、そんな内容となっているところでございます。

参加者の実績といたしましては、令和元年度は約400人、令和2年度は、コロナ禍の中、しっかりとした感染症対策を行った上で実施をさせていただきまして、前年の3倍となる約1,200人の方々に御参加をいただいたところでございます。

また、近距離の、近場のサイクリングに、ブントンの収穫や釣りなどのアクティビティを併せた体験ツアーなども、市民の皆様を主たるターゲットに、観光協会が主催で現在実施をしているところでございまして、これは、将来的には、観光客に、外から入った方々に使える、そういった商品になるというふうに考えているところでもございます。

そのほかにも、市内で開催されるイベントがある際には、電動マウンテンバイクやキッズ用マウンテンバイクの体験コーナーを設置するなどして、多くの方々が自転車に接する機会を設けております。

今後はこういったイベントをさらにステップアップさせまして、より広く、市民の方々に自転車と触れ合っていただく、そういった機会を提供していくことで、宿毛市が自転車の街であるというようなイメージを市民の方々、今は外にかなり発信をしていますが、市民の方々に持ってもらえるような、そんなことにつながるのではないかと考えているところでございます。

自転車に乗る方々はよく使う言葉なんですけど、サイクルカルチャー、文化ですね、自転車文化、サイクルカルチャーという言葉がございまして。現在、私は、日本においてサイクルカルチャーというものは存在しないというふうに思ってい

ます。やはり、サイクルカルチャーというのはヨーロッパであったりとか、あちらですよ。オランダが有名ではありますが、自転車の所有率からいっても、1人が2台、3台持っているという形の中で、移動手段としての1位としては、やはり自転車。そういった街になってこそ、その地域でサイクルカルチャーというものを発信できるんだというふうに思っています。

自転車業界の方々がよく言われるんですが、やはりサイクルカルチャーをつくっていくには100年かかるだろうと。そういうお話をされています。やはり地道な取組にはなってきますが、少しずつ進める中で、市民の方々が自転車というものが生活の一部として取り入れられる、そういうことが行われたときにこそ、やはりこのサイクルカルチャーという形で、宿毛市における自転車文化が定着するものだというふうに思っております。

息の長い話にはなってしまいますが、そういった意味で、まずは、打ち上げ花火のような施策で、大変、市民の方々も御理解をしにくかった部分があるかもしれませんが、やはりスポーツバイクの導入であるとか、いろんなことをしながら、一定、市外の方々、特に自転車を趣味とされている方々におきましては、宿毛市の認知度がかなり上がってきたというふうに思っております。

当然、宿毛市の自転車を活用したまちづくり計画の中で、市民の方々にしっかりとこの自転車を活用して健康になってもらいたいとか、環境にいいというふうな意識を持ってもらったりとか、いろんな取組をさらに進めていく中で、このサイクルカルチャー、自転車文化をしっかりと根づいたものにしていきたい、そのように思っているところでございます。

なお、よく勘違いされるのですが、私はもともと自転車は趣味ではございましたが、自転車、

ずっと乗っていませんでした。やはり、オートバイであるとか、車であるとか、そういったものに乗っておりましたので、市長になろうと決めたときに、自転車も復活をさせていただきました。

ちょうど当時、自転車活用推進法が、国のほうで、国会議員の発議によって制定されたという、そういった報道等もあり、全国の形の中で、やはりこの自転車を活用したまちづくりというのが、宿毛市にとって必要だろうと、そういった思いで自転車を、乗るほうも復活をさせていただいたところでございます。

そういった思いで、しっかりとこれからも、市民の方々に御理解をいただけるよう、地道な作業にはなりますが、取り組んでまいりたい、そのように思っているところでもございますし、また、今議会に提案をさせていただいておりませんが、近いうちに、今言った、ママチャリ、こういったものを活用するような、そういった施策も皆さん方にお示しをさせていただきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 今、ママチャリという、先ほど私も申しましたし、市長もママチャリという言葉が出ましたが、このジェンダーの時代に、ママチャリと言ったら怒られるんじゃないかなという思いもしながら聞いておりました。

何か、最近あれですよ。多様性を認める文化とか言いながら、逆の意味で多様性を認めてくれなくなっている側面もあるんじゃないかという思いが。すみません、脱線をしております。

最近、本当に自転車のテレビ番組も多いですよ。火野正平さんがNHKでやっている、「にっぽん縦断こころ旅」や、それから、同じくNHK、これは元サッカーの日本代表の前園

真聖さんが、「しこく絶景たび」をやっていますし、小島よしおさんと狩野英孝さんが、自転車でお遍路をする「チャリお遍路」、こちらのほうもやっております。

こういったことから、本当に、番組を見ても楽しいなと思うところであります。

市長が、サイクルカルチャーとまで、文化であるとおっしゃったのに、またこんなふざけたことを言う、川村はと怒られそうですけれども、火野正平さん、それから前園真聖さん、狩野英孝さん、このお三方、皆さん自転車の番組を持っていらっしゃることはもちろんですが、3人に共通するのは、みんなちょっと、やらかしている方たちなんですね。ワイドショー好きな私からしますと、このお三方は、大変、一時、女性問題ですとか、飲酒の問題等々でワイドショーを賑わせてくださった方々ですけれども、今は爽やかに風を切って自転車を、日本全国、四国内を回っております。

こういったことから、やっぱり、自然豊かな中を走ろうよ、そういう大会だけじゃ、なかなか注目が集まらない。ほかの先進県、しまなみ海道沿いのあちらの地域とは、なかなか競争できないという部分がありますので、こういったお三方が自転車の番組を持っているということからも、みそぎサイクリング、何かやらかしちゃった人たちが、悔い改めるためのサイクリング大会、これを言うと誰が来るんだという話になるかもしれませんけれども、こういうエッジの効いた大会も、なかなかこれは自治体としては難しいかもしれませんね。これは何かの地域おこしの団体とかにやってもらうべきことかもしれませんけれども、例えば、南国市は、後免という町名があって、ごめんなさいのお祭りをしてはいますけれども、じゃあ、ごめんなさいサイクリングとか、悔い改めて後免から宿毛まで自転車で走ろうよと、これもなかなか大変です

けれども、いろいろと面白い企画をどんどんと打ち出していったら、宿毛の観光振興につないでいていただきたいと思います。

ということで、本当に自転車に対する市長の熱い思いが伝わりました。

それでは、最後に、奥谷博展のことについて質問をさせていただきます。

本年の11月3日から来年の1月16日まで、高知県立美術館で、本市出身の文化勲章も受章なさった奥谷画伯の展覧会が開催されます。

先の3月議会で、この11月3日の開会日に合わせて、宿毛からツアーを組んで、バスで皆さん、県立美術館まで鑑賞に行かれるということをお聞きしております。

この奥谷博展を宿毛市のPRに生かせないかというふうに考えているんですけれども、市長はこの奥谷博美術展の本市への観光振興への活用をどのようにお考えでしょうか。

○副議長（高倉真弓君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛市出身で本市名誉市民でもあります奥谷博先生の作品展覧会、「奥谷博 無窮へ」展につきまして、本年11月3日から翌年1月16日の会期で、高知県立美術館におきまして開催される予定となっているということでございます。

文化勲章受章後の展覧会といたしまして、県立美術館に全国から作品が集まり、県内外から多くの来場者が訪れるとともに、本市からもバスのツアーによる参加者を募集いたしまして、奥谷先生の作品をより身近に親しんでいただきたいと考えているところでもございます。

その中で、この機会を捉えて、宿毛市のPRもできないかという御質問であるというふうに残ります。

高知県立美術館に出身地宿毛の紹介やPRを

することは可能か確認したところ、奥谷先生の宿毛在住時代の作品も展覧、そこに飾るということだと思います。展覧予定でありまして、方法は検討できると、前向きな返答を美術館側から頂いているところでございます。

例えば、県立美術館内のミュージアムショップの周辺に本市を紹介するパネル展示など、そういったもののブースを構えさせていただくなど、様々な方法が協議できるものではないかというふうに、自分としても期待をしているところでもございます。

また、高知県立美術館での展覧会が終了いたしますと、神奈川県立近代美術館で同じ展覧会が開催されるとお聞きをしております、可能であれば、そのオープニングセレモニーに私も参加をさせていただき、先生と宿毛の絆を披露させていただければというふうに考えているところでございます。

こちらについては、私が考えているところでございますので、向こうサイドにこれからそういったお願いもしていきたいというふうに思っているところでございます。

いずれにしても貴重な機会でありまして、この機会をしっかりと生かした形の中で、奥谷先生の作品と宿毛の原風景の結びつきを広く紹介できるよう、具体的な方法を今後協議し、検討してまいりたいと考えているところでございます。

奥谷先生自ら、必ずこういったときに、やはり自分が、幼少期というわけではありませんが、若い頃に過ごした宿毛市の目に入ってきた風景であるとか、いろんな色であるとか、そういったものが、やはり自分の絵画の根底というか、基本となっているというお話を必ずしていただきますので、そういった意味で、そういったときに横にいて、しっかりと宿毛市のPRができる、そういった取組をできたらというふうに思

っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） うちの母や叔母も、「奥谷さんところの息子さんは、なかなか絵が上手で、それ専門の学校へ行っているらしいけれど、ちゃんと帰ってきたら田植もしている。」というふうに申しておりましたので、やはり、原点は宿毛にあると、私も思っておりますので、ぜひこの奥谷博展、宿毛のPRの場所として活用していただきたいと思っております。

私からの提案なんですけれども、例えば、宿毛からバスツアーで行くことももちろんなんです、向こうから、奥谷画伯のふるさとを訪ねようというようなツアーを組むのもどうかと思います。

ちょうど時期的に、だるま夕日の季節でもありますので、奥谷先生のふるさとでだるま夕日を見て、椰子で温泉に入ったりとか、だるま夕日はやっぱり天候にもよるものですから、昨日も一般質問で出ました、咸陽島のトンボロ現象でしたら、潮位表を見ながら、この日だったら、この時間なら、大潮だったら行けるということで、そういうバスツアーを組むとか、それから、奥谷画伯とは全然関係ないじゃないかと言われるかもしれませんが、奥谷画伯のふるさとでアクティブな体験をしようということで、マウンテンバイクに乗ったり、横瀬川ダムでクライミングをすとか、とにかく、何だ、こじつけやないかと言われてもいいので、何とか、いろんな意味で宿毛に足を延ばしてもらい、宿毛のよさを知ってもらい企画を立案してはどうかと思っております。

宿毛のガイドブックを置くこともそうでしょうし、また、毎日は無理でしょうけど、土日とか祝日は、駐車場の一角に宿毛の農林水産物なんかを置くブースを構えさせていただいて、新

鮮な海の幸や野菜、そういったものを販売することもどうかと思っております。

それから、よく県立美術館でそういう何々展が行われる際は、美術館ホールでそれに関連する映画の上映会なんかも行われますので、例えば、宿毛にゆかりのある映画、有名なところで、檉山文枝さんが沖の島で撮影なさった、荒木初子さんをモデルにした『孤島の太陽』ですとか、それから、岩下志麻さんが出演しております、大原富枝さん原作の野中兼山の幽閉された家族を扱った『婉という女』、それから、小筑紫町栄喜でロケを行いました『パーマネント野ばら』、それから、宿毛出身で映画のプロデューサーでもある松岡周作さんが携わった、これは高知県では上映されていないんですけども、山崎まさよしさんが主演なさった『影踏み』、こういった宿毛関連の映画を美術館ホールで上映することもできます。

あと、美術館の中には、ちょっとしたスライド上映というか、二、三十人入れればいっぱいになる小さなホールみたいなところもあるので、そこで宿毛のPRビデオを期間中ずっと流すということもありますし、美術館の中のカフェで宿毛の食材を生かした料理を、その展覧会の間はメニューに加えてもらうとか。

とにかくいろんな形で、せっかくの機会ですので、高知県内の方はもちろん、奥谷画伯の絵の魅力に引かれていらっしゃる方は、県外にもたくさんいらっしゃいますので、そういった方が足を運んで、奥谷先生のふるさというのは宿毛というところだったのか、そして、宿毛はこういういいところ、こういう魅力があふれる町だったということを一人でも多くの来場者の方に感じていただき、本市に足を運ぶ、また一つのきっかけになればと思っておりますので、またいろいろと市長に検討していただきたいと思っております。

市長、最後に一言、お願いいたします。

○副議長（高倉真弓君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

次から次へとすばらしい案が出てきますので、すごいなと思いつつながら、私は茫然と聞いていたんですけど、担当課長がしっかりと、横目で見ると全部メモしてましたので、一つ一つ、可能性についてこれから探っていきたいというふうに思っております。

そういった形の中で、できることはどんどんこちらからプッシュをしていって、やはり、やっていくということは非常に大切だというふうに思っておりますので、せっかく御提案いただいたそういったことは、一つでも二つでも実現できるように、自分たちも努力をしていきたいというふうに思ったところでございます。

すごく古い話になります。私がまだ市議会議員になる前の話ですが、養殖業者として従事していたときに、餌屋さんの取り計らいで、マグロ養殖をスペインのほうに見に行かせていただいたことがあります。そのときに、スペインの地に降り立ったときに、非常にびっくりしたのは、スペインの風景とかを有名な画家とかが描いている、その風景がそのまま目に入ってきました。

何が言いたいかという、港であるとか建物であるとか、そういったことじゃなくて、そこに降り注いでいる光の色が、自分たちがいつも絵画とかを見ていて、日本ではなかなか感じ取れないような、その色が、やはりその現地に行くところなんです。風景の中に、海の輝きであったりとか、山の色がそのまま入ってくる。やっぱりああいう体験は、現地に行くと、その空気、光に触れないと分からないものがあるんだなというふうに思ったことがありました。海で養殖を見てきたんですけど、そういったことも

感じました。

やはり、奥谷先生が見た風景、当然変わってはいますが、その空気であるとか、光であるとか、そういったものをこの地で感じてもらうということは、非常に有意義なものだというふうに思いますので、しっかりとPRしていきたい、そのように思ったことをごさいました。

以上でございます。

○副議長（高倉真弓君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 市長のスペインの話にもありましたけれども、やはり現地に行って、その空気感を感じる、肌で感じるということは本当に大切なことだと思っております。

何分、コロナが早く収束してくれなければ、本市の観光振興も、なかなか足踏み状態で前に進まないところもござります。一日も早いコロナの収束を願いつつ、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（高倉真弓君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時00分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 4番川田栄子です。よろしく申し上げます。

まず、最初の質問が、最近続いております公共事業について、競争性がない、くじ引で終わっているという状況、ちょっと私も心配しました。また、市民の方も、やっぱり入札は競争性があるものをやってほしいと、そういう声も多くあります。

それで、宿毛市の実態がどうなっているか、お聞きをしてみたいと思います。

財政は毎年厳しくなっており、大切な市民の

税金を投入していく公共事業です。庁舎関係など、大きな土木建設事業が続いています。その結果としてくじ引が多くなっていることが気になります。

小深浦高台造成は、5社同額でくじ引でした。最低価格、予定価格は事後報告でした。

庁舎新築工事は、6社による一般競争入札で、6社が最低制限価格ぴったりでくじ引でした。

統合保育園は、5社の一般競争入札で、予定価格は公表されており、最低制限価格は事後公表でくじ引でした。

錦川ゲートポンプ機械設備工事では、9社を指名して、3社が棄権、1社が失格、5社同額でくじ引でした。予定価格は公表されていません。

自治体は、くじ引は正当な手段だから悪いとは思っていない。地方自治法施行令第167条の9の規定では、地方公共団体が事業者を選ぶ際、一般競争入札の方法を原則としておりますが、広く事業者を募集したほうが、公平性、透明性が高い。これは競争者が多ければ多いほど競争原理が働き、よりよい入札制度ができるという理念に基づいています。

しかし、全てのサービス、物品を一般競争入札では選べないデメリットがあります。地元で頑張る事業者が負けてしまう、地域活性化に反する。他方、自治体の公共事業の大半が、市民税を納付していない市外の業者に落札されるとなると、市民感情としてもこれを受け入れません。

自治体は、くじ引は正当な手段だから悪いとは思っていないと、先ほども申し上げましたが、地方自治法施行令第167条の9の規定では、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるとき、契約担当官は、直ちに該当入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならないと定めてあります。

くじ引自体、公平に行われています。発注者によれば法令違反ではなく、税金の無駄遣いもしていない。不調にもなっていないという理由は成立します。地方自治体の入札業務に貫徹する理念としても存在します。どの理念に立つにしても、入札業務に適正な競争と透明な手続がどう確保されるかということが重要です。

入札制度に正解はなく、当市の入札業務の現状はどうなっているかお聞きいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の一般質問にお答えする前に、今、るる川田議員のほうから今までの入札等について御説明がありました。全部メモできなかつたので、また後ほど整理したいと思いますが、かなり誤認の部分もあります。少し言い切っていますので、それを全て了承したという意味じゃなくて、その部分はまた後日整理をしていきたいというふうに思いますが、自分たちの認識とはかなり誤認の部分があったということをお伝えしておきたいというふうに思います。

内容につきましては、担当課長のほうで答弁をさせていただきますので、よろしくお聞きいたします。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長（桑原 一君） 川田議員の一般質問にお答えいたします。

本市の入札業務についてでございますが、本市の入札業務は、競争性を確保しながら、地域経済の発展と地元企業の成長を支え、受注機会の拡大を図るため、地元優先発注を基本としながら、公平性や透明性、そして事業の特性等を考慮して選定業者を決定し、入札方式は、一般競争入札と指名競争入札を主体として実施しております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 市長が言われましたように、誤認があったらまたお知らせください。

2番目に、一般競争入札についてお聞きいたします。

地方公共団体が事業者を選ぶ際、一般競争入札の方法が原則とされています。広く事業者を募集したほうが、公平性、透明性が高いのは当然でございますが、不特定多数の参加者で競争するのは、市民の税金を使って契約する以上、誰でも参加できる入札方式が原則であります。

また、可能な限り安い価格で調達することは、税金の無駄遣いをなくすという考え方に基づいたものでありますが、価格という単一要素で業者を選ぶ方法が、実際、談合などの問題を生じさせます。

入札は、一般競争入札が原則であり、最も公正な入札方法であると言われております。事務量等の問題もありますが、一般競争入札の拡大を図ることは望ましいと考えますが、当市の現状をお聞きいたします。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長（桑原 一君） 川田議員の一般質問にお答えします。

事業を決定するに当たり、施工規模や事業の特性により、市内業者のみの指名にて履行可能かどうかを検討した結果、市内業者のみでは品質の確保が困難となるもの、また、入札不調の懸念がある場合等については、主に一般競争入札として実施しております。

金額の多寡によってのみ指名競争入札との使い分けをしているものではありません。また、事業の品質確保については、市内業者同士での共同企業体、市外業者と市内業者による共同企業体の発注や、受注者及び技術者の実績や資格要件を参加条件と付すことにより、品質の確保に努めていますが、本市としましては、できるだけ市内業者を組み合わせた一般競争入札を検

討し、実施しているところでございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 次、3番目にまいります。指名競争入札についてお聞きいたします。

契約は地方自治法第234条により、一般競争入札が原則だが、公平性という長所、反面、手続時間と手間がかかるので、全国的に指名競争入札をとっている現状があります。メリットは、選定の段階で不適当な企業を排除しやすい。デメリットは、参加企業が特定の企業に偏る。それにより談合が起きやすい。指名通知を受け取る企業のみが発注情報を知ることができ参加ができる。事前に参加者を制限しているのが指名競争入札であります。

地元業者という形で経済政策として活用できる点では、今後とも震災地域や地方自治体、地域経済対策で指名競争入札が活用されることが予想されますので、今後とも重要な位置を占め続けると考えます。

市内業者を優先的に指名することについて、一定の配慮が必要と考えます。指名競争入札でも業者選定の仕方により落札率が低いケースも見られるようになってきていることを見ると、市内業者優先原則も、公平な競争があつて初めて適用される原則であります。

公正な競争がない場合にまでこの原則を適用することは、納税者、市民の立場からは決して認められるものではありません。

市内業者のみを指名した入札において、競争原理がかなり働いているのか、現状をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長（桑原 一君） 川田議員の一般質問にお答えいたします。

先ほども少し御説明もさせていただきましたけれども、市内業者主体での入札を実施する観点から、指名競争入札を主体として入札を実施

しております。

また、一般競争入札と同様、公平性、公正性、品質確保等に留意し、競争性についても建設工事においては、工事金額に応じてランク分けを行い、1入札に対して8社以上、その他の業務や物品購入についても、1入札に対して5社以上を原則として指名し、入札を実施しているところでございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 続きまして、指名業者についてお伺いいたします。

指名競争入札は、地元業者へ発注という形で経済政策としても活用できる点でよいと思います。

まず、下請からの実績づくりをしてもらって、下請でも参加できるように参加資格の緩和をして、業者を育てることも重要ではないかと思えます。

指名基準の透明性の確保がないと、実績のない企業が新たに参入する場合に、公平な参加が阻害されるおそれがあります。指名業者について透明性の確保、指名業者選定委員会の設置等の公正、適正な競争環境を整備する発注者の責務等についてお聞きいたします。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長（桑原 一君） 川田議員の一般質問にお答えいたします。

指名競争入札で指名する業者については、建設工事や建設コンサルタント業務を例にしますと、指名願が提出されている市内業者を優先して指名を行っております。

また、土木工事の場合ですと、工事金額に応じて高知県ランクより指名業者の選定を行い、その業者の中で工事施工場所に応じ、各地区に所属する業者を優先的な指名とし、その他の地区の業者については、それまでの指名回数を加味する中で公正を保てるよう配慮しながら業者

選定を行っております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） すみません。指名業者選定委員会を設置ということをごさいましたけど、構成委員とか、人数とか、分かりましたらお願いいたします。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長（桑原 一君） 再質問にお答えいたします。

建設工事については、予定価格が500万円以上、その他の業務については、予定価格100万円以上の事業については、公正を期するため、副市長、総務課長、土木課長、産業振興課長、都市建設課長、企画課長、水道課長を委員とします宿毛市建設工事等指名業者選定委員会を組織しておりまして、そちらのほうで審議をいたしております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 会計令では、第97条に指名競争に付するときは、資格を有する者のうちから競争に参加する者、なるべく地方自治体の場合は5人以上指名しなければならないとありますので、それは認識しておられると思います。

再質問になりますけれども、資格者名簿に登載された者のうちから、指名が無理なら、登載されていない者も指名できると。また、選んだ理由は書類として保存すべき。対外的に説明できる客観的な資料を指名理由として保存が必要であります。明確で合理的な理由がないなら、一般競争入札をしなければなりません。

指名業者について、透明性の確保、指名業者選定委員会の設置等の公正、適当な競争環境を整備する発注者の責務については、今お聞きしましたので次、予定価格のほうへ移ります。

工事を受注しようとするれば、予定価格が気になります。入札について言われる公平性、公正性は、予定価格の意義、役割ではなく、公平性とは、特定の会社に有利に扱うなどの差別はないという意味で言われています。

公正性とは、法律や規則などに基づき手続が進められるという意味と私は理解しております。別の見方とすると、公平性とは、外部の人に対して行うことで、公正性とは、組織内で行うことではないかと思っています。

以上のことから、予定価格の意義について、私は予算の確認、経済性の確認、契約金額の基準と考えておりますが、当市の予定価格についての御見解を伺います。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長（桑原 一君） 川田議員の一般質問にお答えいたします。

議員のおっしゃられたように、予定価格につきましては、大きく分けて3つの要点があるのかなと思っています。

言われたように、予算を確保した上での予定価格を決めていくと。その予定価格が適当なものか、経済的な部分での判断もしていくと。それから、契約金額が基準のとおりになっているかというような観点で決めていくものだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 次の問題で、発注者が契約上の上限を定めているこの仕組みが、近年様々な問題をもたらしています。

工事価格の予定価格は、積算基準を定めているので、積算ルールが明確です。予定価格制度において、予定価格の事前の非公開を義務づけています。予定価格の事前公表は、競争が十分な場合と不十分な場合とでは、その意味合いが異なります。談合などの調整によって受注者が

決定されるような競争が不十分な場合、予定価格を事前に公表すると、落札価格の目安として悪用されてしまう可能性があります。

最低制限価格が落札後の公表は、予定価格は事前公表とし、最低制限価格は変動制を採用しているため事後に分かる。最低制限価格を固定している自治体はくじ引が増えます。入札額はその金額に集中し、くじ引での落札が増えるので、開札まで分からないようにします。

予定価格については、入札契約の透明性を図るため、事後公表を実施、地方自治体は法令以上の制約を受けないことから、事前公表も可である。近年、事後公表の移行を国は要請をしています。

当市は、事前公表が多いと感じていますが、競争が生まれる入札制度について、そのことについてどう考えているかお聞かせください。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長（桑原 一君） 川田議員の一般質問にお答えいたします。

建設コンサルタント以外の委託業務及び物品購入については、今までどおり事後公表を行っています。

ただ、建設工事及び建設コンサルタント関連委託業務の予定価格については、令和2年10月より、事後公表から事前公表としております。

事前公表としている理由としましては、職員に対する予定価格を探る等の行為による不正防止、公表することによる透明性の向上、平成30年7月豪雨より多数の工事が発注されていることによる入札不調対策として予定価格を事前に公表することで業者の入札参加意欲を向上させること等を目的として事前公表としております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 設計変更についてお聞

きいたします。

平成31年度の小深浦高台造成ほか、設計変更があったにもかかわらず、設計変更の手続がなされていなかったことが判明いたしました。

設計変更の発注者の留意事項として、工事に必要な関係機関との調整などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件の明示などにより、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合性を図るよう努める。そして受注者は、工事の着手に当たっては、設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と協議し進め、それを書面で行う。契約変更の基本の基であります。

ルールさえ守っていれば起こらないミスであったらうに、残念です。

今回、統合保育園の設計変更について、設計変更に関わる資料の作成を取り寄せ確認をいたしました。問題はありませんでした。何かが決まれば、きっちり文書として残す。官公庁は文書によって保存も共有、確認する文書主義を取っているわけです。このような書面の不備が複数続いたことについて、当初の施工条件が不明確、協議内容の曖昧さ、公私の分別や公金の重みの認識不足、公文書保存と公開の根本を無視している結果、これは民主主義を脅かす本当の危機がここにあったのではないかと、一瞬そう思いました。

公文書管理法第4条は、政策決定や事業の過程を合理的に後づけ、または検証することができるよう、文書を作成しなければならないと定めています。決裁文書だけを保存、公開しても、その決裁が正当だったかどうかは分かりません。過去の記録を残し、初めて意味があります。決裁文書に詳細な経緯を書き込むことによって検証が可能になる、結論だけが記されていたら、追及は不可能となるでしょう。

公文書は、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的財産であり、主権者である市民が主体的に利用し得ると位置づけています。その法の目的として、市民主権の理念にのっとり、適切な保存及び利用を図ることによって、行政が適正かつ効率的に運営するようになります。

市などの活動を現在及び将来の市民に説明する義務が全うされるようにすることを公文書管理法第1条に掲げてあります。

宿毛市がこの自覚を持って行動していたら、政策決定が合理的である、またそうでないにせよ、事態が解明され結論づけられます。

文書を軽んじたことで、当市の民主主義が大きく棄損されたのではないかと思います。このことについて見解をお願い申し上げます。

○議長（寺田公一君） 総務課長。

○総務課長（桑原 一君） 川田議員の一般質問にお答えいたします。

契約変更等で文書の取り交わしを決して軽んじたわけではございません。ちょっと一部、省略したりとかということでの取扱いをしていたこともあったかと思えますけれども、現在は、文書で取り交わすということの取組をしているところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 了解いたしました。

次、コロナ対策について伺います。

マスク対応の文科省通達マニュアル、その周知についてお伺いいたします。

3月議会でマスク着用の質問について、学校における新型コロナウイルスに関する衛生管理マニュアルでは、身体的距離が十分取れないときはマスクを着用するべきとされています。気温、湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すようにとされています。体育の授業に

マスクの必要はないとされています。大人であっても、十分な身体距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません、とされています。

人との距離を取りながら、散歩や運動は積極的に行っていただきたい。特に高齢者の方は、運動不足や孤立状態に陥ると、身体機能が低下するなど、精神面や認知機能の低下に影響を及ぼすものと言われてしています。健康に暮らすためにも運動と栄養について啓発を続けるとの担当課長の答弁でした。

マスク着用はどの世代もストレスを感じていると認識しているが、個人ができる基本的な感染対策と考えるので、今後も場面、場面におけるマスクの着用、手洗い、3密防止を呼びかけていくとの答弁もありました。

また、マスク対応の文科省通達マニュアルについて、昨年の8月6日に文科省通達の新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルが出ており、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させてくださいと、担当課長の言われたとおりの答弁が載っております。

さて、皆さんも御承知のように、今年2月18日、大阪府高槻市立の小学校で当時小学5年生の男子児童が、体育の授業で持久走後に倒れ、亡くなっていたことが、5月27日、市の教育委員会への取材で分かったと紙面にありました。

マスクは顎にかかっていたが、病院搬送されたその同日、亡くなったとありました。尊い命が失われました。御冥福をお祈りいたします。

スポーツ庁も5月、十分な呼吸ができなくなったり、熱中症になるリスクが指摘されており、体育の授業はマスクは不要と子供に対するマスクの対応マニュアルの事務連絡を全国の教育委員会に出しております。同小も体育のときはマスクを外していいと指導していたとあります。

しかし、徹底されていたかどうか、子供は本当に先生の言われたことを忠実に守ろうとします。指導者が見逃すこともあるわけで、地域の小学校でも、5月8日、春の運動会がありました。大人の何人かがマスクをして競技をしていました。保護者の場合はやむを得ませんが、ただ、子供が複数マスクをしたまま競技をしていました。それは保護者も確認をしておりません。

それで、その後、校長先生にそのことを伝えますと、校長先生の目の前を走っていた子供の競技が目に入ったと思われそうですけれども、何日かたってのお話の中では、「そうやったろうか、気をつけます」で終わりました。

本当に、一瞬見逃していく運動会の競技でございませぬけど、「じゃあビデオ見ましようか」という話になると、もうそれは多くの保護者が見て確認をしていることですので、そういうことの必要もなかったと、先生のほうも分られました。

絶対体育のときはマスクはしていないというマニュアルが行き届いているはずですが、昨日の教育長の話の中にもありました。地域全域で子供の未来を担う、挨拶ほか云々、言われました。子供のマスクは危険との認識が学校関係者や保護者に十分、文科省の通達が徹底されているかどうかお聞きをいたします。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 4番川田議員の質問にお答えいたします。

文部科学省通知が学校のほうに周知できているかという内容であったと思います。

文部科学省では、新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営の在り方につきまして、令和2年6月に新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインを作成しまして、本年2月19日、そのガイドラ

インの改訂を行っているところでございます。

ガイドラインでは、学校における感染症対策の考え方として、手洗いやせきエチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染リスクが高い3つの密、密閉・密集・密接を徹底的に避ける、身体的距離を確保することが必要であることなどが記載されております。

このガイドラインに示すもののほか、その詳細につきましては、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、先ほど議員もおっしゃっていました衛生管理マニュアルのほうを示されておまして、マニュアルでは適宜バージョンアップは図られており、学校現場においてはそのマニュアルに基づいた新型コロナウイルス感染症に対応した持続可能な学校運営を行っております。

マスクの対応を含みまして、新型コロナウイルス感染症における文部科学省の通知におきましては、通知内容を確認した上で、市内全小中学校、文部科学省通知を準拠した形での取組をお願いし、各学校で取り組んでいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 周知はできているとお聞きいたしました。

物事が起こってからでは遅いので、本当に命に関わるマスクでございます。

次、マスクの健康被害について伺ってまいります。

この1年、子供たちにも市民にも、マスクの要請をし続けてきました。感染症を防ぐという一つの側面にとらわれ過ぎて、それ以外の多くのものを失うことになっているのではないかと。特に、子供たちは長時間の着用を強いられることに、健康被害があると専門家の声が多くあります。

実際、去年8月のお盆の3日間に、熱中症で1万6,000人が救急搬送されました。うち850人が重症、子供を含む30人が亡くなりました。その間、コロナで亡くなったのは、90歳以上の高齢者が数人です。

夏場は、子供の代謝速度が速く、エネルギーを要求するので、夏場のマスクは子供には禁物。高齢者もそうですが、特に子供のマスクはハイリスクで、子供は脳に酸素が不足すると、取り返しのつかない脳の損傷を与えることに留意する必要があると、専門家は警鐘を鳴らしています。

口を手で塞いだまま、ずっと制限し続ける話です。誰もが持つ呼吸をする権利を阻止するからには根拠が必要です。

ノーベル賞受賞者の大村智博士は、月刊誌で、コロナによる被害は、ウイルスによる病気や死亡よりも、特に子供たちの精神に対する害が最も大きい。子供のマスクの着用により、身体・行動・学習・情緒の全てにわたって非常に多彩な障害、副作用を認めました。これは現役医師の真実の言葉です。ウイルスよりも300倍も大きいマスクの穴から、口から、横から、素通りするウイルスを妨げる根拠は証明されているのでしょうか。百歩譲って、飛沫由来の感染が防げたとしても、それ以外の理由で体調を崩したら意味がありません。

マスクの着用が常習化している昨今の状況において、マスク生活で抱えているストレスや体の体調の実態を明らかにし、現代における健康被害を導き出すために、20代から60代の男女400名を対象に調査を実施したのが掲載されていました。

症状のベスト3が、頭がぼーっとして物事に集中しづらくなった。肌荒れをするようになった。喉が乾燥するようになり、せきが増えた。

この調査で大問題となったのは、マスクを長

時間つけることによる健康被害のことを知らなかった、理解していなかったというのが50%以上あったということです。このことをしっかり理解してマスクをするしないを判断しなければいけないのに、マスクをするデメリットを知らない人が半分もいたことが大問題と指摘されています。

長時間マスクをつけることで、心身ともに、頬の筋肉が落ちる、歯並びが悪くなる、将来的な顔の形が変わってしまうリスクがある。また、酸素欠乏、二酸化炭素中毒に陥る可能性がある。赤血球の状態が変化して、これは写真でも載っておりますけど、こういう写真が載っているわけです。上が白くなつては駄目なんです。酸素が足りないということで。こういう状態でないと、赤血球は、こういう赤い状態が続いているわけですけど、これではもう黒くなっているんです。ということで、よくないということが比較して分かっている状態でございます。

がんへのリスクが上がる。悪化する可能性がある。横隔膜に異常を来し、身体に影響が出る。口呼吸になって、口の中が渇きやすい。乾燥して唾液がうまく出せない。口腔被害とマスク着用が新型コロナウイルスの感染に効果があることより、健康被害があることが、少なくとも理解されたら、この対策をこれ以上続けると、長時間マスクを着用する子供の健康被害が心配されます。

全国的に健康被害や悪影響が多数報告されています。根拠がない対策に従わないことは正しいことだと思いますが、従わない人をマナーが悪いとか、マナーがないとか、非常識とかいう社会をつくってしまいました。

命と健康を守るために、堂々と、苦しい、暑い、かぶれる、蒸れる、マスクを外しましょうと、子供たちを救ってください。国に伝えてください。

今の子供は、これまでの子供と比べ、マスクの着用時間がとても長いと感じております。

昨日も子供たちが帰っているときに、「お帰り」と声をかけますと、2人で帰っていきまして、マスクを外しているわけです。「お帰り」と声をかけると、急いで子供はマスクを口へ当てていました。それだけ子供ってというのは、本当に、やってはいけないことをやっているんだということが分かるのでしょうか。私はそのことを決して指摘するつもりはございませんけれども、お帰りの挨拶をただけなんですけれども。マスクについて子供たちがとても気にしている。でも、通学途中だから外していいよの話で、外して話をして帰っておりました。それだけ謙虚に子供たちは先生の言うことをひたすら守り続けておりますが、将来ある子供たちのマスクによる健康被害をどのように考えているかお聞かせください。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） マスクの健康被害について、川田議員の質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、児童生徒のマスクの着用につきましては、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに準じた取扱いとなっております。

このマニュアルにも様々な、特に熱中症に対しての健康被害に対応する形で書かれておまして、新型コロナウイルス感染症への警戒が続く中、持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障していくために、学校における感染及びその拡大リスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していくための具体的な取組が描かれたものがこのマニュアルという形になっておまして、学校運営をしていく中で一番重要なマニュアルという形になっております。

マスクの着用につきましては、密接な場合の対応として、身体的距離が十分に取れないときはマスクを着用することとされております。

ただし、気温、湿度や暑さ指数が高い中でマスクを着用すると、熱中症などの健康被害のおそれがあるため、そのような場合には、十分な距離を確保した上でマスクを外すこととなっております。熱中症などの健康被害にも対応したものとなっているものでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 次、マスクの効果の根拠についてお聞きいたします。

医学的専門家が、マスクについて「マスクとは、本来医療従事者が手術の際に、会話やくしゃみ等で自身の唾液などが患者に落ちることを防ぐ、患者からの血液や体液を予防のために使用されるものであって、ウイルスの感染予防のために使用するものではありません。」とっている。

自分がウイルスを移さないためにマスクを着用することですが、それはもちろん、せきやくしゃみがある方は、外に出る場合は着用するべきだと思います。ここではそうではなく、健康な人がマスクを着用する実態について話しています。

無症状者が他人にウイルスを移すといった科学的根拠は見つかりませんでした。2020年6月、WHOは新型コロナウイルス感染者の隔離は必要ない、検疫も必要ない、ソーシャルディスタンスも必要ない、発熱・悪寒・息切れがない、これを無症状と言いますけれども、無症状の患者は、ウイルスを感染することができないと会見で述べたことが記録をされています。

マスク自体に根拠がないことに税金を使い、子供たちまで苦しめ、推進し続けることは、許されることではないのではないのでしょうか。

これは当然、マスクは必要と言われる方もいますので、そのところまで私は追及はしていませんけれども、WHOではこういう記録がされております。

ある方が文科省に対し、マスク着用の新型コロナウイルスの感染拡大防止に効果があるか、科学的根拠を立証する文書の開示を請求しました。文科省からは、文書を保持していないために開示できないと回答が来ております。

行政文書不開示決定通知書、令和3年1月29日、文科省萩生田大臣、令和2年12月28日付の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことを決定しましたので通知します。結局、文書がないから開示できないという理由でございます。

不開示と決定した理由が載っております、行政文書の名称として、マスクの着用が新型コロナウイルスの感染拡大防止の効果があるという科学的根拠を立証する文書、不開示とした理由、請求文書を保有していないため不開示いたしました。

この不開示という文書が出ましたので、これを受けて、今課長が言われた、令和3年2月19日、新型コロナウイルスの感染症に関する学校運営のためのガイドラインの改訂の通知を確認されましたということで発表をいただきました。

この中には、マスクのマの字もありませんし、3密もありませんし、中身が変わっています。ソーシャルディスタンスやマスクの言葉は一言も入っていません。削除されたものです。文科省は、マスクに新型コロナウイルスの感染拡大防止に効果があるという科学的根拠を立証する文書を保持していません。恐らくこの事実に基づいて改訂されたと思われま。

この改訂は、教育委員会や首長などに通達されていて、教育委員会から学校にも通達されているはずですが、実際の学校現場では遵守しようとはせず、逆に教諭に対してマスク着用を命令し、命令は不当ですが、マスクに効果があるという科学的根拠を示す文書は文科省が保持していないだけで、実際には存在するかもしれないので、命令するなら科学的根拠を示す必要があると思います。

0. 1マイクロメートルのウイルスよりも300倍も大きいマスクの穴を素通りする根拠は証明されていませんでした。そういう健康被害が出ている声にしっかり耳を傾けてほしいと思います。

子供たちの安全と学業の使命を持つ教育委員会として、責任者として、子供たちのマスクの要請をし続けるなら、マスクの効果の根拠についてしっかり説明してください。

○議長（寺田公一君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 川田議員の質問にお答えいたします。

マスクの効果の根拠についてということでございまして、先ほど議員のほうからお話がありました文科省の2月19日のガイドラインの改訂、これについては、確かに基本的には載っておりません。

ただ、そのガイドラインにつきまして、最後のほうに、このガイドラインに示すもののほか、新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営の詳細につきましては、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、その他の方法により別途示すという形になっておりまして、その衛生管理マニュアルが今の学校の基本的指針という形になっております。

その中につきましては、集団生活を送る上ではマスクの着用は必要である。ただし、体育の

授業は外してもよろしい。それと登下校について、熱中症対策が必要である場合については外してもよろしいというふうに明確に書いていますので、その取扱いに準じた形で教育委員会のほうは対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の一般質問にお答えさせていただきます。

先ほど、文科省のほうからそういった文書が、教育委員会、市長のほうに届いているだろうと、学校現場にそれを伝えていないというお話がありました。そういう事実はございませんので、お答えをさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 今、市長の言葉、ちょっとよく分からなかったのですけど。

2月19日の新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン、しっかり見てますね。はい、それでいいです。

もう、パソコンに入っているだけだと分かりませんが、しっかり出して下さいねと、私が申し上げたら出てきたということでございますので、いいと思えます。

感染対策の見直しについてお伺いたします。

大阪市立大学名誉教授の井上正康先生は、「少なくとも外でマスクをする必要はない。ウイルス感染症を止めたいのであれば、腸管免疫を高めること、食事に気をつけて腸管免疫を上げることが大事」と言われます。

コロナウイルスは、人より人ではなく、人・物・人でコロナウイルスが附着して生き残る、これが感染ルートになっていると言われております。

新型コロナウイルスは呼吸器系よりも消化器系の糞口感染と分かっている、便も調べて分か

って結果が出ています。クルーズ船、屋形船もトイレからの確認とされています。

鼻の中でPCRで出なくても、下水管に長くどまっていたというデータが確認されております。

今、インドで爆発的に感染が多いのは、インドのトイレ事情の問題からということも納得する話でございます。

小腸・大腸に新型コロナウイルスの受容体が鼻や口の20倍あります。子供や若者は元気に行動するために受容体そのものが少ないです。高齢者や疾病を持っている人は、コロナの受容体が多いから、どうしても高齢者や持病を持つ方には重症になる確率が高いという結果が出ています。高齢者もお日様に当たって運動し、そしてビタミンGを多く取る。コロナが収まらないのは対策が間違っている。酒が悪い、飲食が駄目な話ではないと言われております。トイレの清掃が重要と言っております。アルコールは玄関ではなく、トイレに消毒液を置くことが重要で、特に女性の便座は次の人のために清掃する。トイレの内側のドアノブを消毒。家庭ではしっかり手を洗い、口うがい、鼻うがい、これはドラッグストアにありますけれど、塩水でございますので、前々痛くない。ここからウイルスが入るのを防ぐと。鼻うがい、これは非常に効果があるということでございます。

消毒液をトイレの中に置くなど、まず市のトイレから見直してはどうでしょうか。提案を申し上げたいと思えます。

感染対策の見直しについてお伺いたします。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 4番、川田議員の御質問にお答えいたします。

トイレの消毒液の設置につきましては、まだ一般的な対策ではないと考えますので、導入するためには衛生管理のルールについて周知する

必要があります。

一方、手洗いの習慣は指の間から手首までしっかりと時間をかけて洗うことが子供から高齢者まで多くの方に身につけているのではないかと認識しておりますので、トイレから出る際は、手洗い場に設置している石けんを使ってしっかりと手洗いをさせていただくことで感染対策になると考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 手洗いについてはきちんとしたエビデンスがございます。洗剤をつけなくても、15秒流水で流せばウイルスはほとんど流されるということで、それはきちんと効果があります。

人と人を離しても、人とウイルスを人間の力で離すことは不可能です。微生物と共存してきた人間の歴史を自己免疫で克服してきた今があります。免疫を高めてください。握る力、かむ力、歩く力、外へ出てお酒を飲んで楽しむことをなくしました。このことを政府はしっかりと理解していくべきだと思います。

コロナにかかっていない日本人の比率を調べてみました。99.517%、コロナで死んでいない日本人の比率は99.992%、人口に占める重傷者比率0.009%、コロナウイルスの受容体が少ない若者や子供は強毒株が来ても、感染リスクや死亡率が低いことには変わりはないと言われています。井上教授です。

日本は土着性コロナと共存してきた自然に免疫的な訓練を受け続けている形となっているからでしょう。なおさら過度な心配は不要。日本の文化は手洗いやハグや握手ではなく、おじぎや家へ上がる時は靴を脱ぐ習慣などが感染症に対し、適切な習慣が身につけていることも被害が少なかった理由として上げられています。

それで、2020年の全国一斉コロナによる

小中の臨時一斉休校について、教育長にお伺いいたします。

子供たちの学びの保障は回復されていますでしょうか。お聞かせください。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、本市におきましても市内全小中学校において昨年度、休業の期間を設けておりました。その休業による学力への影響についてでございますが、休業中の授業日数、授業時数の確保につきましては、夏休みを短縮するなど、各学校において時間割編成の工夫や学校行事の精選などを行うことで、対応いたしました。

一方、授業日数は確保して授業を行ってきたところですが、ある学校によりまして、落ち着いて授業が受けられなかった子供がいる。コロナにより学校行事や地域行事が精選され、友達との交流や地域との交流などが少なくなり、人と人との関係の構築に影響があったと聞いております。各学校において、対応していただいているところでございます。

今後も新型コロナウイルスへの感染症防止対策を講じながら、児童生徒の安心安全を確保する中で、児童生徒の学びの保障に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 子供たちの学びのために努力をしていただきたいとお願い申し上げます。

次に、コロナワクチン予防接種対象に、12歳から15歳の年齢拡大についてお伺いいたします。予防接種法の改正が5月31日に通過いたしました。重症者も死者も1人も出ていない、12歳から15歳までの新型コロナワクチン接種が決定されました。子供たちの接種について、

今と同じ努力義務推奨であります。中学、高校で集団接種を行うかどうか議論され、厚労省の担当者は子供たちが周りの生徒に同調して、接種してしまうおそれがあるとして、慎重に検討する考えを示しているのです、本市としても慎重に進めることが重要と考えます。

年齢が下がることにおいて、接種義務、自己の判断が可能という矛盾を、子供がワクチンを排除できるか、個人の判断で選択できることであっても、子供たちが接種しなくてもよいと声を上げないと打たれることとなります。自分の権利を行使することができるか、厚労省の職員はそのことを本当に心配されていました。

当市の12歳から15歳までのワクチン接種についての運用をお聞かせいたします。

○議長（寺田公一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 4番、川田議員の御質問にお答えいたします。

12歳から15歳の方のワクチン接種につきましては、現在、学校での集団接種は考えておりません。本市におきましては、来月発送予定の64歳以下の接種券発送時に新たに対象となった小中学生まで全てを発送することとしており、接種場所や予約方法も一般の方と同様となります。12歳から15歳の接種には、予診票に保護者の署名がなければワクチン接種は受けることができません。

また、中学生以上の接種については、接種医療機関が認める場合は、保護者の署名があれば保護者の同伴がなくても、ワクチン接種を受けることができるようになっておりますが、本市では、小中学生の接種につきましては、家族等の同伴の下、接種を受けていただく体制を取りたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 集団接種は考えていな

いと。本当に安心いたしました。多分、お母さんもこのテレビを見ていらっしゃれば、安心をされたと思います。岡山県のある市は2,700人の小中学校で集団接種を掲げると批判の声が殺到して、学校は引っ込みました。また、京都のある町でも集団接種を掲げると、電話が鳴りっ放しで取り下げました。

お母さんの意識が高くて、行動してよかったですと思います。子供の感染者で重症化した人もいない。亡くなった人もいないことは皆さん、承知のとおりでございます。なぜワクチンをするのかという疑問の声も出ております。

LNPは、脂質ナノ粒子というのですが、こういうものが4つの臓器にたまると言われております。特に、卵巣にたまるとう全部体外に出るとは立証されておりませんので、その場合、不妊症になってしまうというのは既に言われております。

これからある若い世代は感染リスクよりも後遺症リスクが大きいとお母さん方は心配されております。子供や若い人にはワクチン接種はやめてほしいとの声も出ています。このことはリスクが指摘されているので、しっかり向き合っただけで検証して心配しなくてもよいなら、立証してもらいたい。立証できていないなら、そういうリスクが言われている、その情報を国民と共に共有すべきではないでしょうか。むやみやたらに、接種すればいい話ではないと思います。

再質問をさせていただきます。

親の権限が及ぶ中学生にまたがる年齢であります。お母さん方はもう自分たちはいいが、将来何が起こるか分からない。それでも打つか、打たないかは選択できます。それはその人のそれぞれの生き方ですから。中高生は親の権限、親の及ぶ責任が問われます。接種は義務ではない。努力はして自分で判断して、このことをどれだけ伝えられるかは重要であります。

ワクチンの遺伝子組み換えはウイルスの遺伝子の一部を送り込んで、人の細胞に取り込ませるものであります。その遺伝子が長期的に体の細胞や遺伝子にどんな影響を与えるのか、まだ未知です。みんなが打つということにならないために、行政はしっかり判断する。どれがメリットでどれがデメリットなのか。そういう判断する材料、そういうものを皆さんに周知をさせるつもりがおありなのかどうか。また、おありになるとすれば、どういう方法で行うのか。お聞きいたします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。常に言っておりますが、いろいろな機関から情報が出ています。また、インターネット上でいろいろな、それこそ180度違うような話であるとか、いろいろな情報が出ているのが昨今の状況でありまして、自分がどこから情報を取ってくるかによって、全くその考え方が変わってしまうという大変恐ろしい状況になっております。

私といたしましては、不確かな情報を市民の方々に伝えるわけにはいきませんので、しっかりとした国の機関であるとか、そういったところから、情報を仕入れる中で、それを正確にお伝えしていかなければならない。そのように思っているところでございます。

先ほど川田議員からもみんなに打たすのかというお話もありましたが、そこはしっかりと判断をして、打ちたくないという方は打たないことも選択はできる形の中で、現在、ワクチン接種を進めているところでございますので、その点については御理解していただきたいと考えているところでございます。

できるだけ多くの情報を市民の皆さん方でできるだけ勘違いをすることがないように、分かりやすく説明をしていく、また周知をしていく。そういったことに対してしっかりと努力してい

きたい。そのように思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） この同じ質問は、幡多福祉保健所にも送りました。デメリット、メリットについて判断できるように、きちんとパンフレット等々で皆さんにお示ししていくというお考えをお示ししてくれました。

つくし学園に参ります。

つくし学園の目的についてでございますが、全国で進められている小中連携、一貫教育の目的は取組ごとに学校、市町村、地域・住民等の様々な思いが込められていると考えられます。9年間において、その一貫性を高めることが大切です。9年間をいかに一本の柱で機能させるかということが重要ではないかと思えます。

つくし学園をはじめとして、これから小中一貫教育を取り入れる当初の目的はどのようなものであったのか、お聞きいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 川田議員の一般質問にお答えします。

本市、教育委員会が推進しております小中一貫教育についての御質問でございます。小中一貫教育は、子供たちの豊かな人間性や社会性を育てることを目的として、義務教育の9年間で系統的な教育活動を行うことにより教育効果を高められるよう行っているものでございます。

小中一貫教育を推進する理由につきましては、児童生徒の背景として、中一ギャップ、自尊感情の低下の抑止などが挙げられます。

まず、中一ギャップについては、小学校と中学校の切れ目によって、中学校に入学した際に、人間関係、指導方法などの大きな環境の変化により、中学校生活になじめない状況に陥ることがございます。

小中一貫教育では、中学校の教員が小学校への乗り入れ授業や中学生と小学生が交流することで、ギャップの解消を図っていきたいと考えています。

さらに、学校教育活動を小中で一本化し、小中の教員が中学校3年生のゴールイメージを共有することで、系統立った指導ができると考えております。

また、中学校教員が小学校の時期から児童の特性を把握することで、個々の児童に応じたきめ細かい対応も可能になると考えております。

次に、自尊感情の低下については、いわゆる思春期に入ってくる小学校高学年から自尊感情が急激に低下することがあります。

その時期を一つの区切りとして、自尊感情を高められる取組を行っていきたいと考えています。

小中一貫教育の実施により、中一ギャップの解消、自尊感情の向上が図られ、目的としている子供たちの豊かな人間性や社会性を育てることにつながっていくものであると考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 自尊感情と言われたけれども、自尊感情は子供だけの問題ではなくて大人の問題でもあります。自分がどんなに欠点があったとしても、それをすばらしいことだと認めていく。思春期の子供たちは本当に自分のいいところをなかなか見つけ出せにくい年齢でございますので、みんなはそれを褒め合おう。そして、刺激をしていって、こんな私でも生きていいんだと。そういう感情を高めていく。それは大人でも一緒であります。鬱病になることなく、落ち込むことなく落ち込むときはあっても、すぐに未来を見詰めて立ち上がっていくと、そういう強い精神の下、9年間が設立され

ていくのだと感じさせていただきました。

次に、英語教育を推進する理由についてお伺いいたします。2013年度、文部科学省のグローバル化に対応した英語教育改革の下、計画が進められて2020年から小学校に2021年には中学校に、2022年には高校と全国全ての学校で実施されていきます。

新学習指導要領が見直され、英語教育が大きく変わることになりました。つくし学園の具体的方策の1番に5、6年生で英検5級を合格者50%、中学生は3級を50%目指すとあります。つくし学園を英語教育推進校とするこの理由や目的をお伺いいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） つくし学園の英語教育の推進理由についてお答えいたします。

グローバル化が進む中で、外国語によるコミュニケーション能力は社会の様々な場面で今後必要とされた小学校でも英語の授業が始まっております。小中一貫教育により、つくし学園では中学校の英語専科教員による小学校へ乗り入れ授業が可能となっており、現在は週2回、小学校の英語の授業に中学校の英語教員が乗り入れて授業を行っております。

成果としましては、児童の外国語への興味関心が高まったこと、高学年においては、先ほど議員も申しましたように、積極的に英語検定にもチャレンジしようとする状況も見られるようになってきております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 英語、苦手でございます。これはアメリカの占領国の日本でありますので、英語が中心になっていくと思いますけれども、英語教育でグローバル化に役立てようということでございます。

それでは、英検にかかる費用の予算化につい

てお聞きいたします。

○議長（寺田公一君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 英語検定にかかる費用につきましては、かかった費用の半分を予算計上させていただいております。昨年度までは小筑紫小学校、中学校でしたが、今年度からは市内の小中学校に含めた形で単独事業として実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） それでは、英検合格率50%の目標を掲げております。素晴らしいでしょう。これは年々上げていくんでしょう。50%、60%と。当市全体の小中学校の英語教育の拡充を目指すのが、新学習指導要領です。

他校における指導者不足、地域差、ほか問題について十分検討されていますでしょうか。再質問でお聞きいたします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、つくし学園は小中連携・一貫するには非常に学校の設置、そういった環境等も非常に素晴らしいというふうなところで、乗り入れしています。ただ、他の学校についてはそういった環境ではありませんが、中学校校区で近隣の小学校に英語の先生が出前授業という形で不定期であります。年に数回行って授業をするという形は現在、それぞれの中学校校区では取れているというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 学校差がございませんように、また検討していただければいいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後の私の質問になりますけれども、グローバル化と言われました。国際的に通用する国際人というのは、実は本当に日本人として、自分の国を愛し、日本の文化、あるいは歴史、そういうものに深い造詣を持った教養人、それが世界に通用するのが日本人だろうと思います。今のいじめ問題がある日本人の精神道徳教育の指数を基に、日本人の魂を育てる教育、それが一番大事なことであって、根本にある自分の国が素晴らしい。そして日本人として、この島国に生まれてよかった。そういう思いを持って子供たちが育てていかなければ、日本の将来はないのではないか。この精神の根本的な教育が一番大事だと私は思います。

教育長の御見解を伺います。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

議員が今言われましたように、日本の教育、とても素晴らしいというふうに思っておりますし、私は実際にそこに携わってきました。一番自分が思ったのは、狭い範囲で言うと、宿毛市の子供たちは宿毛市に生まれてよかった。宿毛を誇れる。そういうふうな郷土を誇れるような、そんな子供を育てたいと思っております。それは日本各地で全ての学校の先生たちが自分の郷土を誇れる。そんな子供を育てたいと思っております。

それがひいては、日本全国で日本人に生まれてよかった。日本を誇りたいという子供たちに育てていくのではないかと。そして、全ての外国の皆さんと手を携えて、これから地球は1つという考えの下に、共生、共存していくのではないかと。広げていけばそういうところに行くのではないかと私の私見ですが考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 教育長、ありがとうございます。

ざいました。点から線へ、線から面へと日本人の誰もが、この国に生まれて、この島国に生まれてよかったという意識を持って世界に羽ばたいてもらいたい。それを支えるのが地域の目であつたり、そういう先生方の御努力も要ると思います。力を貸してほしいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時22分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 2番堀です。よろしくお願ひします。早速ですが、通告に従って質問に入らせていただきます。

まず1番の環境問題についての（1）宿毛市2040ゼロカーボンシティ宣言については昨日、野々下議員が質問の中で、しっかり質問され、丁寧に答えられていましたので、十分理解しましたので、削除したいと思います。

今後、よりよい施策をスピーディに進めていくよう期待します。

次に、（2）のSDGsにおける環境への取組についてであります。これはゼロカーボンシティ宣言ともつながる話ではあります。

最近、SDGs、SDGs、とテレビ・新聞等でよく見聞きする機会が増えました。私自身最初に聞いたときは、環境問題に特化することなのかと思っておりましたが、今年の2月に高校生の発表会があり、その中でSDGsについて詳しく発表されていて、2030年までに達成する持続可能な社会をつくる17の目標であることを知り、自分の勉強不足を痛感させら

れました。

やはりSDGsとは何か。なぜこれから必要なのか。小中学生もしっかり学ぶべきではないかと思ひます。教育長の所見をお聞ひします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 堀議員の一般質問にお答え申し上げます。SDGsには、人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保や気候変動対策、海洋及び陸上資源の保全など、環境に関する4つの目標が挙げられており、教育現場においても積極的な役割を果たすことが期待されております。

市内小中学校の環境教育としては、社会科や総合的な学習の中での授業における環境教育はもとより、クリーンセンターへの社会科見学や地区の海岸清掃、さらには高知県の森林環境税を活用した山の学習支援事業など、様々な取組を行っております。

今日の多様で複雑化した環境問題を解決し、持続可能な社会をつくっていくためには、大人はもちろんのこと、子供一人一人においても環境との関係を正しく理解し、行動していくことが重要であると考えますので、今後も本市での環境教育が効果的に行われるよう取組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 今回、SDGsといひしても、17項目に及びますので、子供たちが身近ですぐに取り組める環境問題を挙げて話をさせていただひいています。教育長が先ほど言われましたように、今までも環境問題における小中学校での取組はたくさんされていると思ひます。これから具体的にどのような取組をしていくのか、新しい取組があるのか、教育長に再度お聞ひします。

○議長（寺田公一君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答え申し上げます。今、御質問がありました環境問題、これまでも先ほども申しましたように、環境問題にはそれぞれの学校がそれぞれの学校の視点を持って対応してまいりました。今、示されたSDGs、環境だけではなくて、いろいろな視点で、持続可能な世界をつくっていく。子供たちが今後、大人になり、またその子供たちが永続的に幸せな世の中をつくっていく。そのためにはいろいろな多角的な視点を持つことが大事だと思いますので、今後、学校教育においても、環境教育はもとより、その他のSDGsの17項目についても各校で取り組んでいるところは取り組んでいってもらいたいと教育委員会としても各校へお願いしていきたくと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 若い世代へつなげていく取組は極めて重要であると思います。これからも脱炭素化、SDGsを目指した取組をお願いしたいと思います。

次に、2の防災についての事前復興についてに移ります。私は以前から一般質問において、防災についての質問を何度かさせていただきました。南海トラフ地震が発生する確率が高くなっている今日。地震や津波に備え、あらかじめ復興の道筋を計画しておくことが必要であると感じます。

被災後のまちをどう迅速に復興させていくのか。そうした事前復興計画は作成しているのか。計画しているようであれば、内容について伺いたいと思います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。事前復興についてでございます。

東日本大震災では復興まちづくり計画がなかったことから、再建に時間を要し、経済の衰退、

人口の流出にもつながったという経緯があります。議員も御承知だと思います。こうした教訓から、南海トラフ地震被災後は、宿毛市が早期に復興し、将来にわたって、このまちで暮らしていけるという安心感を市民の皆様を持っていただくためのビジョンが必要であると、そのように強く感じておりました。このことについては、私が幾度となくお示しさせていただいたところでもございます。

このことは昨年度改定しました都市計画マスタープランにおいても復興まちづくりの事前準備の推進として明記しているところでもございます。

現在、高知県におきまして、市町村が早期に復興するための支援といたしまして、事前復興、まちづくり計画策定指針検討会が設立され、本年2月に第1回の検討会が開催されたところでございます。本検討会には私も委員として参画しているところでもございます。

この計画策定指針につきましては、検討会を重ね、今年度中に策定される予定でありますので、本市といたしましては、県の指針に基づき、復興計画を作成してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 防潮堤のかさ上げとか、市の庁舎や保育園の高台移転、その他の希望ヶ丘への移転計画を進めている警察署、土木事務所、保安署などまさしく事前復興につながると思います。いつか必ず起きる南海トラフ地震で、犠牲者が一人でも減るように、一人の犠牲者も出ないように、今からできることをやっていく。事前に復興のことを考えていくことは大変重要なことだと思います。

いずれにしても、計画については、高知県の事前復興のマニュアルができて、それに準じて、

市のほうでも作成するようですので、計画を待ちたいと思います。

次に、3、福祉対策についてのすくもいきいきサロンについてに移ります。

高齢者が集い、元気にいきいきした施設と銘打ってスタートしたすくもいきいきサロンですが、オープンして、1か月近く経過して現在の会員数をお聞きしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（谷本裕子君） 2番、堀議員の一般質問にお答えいたします。

本年5月25日に開設しましたすくもいきいきサロンの会員数についてですが、日曜日、月曜日がお休みになっておりまして、そのため6月19日現在の会員登録者数になりますが、197人の方に登録をさせていただいておりまして、そのうち65歳以上の方は137人となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） すみません。今、聞き逃したのですが、現在、何名。65歳以上が137名と聞きましたが。現在、197名ということですね。私もその1人ではありますが、コロナ禍ということもあり、元気にワイワイというようにはなりません、コロナ禍収束後にこのサロンがどのような施設を目指すのか、目指していきたいのか伺いたいと思います。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 堀議員の質問にお答えさせていただきます。すくもいきいきサロンは宿毛市健康サロンの設置及び管理に関する条例におきまして、設置の目的を市民の健康増進及び市民相互の交流促進を図ることとしていただいております。

目的の1つであります市民の皆さんの健康増進につきましては、サロンに設置しております

トレーニング機器を御利用いただくことで、特にシニア世代を中心とした運動の習慣化を図りまして、介護予防につなげることを目的として実施をしているところでございます。

施設内は、消毒等の感染症対策を行っており、利用者数も1時間に10人以内と設定していますので、安心して御利用いただけるものと考えているところでもございます。利用者数については、コロナ収束後は10人という定員制限を緩やかにし、また運動後には利用者の皆さんで交流を楽しんでいただける、そういったスペースも確保していきたいと考えているところでもございます。

また、サロン設置のもう1つの目的であります市民相互の交流促進といたしましては、市民の皆さんが集える場をつくり、介護予防につながるイベント等も実施していきたいと、そのように考えているところでございます。

このほかにも、サロン利用者を対象にアンケートの実施を予定しておりますので、頂いた御意見も参考にしながら、市民の皆さんに心も体も健康になっていただける、そういった施設を目指し、このサロン事業の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） アンケートも取って考えてみますというふうな市長の発言もありましたが、私が訪れて感じたことは、少し狭くて器具が本格的でありまして、大胸筋とか、上腕筋の上半身を鍛えるような器具が多く、ルームランナーのような足腰を鍛える器具が少ないように思いました。

訪問時には、血圧測定器や時計もなかったようなので、必要性を感じました。そこで、将来的に器具を増やしたりとか、インストラクターをつけたりとか、そういった計画があるのか、

さっきのアンケートという話もありましたので、そこにもつながるかもしれませんが、お答えをお願いします。

○議長（寺田公一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。また、堀議員の御意見もしっかりと聞いた上で、またアンケートも実施しながら考えていきたいと思っておりますし、またオープニングの頃に、私もお伺いしましたが、また全然違う話もあったりとか、上半身の器具が多いとか、それぞれ皆さん感じていることは違うようでございますので、しっかりとアンケートを取ってきたいと思っておりますのでございます。

トレーニング機器等につきましては、感染症対策のために今、距離を取って配置をしておりますので、現段階では機器の増設は予定してないところでもございますが、今後、実施予定のアンケート結果等を参考にしながら、機器の充実、先ほどの御意見も踏まえる中で、検討してまいりたいと考えているところでもございます。

また、サロンは市民の皆さんが自主的に運動をし、交流を楽しんでいただく場と考えておりますので、現在、スポーツジムのようなインストラクターの常時配置は予定しておりませんが、サロンの管理業務の委託事業者の中にはスポーツに関する資格を有した方もおり、トレーニング機器の操作説明や利用等に関する質問などに対応できる体制はつくっているところでもございます。

さらには、宿毛市の健康的なまちづくり連携協力に関する協定に基づき、関係機関と共同した介護予防になりますが、この介護予防、健康増進のための運動指導等、様々な取組をあそこの場で進めているところでもございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） お年寄りのワクチン接種を終えて、安心して運動、または憩いの場所としてどんどん活用できるように大いに期待したいと思います。

次に、最後の項目に移ります。

4のオリンピックに関わる宿毛市の事業についてです。その中の東京2020オリンピック聖火ランナーについてですが、総括として話をします。

聖火リレーの是非が問われている中で行われました。セレブレーション会場へは入場者を制限して応募方式で参加者を募り、コロナ感染対策を万全としての開催でした。私ももちろん応募し、当選しての来場ではありました。少し肌寒かったのですが、地元の獅子舞から始まり、中高生の書道のパフォーマンス、光を使ったダンスも見応えがあり、個人的には非常に感動いたしました。

会場にはメディアを含め、県外からたくさん人が来られていたように思います。会場にはどのぐらい来場者があったのか、お聞きします。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（岡本武君） 2番、堀議員の御質問にお答えいたします。

4月19日にまちのえき林邸前より海風公園までの約3.4キロメートルにわたりまして、実施をいたしました東京2020オリンピック聖火リレー並びに海風公園で開催いたしましたセレブレーションにつきまして、交通規制への御協力はもとより清掃活動や花壇づくり等の環境美化活動など、多くの皆様に温かい御支援と御協力をいただく中で、オリンピック聖火と関係者の思いをつなぐことができました。

また、当日は沿道におきましても、新型コロナウイルス感染対策を行う中で、多くの皆様に

応援をいただきました。この場をお借りいたしまして、深く感謝申し上げます。

御質問いただきました聖火リレーセレブレーション会場につきましては、来場者の確認や新型コロナウイルス感染対策のため、事前に申込みいただきました416名に御来場をいただきました。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 募集はもうちょっと多かったのではなかったかと思えます。計算していた人数よりも来場者は少なかったようですが、林邸から海風公園まで、聖火リレーのコースは先ほど課長も言われましたように長く、警備のほうも大変だったように思います。

高知県の中で、予算について宿毛市が最多で、そのほとんどが警備が中心と報道されてきました。市民からも疑問の声が上がっていましたので、予算についてどう使われたのか、御説明をお願いします。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（岡本武君） 堀議員の御質問にお答えいたします。

本市における聖火リレー関連予算は事業費総額で1,261万2,000円であり、聖火リレールート及びセレブレーション会場であります海風公園への警備員配置、コーンやコーンバー、仮設棚等の警備資機材の設置に係る委託料といたしまして、1,167万8,150円を支出させていただきました。

また、セレブレーション会場では、仮設トイレの設置や照明として投光器を配置する借り上げ料として、28万2,480円、手話通訳等手数料といたしまして、6万4,763円を支出させていただきました。

なお、本市経費が他市町村と比較し、高額と

なりましたことにつきましては、県内最長の3.4キロメートルのリレー区間となったことや、走行時刻が夜間となりまして、高知県警さんの御意見もいただく中で、安全確保のための適切な警備員配置が必要でありましたこと、高知市と本市のみが実施いたしましたセレブレーション会場の運営に必要な経費が発生したことが理由となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） やはり警備にほとんどかかったということでありました。交通規制がされての開催でしたが、交通規制における沿道沿いの市民から連絡が来ていないとか、どうなっているのかという形の話もいただいたりもしましたが、最終的に交通規制における沿道沿いのトラブルはなかったのかお伺いします。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（岡本武君） 堀議員の御質問にお答えさせていただきます。

本市における聖火リレーにつきましては、林邸前の広小路をスタートいたしまして、本町、幸町、新田、高砂を通りまして海風公園がゴールとなる西へ直進するコースで実施いたしました。

リレールート等に関する交通規制情報は広報すくもやホームページ等で周知させていただくとともに、沿道に所在されております事業者様や近隣のお宅等を訪問させていただきました、交通規制についての協力要請を行いました。

また、沿道での観覧やセレブレーション会場において3密の回避などの新型コロナウイルス感染症対策をお願いいたしました。平日の18時からの交通規制ということもあり、市民の皆様には御不便をおかけいたしました。皆様の

御協力のおかげによりまして、本市におきましては、関係機関からの情報を含めまして、大きなトラブルはなかったものと認識しております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 大きなトラブルがなかったということで安心しました。

最後に、答弁は求めませんが、オランダホストタウン事業について触れさせていただきます。

先日の高知新聞では、東京2020オリンピックのため、来日される選手や関係者には新型コロナウイルス感染症予防対策のため、移動や交流についても制限がかかり、県下自治体においてもホストタウン交流事業について実施が困難となるなど、御苦労されているように掲載されていまして。

宿毛市においても例外ではないと思いますが、オランダホストタウン事業の実施時期や内容等について模索していただいて、ぜひ継続した取組をお願いしたいと思います。

私もオランダ自転車競技とともに、応援しています。今後もオリンピックを契機とした取組に期待しております。

以上が私の一般質問でありました。ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時06分 散会

令和3年
第2回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（令和3年6月23日 水曜日）

午前10時25分 開議

第1 議案第1号から議案第14号まで

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第14号まで

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三 千 代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君
14番 濱 田 陸 紀 君	

----- . . . ----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . ----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈 良 和 美 君
議事係 長	桑 原 美 穂 君

----- . . . ----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	桑 原 一 君
危機管理課長	上 村 秀 生 君
市 民 課 長	中 山 佳 久 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君

会計管理者兼 会計課長	佐藤 恵介 君
健康推進課長	松田 まなみ 君
長寿政策課長	谷本 裕子 君
環境課長	谷本 和哉 君
人権推進課長	山戸 達朗 君
産業振興課長	岩本 敬二 君
商工観光課長	長山 敏昭 君
土木課長	澤田 英典 君
都市建設課長	小島 裕史 君
福祉事務所長	河原 志加子 君
水道課長	川島 義之 君
教育長	鎌田 勇人 君
教育次長兼 学校教育課長	和田 克哉 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	岡本 武 君
学校給食 センター所長	平井 建一 君
選挙管理委員会 事務局長	児島 厚臣 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時25分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

ただいま、川田栄子君から、昨日の一般質問における発言について、会議規則第65条の規定により、その一部を訂正したい旨の申入れがありますので、この際、発言を許します。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 昨日の私の一般質問における発言のうち、「最近では、小深浦高台造成は市内業者と大手業者とのJVの指名競争入札は、」を、「小深浦高台造成は、」に訂正をお願いいたします。

また、錦川ゲートポンプ機械設備工事について、「予定価格、最低制限価格共に公表されていきました。」の発言について、最低制限価格は事前公表されていませんので、訂正をお願いいたします。

○議長（寺田公一君） ただいまの申出のとおり、川田栄子君の発言訂正については、議長はこれを許可いたします。

日程第1「議案第1号から議案第14号まで」の14議案を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

3番三木健正君。

○3番（三木健正君） おはようございます。それでは、早速、質疑に移らせていただきます。

大きく分けて4項目ございます。御説明のほど、よろしく願いをいたします。

まず、一番はじめに、議案第2号別冊、令和3年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）の13ページ、第2款総務費、第3項戸籍・住民基本台帳費、1目戸籍・住民基本台帳費、17節備品購入費につきましてですが、この予算計上

されております64万6,000円につきまして、こういったものを想定していらっしゃるのか、お聞かせ願います。

○議長（寺田公一君） 市民課長。

○市民課長（中山佳久君） 市民課長、おはようございます。3番、三木議員の質疑にお答えいたします。

議案第2号別冊、令和3年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、13ページ。

第2款総務費、第3項戸籍・住民基本台帳費、1目戸籍・住民基本台帳費、17節備品購入費、申請補助端末等購入費64万6,000円について、これがどのようなものかとの御質問です。

申請補助端末につきましては、昨年度からマイナンバーカード普及促進事業を実施する中で、市民の方がカードの申請をする際にサポートをしておりますが、申請に必要な専用アプリを搭載したタブレット端末を増やすことで、申請時間の短縮と、窓口の混雑を避けるために、新たにマイナンバーカードの専用申請端末とオプション機を購入しようとするものです。

以上です。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 1点だけ、再質問で確認させてください。

今まであった端末の台数を増やすということですか。新たな端末という意味ではないということでしょうか。その辺、お願いいたします。

○議長（寺田公一君） 市民課長。

○市民課長（中山佳久君） 市民課長、三木議員の再質疑にお答えいたします。

端末につきましては、新たな端末を増やすことによって台数を増やすということです。

以上です。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 承知いたしました。

続きまして、同じ項目の同じページ、18節

にごじます負担金補助及び交付金についての部分でございます。

新規事業調査表によりますと、マイナンバーの今回のこの事業に当たる部分に関しましては、交付者が対象であって、前回のマイナンバーの促進事業の部分では、申請者であったというように記憶しておりますが、今回は交付者ということで間違いがないのかということと、今現在、前回からもそうなんですけれども、申請から交付に至るまでの時間が非常にかかっているということがございます。

その点で、タイムラグが生まれた場合に、この事業の終了の交付となると、申請はしたものの交付の期限までに特典を得ることができないということが懸念されるわけですけれども、この辺のタイムラグ等に対しての対応というか、お考えはどのようになっているのか、お聞かせ願います。

○議長（寺田公一君） 市民課長。

○市民課長（中山佳久君） 市民課長、3番、三木議員の再質疑にお答えいたします。

今回の地域振興券の配付対象者につきましては、マイナンバーカードを令和3年12月15日までに交付を受けた方。こちらについては、既に交付を受けた方も含みますが、その方を対象に、地域振興券の配付をさせていただく事業となっております。

申請した後にカードの交付を受けるまでに、一定期間が必要であるため、周知が必要ではないかとの御質問ですが、現在、全国的にマイナンバーカードの申請件数が増えておりまして、申請から交付準備までに2カ月から、長くて3カ月程度かかる見込みとなっておりますので、広報やホームページを通じて、早めに申請をしていただくこと。そして、申請をした後、まだカードを取りに来ていただいている方もおりますので、その方についても、周知をする中で、

取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 承知いたしました。

続きまして、2項目めにまいります。

同じく、令和3年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）の14ページ。

第3款民生費、第2項児童福祉費、9目子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）、18節負担金補助及び交付金、1,345万円につきまして、この事業の少し詳しい説明をお願いいたします。

また、この新規事業調査票にごじます対象者の部分で、令和3年度の住民税均等割が非課税のものと同様の事情にあると認められるものという項目がございますが、この点につきましても、できる限り詳しくお聞かせ願います。

○議長（寺田公一君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 福祉事務所長、3番、三木議員の質疑にお答えいたします。

議案第2号別冊、令和3年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）の14ページを御覧ください。

第3款民生費、第2項児童福祉費、9目子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）、18節負担金補助及び交付金の1,345万円の、まず事業概要から御説明させていただきます。

新規事業調査票の3ページにも掲載させていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、特別給付金を支給しようとするものです。

給付の対象者は、令和3年4月分の児童手当、または特別児童扶養手当を受けている方であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方や、令和3年度末までに18歳の子の養育者で

あって、同じく住民税均等割が非課税の方、そのほか家計が急変し、同様の事情にあると認める方となっております。

給付額は、児童1人につき5万円で、予算としましては、児童数269名分を予定し、計上させていただいているところです。

次に、先ほど御質問がありました、支給対象者のうち、令和3年度分の住民税均等割が非課税のものと同様の事情にあると認められるものとはどういった方なのかという御質問ですが、令和3年、今年の1月から申請受付終了が令和4年2月までとなっております。その間の1か月間の収入に12を掛けた1年間の収入見込額。その1カ月はどの月をとっても構いませんので、任意の月をとっていただいて、その1年間の収入見込額、または1年間の所得見込額が住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下であるものというふうにされておまして、例えば本市の住民税非課税相当収入限度額は、例を挙げますと、夫婦と子供2人の4人世帯でありましたら、年間209万7,000円、月額で申しますと、17万4,750円以下の方。

夫婦と子供3人の5人世帯で申し上げますと、249万7,000円、月額で20万8,083円以下の方が対象となります。

基準額を一例で申し上げさせていただきましたが、対象となると思う方がいらっしゃいましたら、ぜひともお問合せいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 承知いたしました。

1点、今、説明にございました分、大変丁寧な説明であったと思うのですが、実際、これを当事者、市民の方々に告知していく部分では、非常に分かりにくくなるようなことが懸念されますので、この周知方法や、案内の仕方につい

て、何か検討されていること、工夫されようとしていることがあれば、お聞かせ願います。

○議長（寺田公一君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 福祉事務所長、3番、三木議員の再質疑にお答えいたします。

周知広報につきましては、令和3年4月分の児童手当、または特別児童扶養手当を受けている全ての世帯、約955通ぐらいと想定しておりますが、全ての世帯にこの制度の通知文書を送付する予定としております。

なお、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方につきましては、併せて申請は不要です。もう申請しなくても、そのままお送りしますよという文書も、同封させていただく予定としております。

そのほかの周知方法といたしましては、7月号の広報やホームページ、また社会福祉協議会での家計相談などを、今、受付しておりますので、その際に、当給付金についても、御案内をしていただくように、今、お願いしているところです。

また、この対象者が令和4年2月末までに生まれた子供さんも対象ということになっておりますので、出生の手続の際には、合わせてこのことについても、御案内させていただきたいと思っております。

なお、児童手当の対象外となっている高等学校につきましては、既に県よりチラシの配布がなされているということを伺っているところです。

以上です。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 御説明ありがとうございました。

非常に大切な事業だと思っておりますので、抜けのないような方法を、ぜひとも検討いた

ければと思います。

続きまして3項目めに移ります。

同じく令和3年度宿毛市一般会計補正予算(第2号)、第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、12節委託料、358万8,000円につきまして、質疑を行います。

この事業の算出根拠につきまして、新規事業調査票にもございますが、できるだけ、もう少し詳しくお聞かせ願いたいのと、また、この調査票にございます数字の中で、1.1という数字がございます。これは恐らく消費税の1.1だというふうに推測されるわけですが、その項目の中に、お米等という記入がございます。ということは、軽減税率の関係から、食料品は8%ということになりますので、1.1と試算の数字をもってきた理由につきまして、御説明をお願いをいたします。

○議長(寺田公一君) 産業振興課長。

○産業振興課長(岩本敬二君) 産業振興課長、3番、三木議員の質疑にお答えいたします。

議案第2号別冊、令和3年度宿毛市一般会計補正予算(第2号)、16ページ。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、12節委託料、学生応援すくもふるさと便事業委託料、358万8,000円の算出根拠について、御説明させていただきます。

まず、対象者の人数につきましては、現在の高校3年生に当たる人数を200名程度と試算し、大学、専門学校等への進学率を、高知県の統計調査より、約6割と推計しております。

在学期間を4年間として、480人と算出しております。この4年間分につきましては、2年生学校や中途退学、大学院進学としての増減を考慮して平均として想定しております。

また、1件当たりの送料を約1,000円と、ふるさと便の荷造り、配送等の作業に係る委託事業者の経費を15%と試算し、合計で358

万8,000円と算出しております。

次に、消費税分の積算についてですが、食品を中心に想定しておりますが、その他の食品以外の特産品も考えるために、それに対応可能とするため、全体を消費税10%とした場合を算出の基準として試算し、予算計上させていただいております。

以上でございます。

○議長(寺田公一君) 3番三木健正君。

○3番(三木健正君) 承知いたしました。

1点、再質疑をさせていただきます。

今回の対象者ですが、対象者は、住民票が宿毛市にあるなしにかかわらず、この対象となるのかどうか、その点をお聞かせ願います。

○議長(寺田公一君) 産業振興課長。

○産業振興課長(岩本敬二君) 産業振興課長、3番、三木議員の再質疑にお答えいたします。

学生自身の現在の住民票につきましては、どちらでも対象とすることとしております。

ただし、宿毛市出身者であることの確認事項として、学生本人の住民票が宿毛市に有しているか、有していたことがあること。それから、保護者等が宿毛市に住民票を有していること、こういった要件を付すこととしております。

以上でございます。

○議長(寺田公一君) 3番三木健正君。

○3番(三木健正君) 承知いたしました。

続きまして、最後の4項目めになります。

同じく、議案第2号別冊、令和3年度宿毛市一般会計補正予算(第2号)の16ページ。

第6款商工費、第1項商工費、2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金の8,460万円につきまして、お伺いをいたします。

まず、1点目ですが、今現在、経済産業省のほうで行われている一時支援金、月次支援金というのが施行されて、実施されておりますが、その国の補助金の部分との兼ね合いにつきまし

ては、どのようになっているのかをお聞かせ願います。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、3番、三木議員の質疑にお答えいたします。

議案第2号別冊、令和3年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、16ページ。

第6款商工費、第1項商工費、2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金。宿毛市コロナ対策事業者月次支援金8,460万円についての質問でございます。

経済産業省が行う一時支援金、また月次支援金との兼ね合いについてということでございましたが、国の支援金との併給はできるのかという御質問であったかと思えます。

このたび、本市が行う宿毛市コロナ対策事業者月次支援金につきましては、経済産業省の一時支援金及び月次支援金の受給者を支給対象外としておりませんので、本市が定める支給要件を満たした場合、併給は可能となります。

以上であります。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 承知いたしました。並行して申請が可能ということで、承知をいたしました。

再質疑ですが、この申請に必要な提出書類等は、どのようなものを想定されているのか、お聞かせ願います。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 引き続きまして、この月次支援金について申請時の提出書類、何が必要かという御質問だったかと思えます。

宿毛市コロナ対策事業者月次支援金につきましては、令和3年5月、または6月分の売上げが、令和元年または令和2年同月比で3割以上減少している中小企業者の方を対象としておりますので、繰上げの減少を確認するための資料

等の提出をお願いすることとしております。

具体的には、税の申告が済んでいることを証明していただくために、確定申告書等の写しを提出していただきます。

また、今年の5月、または6月分の売上げ台帳及び令和元年、または令和2年の同月の売上げ台帳等の写しを提出していただきます。

これらは、支援金に該当するかどうかを判定するための要件を確認する書類となります。

そのほかに、事実確認の書類としまして、本人確認書類の写し、支援金を振り込むための口座が分かる通帳の写し、飲食店における営業許可証の写しなどを提出していただくこととしております。

以上であります。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 承知いたしました。

最後、もう1点、再質疑になりますが、この申請を行った場合に、申請から給付に至るまでの時間帯、どのぐらいで給付に至るのか、それを目標としているのかをお聞かせ願います。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、再質疑にお答えいたします。

申請から支援金が振り込まれるまでにどれぐらい時間がかかるのかという御質問であったかと思えます。

事業を営む方を支援するための支援金でありますので、できる限り速やかな支給を心がけ、申請の日から2週間以内には、御指定の口座に振り込めるように努力したいと考えております。

また、申請受付期間なんですけれども、7月1日から8月31日までの2カ月間として、申請受付場所は市役所1階の選挙管理委員会横の臨時窓口と、2階商工観光課窓口とする予定であります。

なお、7月10日土曜日と、翌11日の日曜

日の2日間につきましては、休日窓口を開設する予定としておりますので、そちらも御利用いただければと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 丁寧な御説明、承知いたしました。

今日質疑させていただきました4点共に、宿毛市の状況、これ宿毛市だけではない、全国的なことではありますが、逼迫した市民生活や、またその事業を営んでいる方々の事業の今後の継続に向けて、必要な対策、また施策かというふうに思っておりますので、ぜひとも執行される場合には、速やかで、確実に行っていただきたいというふうに思っております。

以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） おはようございます。10番、質疑を行います。

私が質疑をいたしますのは、議案第2号別冊、令和3年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、5ページ。

第2表債務負担行為補正でございます。

宿毛市立社会体育施設等指定管理業務委託料について、まずはじめに、事業の目的と事業内容について、お伺いをいたしたいと思えます。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（岡本武君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長、10番、岡崎議員の質疑にお答えさせていただきます。

議案第2号別冊、令和3年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、5ページ。タブレットデータの6ページの第2表債務負担行為補正の追加。宿毛市立社会体育施設等指定管理業務委託料についてでございます。

令和4年度から令和6年度までの宿毛市立社会体育施設等指定管理業務委託料として、限度額、1億6,735万7,000円に、消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内として、計上をさせていただいております。

本市社会体育施設等におきましても、民間の能力を活用し、効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、指定管理者制度を導入したいものでございまして、宿毛運動公園、通称宿毛市野球場、平田公園、宿毛市総合運動公園、宿毛市立東部運動場、宿毛市立高砂グラウンド及び宿毛市和田体育館に係る管理運営事業につきまして、令和4年4月1日に指定管理者制度を導入したいと考えてございます。

また、宿毛運動公園では、野球場・補助グラウンド・雨天練習場等、平田公園ではテニスコート・多目的広場等。総合運動公園では、市民体育館・陸上競技場・多目的グラウンド・補助グラウンド・防災広場と、あと遊具等、各施設の連携を図り、効果的な運用を図るとともに、より利用者の利便性の向上を図るため、施設を一体的に管理できるよう、債務負担行為額につきまして、対象施設に係る人件費や光熱水費、施設管理や保守点検などの関係支出額等を積み上げて、算出をさせていただいております。

なお、本市社会体育施設等のうち、老朽化が進んでおります宿毛市栄喜体育館と、PFI事業で維持管理業務の一部の実施が見込まれております宿毛小学校体育館の附帯施設でございます宿毛市立武道館については、指定管理者制度の導入施設から除外して見込んでおります。

指定管理者の管理の期間といたしましては、条例では、5年以内と規定されておりますが、社会体育施設におきまして、初めての指定管理者制度導入となりますので、令和4年度から令和6年度の3年間とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど、課長よりする説明がありまして、事業の内容、目的については承知をいたしました。

次に、再質疑をいたします。

指定管理の業務委託の方法について、どのような方法でするようにしているのか、今現在、答えることができるのであれば、答えていただきたいと思います。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（岡本武君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長、岡崎議員の再質疑にお答えさせていただきます。

業務委託の方法、業務委託の選定方法についてでございますが、今後、仕様書等を公開する中で、より慎重で公平な選定を行うため、公募型プロポーザル方式によりまして、募集を行い、選定したい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 公平性を保つために、公募によるプロポーザル方式でしていきたいということでございますので、了解をいたしました。

最後に、指定管理の業務委託をすることによって、どの程度の経費が削減されるのであるか、その点について、お伺いをいたしたいと思えます。

○議長（寺田公一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（岡本武君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長、岡崎議員の質疑にお答えさせていただきます。

当課の試算といたしまして、削減経費は主に人件費を考えてございまして、現在、直営で行っております業務のうち、料金収受、施設予約、施設修繕等の施設管理部分を指定管理者が行うことによりまして、年間約490万円の削減を

見込んでございます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 経費の削減について、人件費見合いで490万円ということでございます。

もう少し大幅な削減があるのかなというふうに期待をしたわけではございますが、490万円ということで、了解をさせていただきました。

以上で私の質疑は終了いたします。ありがとうございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） おはようございます。12番、松浦でございます。

本議会に提案されました議案について、質疑を行いたいと思えます。

今回、質疑するのは3点ほどでございまして、議案第2号別冊の令和3年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）についての中の3項目ということで、質疑をさせてもらいたいと思えます。

まず最初、12ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費のうち、18節負担金補助及び交付金の中の地域防災組織育成助成事業補助金として、200万円が計上されておりますけれども、この内容といえますか、どういうところに補助しようとしているのかを含めて、お願いします。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（上村秀生君） 危機管理課長、12番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第2号別冊、令和3年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、12ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、18節負担金補助及び交付金。地域防災組織育成助成事業補助金200万円の内容について、御説明いたします。

本事業は、一般財団法人自治総合センターが

実施する宝くじ社会貢献事業でありますコミュニティー助成事業を活用し、自主防災組織が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備に対し、200万円を上限に補助金を交付するものとなっております。

今回の補助金の交付先は、大島地区自主防災会でございます。避難時に必要となるテントや災害救助工具セット、またソーラーパネルで蓄電できるモバイルバッテリーや、AEDなどの防災備品を整備するという予定となっております。

大島地区自主防災会では、避難訓練の実施や防災会独自の防災啓発チラシの発行を行うなど、積極的に防災対策に取り組んでおられ、この活動が自治総合センターに認められ、事業採択されたことに伴いまして、今議会において補正予算を計上させていただいたものでございます。

なお、財源内訳につきましては、全額が自治総合センターからの助成金となっております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、課長のほうから、大島地区という、1か所ということでございますけれども、この議会の中でも防災について、来るべき南海トラフの大地震対策に向けて、それぞれ皆さんが質疑、質問をされてきております。

そういう面で防災対策、本当に真剣に考えなければならぬ課題でございます。広く市民にPRというか、各自主防の皆さんに、こういう補助金がありますよというお知らせをすることが必要でないかなと思いますけれども、そこらあたりについて、御意見があれば。

○議長（寺田公一君） 危機管理課長。

○危機管理課長（上村秀生君） 危機管理課長、松浦議員の再質疑にお答えいたします。

本助成事業につきましては、これまでもホームページの掲載による周知、また地域防災活動に必要な設備整備を希望する自主防災組織には、個別に紹介をしてみましたが、議員御指摘のように、この助成事業を知らない自主防災組織もあろうかと思っておりますので、多くの自主防災組織で活用できるよう、周知してみたい、このように考えております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 宝くじの事業ということで、申請しても該当するかどうか、相手が決めることで、決めることと言ったら語弊も分かりませんが、そういう分ではございますけれども、やはり防災対策をしていくという部分で、広く各自主防災組織に、こういう補助金がありますよ。活用しませんかということで、お知らせをしていただきたいというふうに思います。

課長のほうも、そういう方向でやるということでございますので、よろしく申し上げます。

次は、16ページ。

第5款農林水産業費、第1項農業費、5目農地費の14節工事費、農業用施設維持修繕工事費として2,700万円が計上されておるわけですが、どこの施設で維持をし、修繕をしようとしているのか事業の内容についてお願いします。

○議長（寺田公一君） 土木課長。

○土木課長（澤田英典君） 土木課長、12番、松浦議員の質疑にお答えします。

議案第2号別冊、令和3年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、16ページ。

第5款農林水産業費、第1項農業費、5目農地費、14節工事請負費、農業用施設維持修繕工事費2,700万円の内容について、御説明いたします。

本予算は、公共水道が設置されていない野地の小川地区において、生活用水を確保するため、高知県中山間地域支援総合補助金を活用し、飲料水供給施設を整備するものです。

整備施設としましては、配水管、ポンプ施設、貯水槽、深井戸等があり、配管延長としましては、約450メートルになります。

以上です。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） そういう面で、この予算書を見ると、維持修繕ということであるわけで、どこかハウスでも壊れたのかなという思いがしていたわけですが、小川地区に飲料水の供給施設をつくるということで、文字とあれとが、私のところでは理解できませんでしたので、質問させてもらいました。

次は、17ページの第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、14節工事請負費の中の、これは2つあるわけですが、そのうちの1つ、大島桜公園遊歩道設置工事費、僅か83万6,000円ですが、どういう工事というか、遊歩道を造ろうとしておるのか、御説明を求めます。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、12番、松浦議員の質問にお答えいたします。

議案第2号別冊、令和3年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、17ページ。

第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、14節工事請負費、大島桜公園遊歩道設置工事費、83万6,000円についてでございます。

工事内容を説明させていただきます。

大島桜公園内にありますサイクリングロードから展望台につながる坂道、約40メートルに擬木製の階段を設置しようとするものでございます。

現在、石板敷きの階段が設置されております

が、一部にゆがみが出て、不安定な部分があります。

この展望台は、大島桜公園内の桜が見渡せるだけでなく、宿毛湾の絶景を眺めることができる場所となっております。

今回、新たに擬木製の階段を整備することで、より多くの市民や観光客の皆様、安全に展望台に上っていただいて、そこからの景色を楽しんでいただけるものと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） これを言うと、一般質問になるわけですが、大島の公園の関係、私も一般質問をさせていただきました。そういう面で、小出しに、ちょびちょび出すのではなしに、どうするんだということのもとに、予算をつくっていただくと、分かりやすいかなと思います。

意見を申し上げまして、質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第1号」については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております「議案第2号

から議案第14号まで」の13議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、6月24日、6月25日、及び6月28日、6月29日は休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって、6月24日、6月25日、及び6月28日、6月29日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月24日から6月29日までの6日間休会し、6月30日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時16分 散会

議案付託表

令和3年第2回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (1件)	議案第2号	令和3年度宿毛市一般会計補正予算について
総務文教 常任委員会 (7件)	議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号	宿毛市空き家活用移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について 指定管理者の指定について 工事請負契約の締結について 工事請負契約の締結について
産業厚生 常任委員会 (5件)	議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第10号	宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について 宿毛市国民宿舎条例の一部を改正する条例について 宿毛市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

令和3年
第2回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第16日（令和3年6月30日 水曜日）

午前10時 開議

- 第1 議案第1号から議案第14号まで
（議案第1号、討論、表決）
（議案第2号から議案第14号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）
- 第2 陳情第13号
- 第3 委員会調査について
- 第4 意見書案第1号及び意見書案第2号
意見書案第1号 原発処理汚水の海洋放出に関する意見書
意見書案第2号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書
- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号から議案第14号まで
- 日程第2 陳情第13号
- 日程第3 委員会調査について
- 日程第4 意見書案第1号及び意見書案第2号
- 日程追加 決議案第1号
- . . . -----

3 出席議員（13名）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 今城 隆 君 | 2番 堀 景 君 |
| 3番 三木 健正 君 | 4番 川田 栄子 君 |
| 5番 川村 三千代 君 | 7番 高倉 真弓 君 |
| 8番 山上 庄一 君 | 9番 山戸 寛 君 |
| 10番 岡崎 利久 君 | 11番 野々下 昌文 君 |
| 12番 松浦 英夫 君 | 13番 寺田 公一 君 |
| 14番 濱田 陸紀 君 | |
- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

- 事務局 長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 奈良 和美 君

兼調査係長
議事係長 桑原美穂君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中平富宏君
副市長	岩本昌彦君
企画課長	黒田厚君
総務課長	桑原一君
危機管理課長	上村秀生君
市民課長	中山佳久君
税務課長	山岡敏樹君
会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	松田まなみ君
長寿政策課長	谷本裕子君
環境課長	谷本和哉君
人権推進課長	山戸達朗君
産業振興課長	岩本敬二君
商工観光課長	長山敏昭君
土木課長	澤田英典君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	川島義之君
教育長	鎌田勇人君
教育次長兼 学校教育課長	和田克哉君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	岡本武君
学校給食 センター所長	平井建一君
選挙管理委員会 事務局長	児島厚臣君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（寺田公一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第14号まで」の14議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第2号から議案第14号まで」の13議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（山上庄一君） 予算決算常任委員長。本委員会に付託されました議案第2号の1議案について、審査の概要とその結果を御報告いたします。

議案の審査に当たりましては、効率的な審議を行うため、本委員会を2つの分科会に分け、6月24日と6月25日の2日間にわたり審議を行いました。

その後、6月29日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会主査の審査結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案1件につきましては、原案を妥当と認め、可決すべきものと決しました。

議案第2号別冊、令和3年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）の5ページ、第2表、債務

負担行為補正、事項、宿毛市社会体育施設等指定管理業務委託料、期間、令和4年度から令和6年度、限度額、1億6,735万7,000円に消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内についてであります。

本件は、一部を除く社会体育施設を一体的に管理し、利用者の利便性の向上を図るため、指定管理者制度を導入しようとするものです。

なお、指定管理者の公募に当たっては、より慎重で公平な選定を行うため、公募型プロポーザルにより、行われる予定であります。

委員からは、公募要件として、市内業者という項目はあるのか。また、指定管理者が受け持つ業務内容はこういったことを想定しているのか、との質問があり、執行部からは、市内に住所を有する事業者を想定しており、業務内容については、維持管理を含めた業務であり、積算内容としては、現在の芝刈り、清掃等の委託、光熱水費、人件費などを積算しているとの回答がありました。

また、委員からは、大規模修繕が必要な箇所もあると思うが、現在、修繕が必要な箇所については、修繕をした上で、指定管理者に引き継ぐのか、大規模修繕に関しては、計画的な修繕を検討しておくべきではないかとの質問があり、執行部からは、可能な範囲の修繕は引き継ぐ前に行い、指定管理者との合意が必要であると考えている。陸上競技場と野球場については、修繕費が高額となる見込みとなっている。陸上競技場は、補助金の活用を考えたとしても、宿毛市単独では難しい状況になっており、近隣自治体への相談も必要だと考えているとの回答がありました。

本件に関して、委員からは、事故等があった場合に、事業者が責任をとれる体制かどうかが大変である。公募事業者の審査の過程においては、事業者の体制が指定管理者としてふさわし

いかどうかについても、見極めていただきたいとの意見がありました。

続きまして、同じく12ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、18節負担金補助及び交付金、宿毛市新型コロナウイルス感染症対策地域活動支援補助金1,000万円についてであります。

本予算は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防を行いながら、地域における健康増進活動や、地域コミュニティー活動の取組を支援するため、感染予防対策として行う施設整備等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

委員からは、補助事業の周知はどのように考えているのかとの質問があり、執行部からは、広報で周知する予定となっている。また、補助対象としては、地区を想定しているので、個別の老人クラブ等への周知は考えておらず、地区長連合会や、広報を通じた周知を考えている。

その他については、申請状況を見ながら周知していきたいとの回答がありました。

委員からは、広報への掲載だけでは十分に周知できない可能性があるため、できるだけ多くの方に知っていただくための周知方法について、検討を求めるとの意見がありました。

続きまして、同じく12ページ、第2款総務費、第3項戸籍・住民基本台帳費、1目戸籍・住民台帳費、補正総額9,137万7,000円についてであります。

本予算は、宿毛市マイナンバーカード交付率向上事業を実施するためのもので、マイナンバーカードを受け取りをした方に地域振興券を配付し、交付率向上を目指すとともに、地域経済の活性化を図ることを目的としております。

なお、6月1日現在のマイナンバーカードの交付実績は、1万2,361枚で、交付率は61.2%となっております。

委員からは、マイナンバーカードについて、交付申請をしたが受け取りに来ていない方はどのぐらいいるのか。また、取りに来ていない理由は把握しているのか、との質問があり、執行部からは、受け取りに来ていないのは、最近、通知した方も含めると、1,000枚程度である。

取りに来ていない理由の一つとしては、子供が県外におり、コロナ禍でなかなか帰省ができないことから、本人確認ができないため、受け取りに来ることができないという話を聞いている。

また、受取を忘れている方もいるようである、との回答がありました。

続きまして、15ページ。第4款衛生費、第3項清掃費、1目塵芥処理費、14節工事請負費、リサイクルステーション建設工事費、575万1,000円について、御報告します。

本件は、フジ宿毛店敷地内に雑誌、新聞、ダンボール等の屋根つきリサイクルステーションを設置し、天候に左右されず、紙ごみを出せるようにすることで、市民の利便性及びリサイクル率の向上を図るものです。

委員からは、リサイクルステーションの対象地域や、持込みは自由にできるのかとの質問があり、執行部からは、地域は関係なく買物ついでに持って来ていただきたい。また、フジ宿毛店の営業時間内の対応を考えているとの回答がありました。

続いて、16ページ。第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、12節委託料、学生応援すくもふるさと便事業委託料、358万8,000円について、御報告します。

本件は、新型コロナウイルス感染症拡大により、日々の生活や将来に影響が出ている本市出身者で、市外在住の18歳から29歳までの学生に対し、5,000円相当分の米を中心とし

た宿毛市の特産品を送付するものです。

委員からは、ふるさと便として、米などの食料品にした理由は何かとの質問があり、執行部からは、収入が減収した学生が多いと考え、食料品を中心とした。また、就職活動の遅れがあったと思われるので、合同就職説明会などの就職活動情報を同梱するとの回答がありました。

委員からは、物品だけではなく、一言添えた便りも送付していただきたい。また、マイナンバーカードの情報や広報すくもなど、宿毛を思い出してもらえる内容にしてもらいたい、といった意見や、できるだけ広く宿毛の特産品を送るよう、商工観光課とも連携を取り、商品選択を行ってほしい、との意見がありました。

同じく16ページ、第6款商工費、第1項商工費、2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金、宿毛市コロナ対策事業者月次支援金、8,460万円について、御報告いたします。

本件は、新型コロナウイルス感染症の急拡大を受け、売上げの減少等による経済被害を受けている市内業者に対して、宿毛市コロナ対策事業者月次支援金を給付するものであります。

委員からは、既に今までの給付金の事業で重複している書類がある部分は提出しなくてもよいのか、との質問があり、執行部からは、申請書類はできる限り省略できる様式としており、重複して提出しなくてもよい運用を行う、との回答がありました。

これに対し、委員からは、提出書類の煩雑さをできるだけ軽減できるよう、努めてほしいとの意見もありました。

次に、17ページ、第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、14節工事請負費、咸陽島公園流し台設置工事費、66万5,000円、並びに、同じく17ページ、第7款土木費、第7項ダム対策費、1目ダム対策費、10節需用費、施設修繕料、22万5,000円について、

御報告します。

本件は、コロナ禍の影響により、生活スタイルが屋外志向へ変化する中で、屋外レジャー施設として整備を行い、観光資源である咸陽島公園並びに中筋川ダムサイト公園を、さらに魅力ある施設とするものです。

委員からは、咸陽島公園の流し台の設置場所はどこを予定しているのか、との質問があり、執行部からは、現在、トイレを設置している屋根つきのコーナー部分に2基ほど設置を考えている、との回答がありました。

また、中筋川ダムサイト公園内に流し台を設置するということが、キャンプができる意図で設置するのか、との質問があり、執行部からは、キャンプなどのアウトドア客に対応できるように設置するものである、との回答がありました。

委員からは、従来のアウトドアが楽しめる日平公園、白岩岬などに加え、今回、咸陽島公園、中筋川ダムサイト公園に流し台を新設されるなど、キャンプブーム、アウトドア需要に応える形となるため、各課連携を図り、ホームページだけではなく、キャンプ場マップなどのチラシを作成し、観光協会の窓口に設置するなど、周知、PRに努め、本市の経済活性化に一役かってほしいとの意見がありました。

以上で、本委員会に付託されました議案1件についての審査の結果報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長、本委員会に付託された7議案の審査結果の御報告をいたします。

議案第3号は、宿毛市空き家活用移住定住促進住宅の設置及び管理に関する状況の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、宿毛市への移住定住を促進することを目的に設置しております、宿毛

市空き家移住定住促進住宅につきまして、新たに1件の住宅の整備が完了しましたので、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第4号は、宿毛市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、地方税法施行規則の一部を改正する省令により、地方税関係書類への押印を不要とする改正が行われたことから、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第5号は、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度、収入が減少した被保険者に対して、国民健康保険税の減免を行うために、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第11号は、宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、大深浦に所在する宿毛運動公園テニスコートを有料公園施設から除外し、無料公園施設として一般開放するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第12号は、指定管理者の指定についてでございます。

内容につきましては、土佐くろしお鉄道株式会社を、土佐くろしお鉄道宿毛線平田駅駅舎の指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

審査の過程で、委員から平田駅駅舎の中はどのような間取りになっているのかとの質問があり、執行部からは、現在は待合所として利用されているが、待合所の一角に売店用及び切符販売用の空きスペースがある間取りとなっているとの回答がありました。

これに対し、委員からは、土佐くろしお鉄道

との協議は必要とは思いますが、平田駅には駐車場があり、近くには工業団地もあるという立地条件のよさを生かすため、駅舎の空きスペースを有効活用できるよう、検討を進めてほしい。

その他、鉄道高架下や宿毛駅の空きスペースの有効活用についても、併せて検討を進めてほしいとの意見がありました。

議案第13号及び議案第14号は、工事請負契約の締結についてでございます。

内容は、市内2か所に整備する津波避難タワーにつきまして、6月7日に実施しました一般競争入札により、契約の相手方及び契約金額が決定しましたので、工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上7議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案7件についての報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（川村三千代君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案5件について、審査結果を御報告いたします。

議案第6号は、宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第7号は、宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例についてでございます。

内容につきましては、家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第8号は、宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、議案第5号同様、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度、収入が減少した被保険者に対して、介護保険料の減免を行うために、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第9号は、宿毛市国民宿舎条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中で、より安定的な事業継続を図るため、本条例の一部を改正しようとするものです。

委員からは、新型コロナウイルス感染症の影響で、繁忙期間、加算額、延長料金の値上げなどを行うが、コロナ収束までの限定的なものなのか、それとも恒常的になるのか、との質問がありました。

執行部からは、現在の指定管理者はこれまでの実績と比べ、宿泊客数は最大2倍、売上高も約2倍になるなど、期待以上の成果をあげている。

しかし、展望露天風呂の改修費や、旅行形態が団体から個別化になっているため、単年度の黒字は達成できていない。サービス向上に努めつつ、経費節減を図り、自助努力をしているが、現在の料金体系では、経営状態を好転させることは難しいと考えており、今後はこの価格で続ける予定である、との回答がありました。

議案第10号は、宿毛市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

以上の議案につきましては、担当課から詳しい説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案5件についての報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第2号から議案第14号まで」の13議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第2号から議案第14号まで」の13議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 全員起立であります。

よって「議案第2号から議案第14号まで」の13議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2「陳情第13号」を議題といたします。

これより陳情第13号について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（川村三千代君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました陳情第13号の審査結果を御報告申し上げます。

陳情第13号は、市道二ノ宮野地線の拡幅を求める陳情書についてであります。

.....
.....

内容につきましては、市道二ノ宮野地線は、通学路にもなっているが、非常に狭隘な上に曲線で、昼間でも見通しが悪く、また最近では野地側からの県外ナンバーの車の通行も多くなっており、このことから危険を感じている。

また、近い将来に想定されます南海トラフ地震におけるライフラインとしての機能面からも必要だと感じており、道路の拡幅工事を求める、というものであります。

本陳情につきましては、審査の過程で、委員から、この状態が続くのは望ましくないという意見や、危険性は十分に理解できる、という意見がある一方、ほかの市道にも同様の状況が見られるという意見や、約500メートルに及ぶ市道の全面拡幅となると、財政的に厳しいとの意見も出されました。

執行部からは、この路線は片側は川で、もう一方は山であり、拡幅工事をするとすれば、山側を切るため、大規模な工事が必要となり、市単独では厳しいとの回答がありました。

以上の意見や陳情の趣旨も踏まえ、慎重に審査をした結果、全会一致で趣旨採択と決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情1件についての御報告を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、「陳情第13号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付いたしました審査報告書のとおりであります。

本件は、審査報告書のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

日程第3「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4「意見書案第1号及び意見書案第2号」の2件を一括議題といたします。

この際、意見書案第1号及び意見書案第2号について、提案理由の説明を求めます。

12番松浦英夫君。

○12番(松浦英夫君) 12番、意見書案第1号についての提案理由の説明をさせていただきます。

2015年8月に政府と東京電力は、福島県漁連等に対し、関係者の理解なしには、いかなる処分もしない、と文書で回答しているにもかかわらず、4月13日、福島第一原発で発生した放射性物質、トリチウムを含む処理水を海洋放出する方針を決定いたしました。

私としては、こうした政府の方針、今まで県漁連と約束をし、県漁連に対し回答した部分に対し、何ら対応もせず放置をしてきた。そしてその上に、海洋放出、断じて容認するわけにはまいらない。

宿毛市は御案内のとおり、伊方原発にも隣接すると言いますか、近くにあるわけでございます。こうした問題が起きる可能性もあるわけでございます。宿毛市は、漁業を中心とする第一次産業が盛んなところでございます。海洋放出することによって、苦しむ、復興に努力をしてきた漁民に対し、そしてまたほかの産業に対し、大変怒りを感じるところでございます。

御案内のとおり、福島県では7割を超える市町村議会で海洋放出に反対、あるいは慎重であるべきであるとする意見書採択が決議をされておるのは、御承知のことと思います。

私としては、この意見書を皆さんのお手元に配付されておると思っておりますけれども、海洋放出について、判断は慎重に期し長期地上保管の検討も含めるとともに、合わせて全国民への安全性の科学的根拠を示す、風評被害への万全の対策を講じることを強く求めておるところでございます。

そういった面で、この原発処理水の海洋放出について、反対をし、今後十分な検討といたしますか、科学的根拠を示しながら、理解を得る行

動をとるべきであるという思いで、意見書を提出させていただきました。

議員各位の御理解を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長(寺田公一君) 1番今城 隆君。

○1番(今城 隆君) 意見書案第2号「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書について」、提案理由を述べさせていただきます。

民法第750条では、夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏(姓)を称するとしています。

通称使用による夫婦別姓が社会的に広く認められるようになったものの、民法が別姓を認めていないことにより、結婚後の生活、仕事に支障を生じる場合や、別姓を名のるために法律婚ができないという問題があり、選択的夫婦別姓制度を求める声は、国民の中に広がっています。

よって、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を導入することを強く希望するものです。

以上、提案理由といたします。

○議長(寺田公一君) これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見書案第1号及び意見書案第2号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員会の付託を省略するこ

とに決しました。

これより、意見書案第1号について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 意見書案第1号「原発処理汚染水の海洋放出に関する意見書」に、賛成の立場から討論します。

原発処理水の海洋放出には、次の5つの問題を指摘します。

1つ目は、社会的な合意形成の手續が踏まれていないということです。

昨年2月、ALPS小委員会の海洋放出が現実的とする報告書が公開されて以降、政府の指定した関係団体43人の意見聴取のみで、一般市民の意見を聞く公聴会も開かれていません。

先ほど、松浦議員が言われましたように、福島7割の自治体、そして数多くの団体から海洋放出に慎重、反対の意見書が提出されていることから、社会的な合意形成がなされているとは、到底言えないのです。

2つ目は、トリチウムの環境への放出は、厳に避けるべきであるということです。

ALPS処理で取り除けないトリチウム水の有害性を指摘する研究報告は、少なからずあります。トリチウム、つまり三重水素の放射能は弱くても、生物体内に取り込まれれば、遺伝子などを構成する水素がトリチウムに置き換わります。トリチウムは、時が来れば崩壊、遺伝子破断を起こすからです。

政府は、トリチウムの年間放出量を22兆ベクレル以下にするとしていますが、原発事故前の10倍の量であります。

そして、残留するストロンチウム90などの危険性についても、国民に広く知らせなければならぬということです。

したがって、環境への放出は、厳に避けるべ

きであるということです。

3つ目、海洋放出でも数十年に及ぶ長期間のタンク保管は避けられないということです。海洋放出をとするとしても、数十年の期間を要するため、いずれにしても、タンクによる長期保管は避けられず、海洋放出の理由であるタンク維持管理等の問題が解消されるものではないのです。

4つ目は、汚染水対策を含む廃炉方針の見直しが不可欠であるということです。

廃炉の見通しは全く立っていません。汚染水増加を防ぐためには、事故原子炉をシールドで覆い、放射能の拡散を防ぐ長期遮蔽処理が現実的と考えます。

汚染水の応急措置でも、十分な耐震設計がなされた大型タンクに移すことが必要であり、汚染水は堅牢な大型タンクによる保管かモルタル固化処分が合理的といえます。

最後の5つ目は、復興を妨げている最大の原因は、政府及び東京電力への不信であります。

政府、東京電力は、問題を風評被害に矮小化しています。現実的かつ技術的な裏づけのある政策を、十分な情報とともに示し、理解を得る努力が必要です。このままでは、ALPS処理汚染水の海洋放出は行うべきではないし、国民からも到底、受け入れられないでしょう。

以上の理由をもって、原発処理汚染水の海洋放出に関する意見書案に賛成をいたします。

○議長（寺田公一君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「意見書案第1号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の

諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(寺田公一君) 起立6人であります。

議長を除くただいまの出席議員は12人です。議長を除くので、可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において、本案に対する可否を採決いたします。

本案については、議長は否決と採決いたします。

これより、意見書案第2号について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「意見書案第2号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(寺田公一君) 起立多数であります。

よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま意見書案第2号が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

ただいま山戸 寛君ほか4名から、決議案第1号、川田栄子議員に対する猛省を促す警告決議が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 御異議なしと認めます。

よって、この際、決議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前11時40分 再開

○議長(寺田公一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

決議案第1号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、川田栄子君の退席を求めます。

(川田栄子君 退席)

○議長(寺田公一君) この際、提案理由の説明を求めます。

9番山戸 寛君。

○9番(山戸 寛君) 提案理由の説明ですが、警告決議の文案を読み上げることをもって、行いたいと思います。

今議会における松浦英夫議員による教育長に対する一般質問に関して、質問終了後の川田栄子議員の行動は、議員として不適切かつ到底容認されるべき行為でないとの判断から、同議員に対して猛省を促し、警告を発する決議を提出するものである。

松浦議員の質問は、集団登校中の児童に対して「マスクを外すように」と再三にわたって強い口調で迫る方がいるために、子供たちも混乱し、保護者としても当惑しているとの市民からの情報提供を受けて、ことの真偽の確認や対応を教育長に質問し、児童、保護者、地域、学校、教育委員会それぞれの意志の統一を求めようとするものであったのに対して、当日議会終了後、

川田栄子議員は、児童に迫った発言者の名称等一切明らかにされていないにもかかわらず、学校教育課長の答弁によって判明した当該現場としての山奈小学校を訪問し、校長に対して、松浦議員に通報したと判断される情報提供者の詮索を行うとともに、該当する各保護者の家庭をそれぞれ二度にわたって訪問し、詮索を続けたことが明らかとなっている。

このような行為は、広く市民の情報提供を呼びかけ、市政への反映を心すべき議員としてあるべき姿とは遠く、有形無形の圧力をかけるがごときその行為は、まさしく糾弾に値する行為であると言わずにはいられない。

よって、川田栄子議員に対して猛省を促し警告を強く発するものである。

以上で私の説明を終わります。

○議長（寺田公一君） これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

本案について、川田栄子君から、一身上の弁明をしたい旨の申出があります。

これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、一身上の弁明を許可することに決定しました。

川田栄子君の入場を許します。

（川田栄子君 入場）

○議長（寺田公一君） 川田栄子君の発言を許可します。

○4番（川田栄子君） 議長の許可を頂きましたので、私の弁明をさせていただきます。

私がこの山奈小学校の通学路に立ちまして、

かれこれ10年を間近に迎えております。

そもそもきっかけは、孫が小学校の低学年のときに、参観日に伺ったときに、担任の先生の開口一番、挨拶が少ないという言葉が聞かされて、その日の夕方には、交通安全の旗を校長先生にもらいに行きました。そして翌日から、ずっと挨拶を続けようと思って、これまでに至っております。

私が通学路に立ったきっかけは、そういうことでした。子供たちの無事を願ってきた、その一筋の思いが、私をここまでこれたのも、子供たちの笑顔に元気をもらう日々があったからだと思っております。

毎日、子供たちを感謝している私がそこにあり、よりよき形を求める思いがそこにあったことから、その意図から離れて、結果的に詮索ということになったことについては、反省をしております。

これからも教育的にも、また子供たち、地域とのコミュニティーの形成を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君） 以上で、川田栄子君の一身上の弁明は終わりました。

川田栄子君の退席を求めます。

（川田栄子君 退席）

○議長（寺田公一君） お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、決議案第1号について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番野々下昌文君。

○11番（野々下昌文君） 私は、山戸議員の警告決議に対し、賛成の立場で討論いたします。

提案理由の説明にもありましており、このたびの川田議員の行為は、学校現場、地域住民、児童生徒に混乱と戸惑いを与え、独善的な、偏った主義主張を強要することで、団体、一般市民の活動・生活を著しく妨げるに至りました。これは一地域、一事案に限定した問題ではなく、市議会議員という立場を利用した、悪質な行為であります。

また、我々市議会議員は、特別職公務員という立場であり、当然、そこには家族、配偶者にも至る守秘義務が発生をいたします。

しかしながら、川田議員は関係各所、また個人宅に対し、配偶者を伴って訪問、配偶者の威圧的な電話が何度となく繰り返され、これは倫理的、常識的に甚だ逸脱した行為であり、何より公務員の守秘義務という明らかな違反行為であります。

自らに不利益と思われる報告、相談した市民・団体への圧力行為は、健全、安全な市民生活を奪い、市民の議会への信頼をおとしめるものとして、断じて許されるものではありません。

よって、二度とこのような行為は繰り返されることのないよう、川田議員に対し、猛省を促す警告決議に賛成いたします。

議員各位の賛同を求め、討論を終わります。

○議長（寺田公一君） 以上で、通告による討論は終わります。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、決議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決議することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（寺田公一君） 賛成多数であります。

よって、決議案第1号は、原案のとおり決議されました。

お諮りいたします。

ただいま決議案が議決されましたが、その条項、字句、数字、そのほかの整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

川田栄子君の入場を許します。

（川田栄子君 入場）

○議長（寺田公一君） 以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る6月15日に開会しました今期定例会は、本日までの16日間、議員の皆様におかれましては、連日、熱心に御審議いただき、御提案申し上げました14議案につきまして、原案のとおり決定をいただき、誠にありがとうございました。

今議会を通じ、お寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたい、このように考えているところでございます。

これから暑い季節を迎えますので、どうか健康に御留意されまして、より一層の御活躍をされますことを御祈念申し上げまして、閉会の御

挨拶いたします。

コロナ禍の中でもあります。皆様方も十分気をつけながら、行動をしていただきたい。自分に責任を持てる行動をしていただきますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、令和3年第2回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 寺田公一

宿毛市議会副議長 高倉真弓

議員 堀 景

議員 三木健正

令和3年6月29日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

予算決算常任委員長 山 上 庄 一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第 2号	令和3年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当

令和3年6月24日

宿毛市議会議長 寺田公一 殿

総務文教常任委員長 岡崎利久

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第 3 号	宿毛市空き家活用移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第 4 号	宿毛市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第 5 号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第 1 1 号	宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第 1 2 号	指定管理者の指定について	原案可決	適 当
議案第 1 3 号	工事請負契約の締結について	原案可決	適 当
議案第 1 4 号	工事請負契約の締結について	原案可決	適 当

令和3年6月25日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

産業厚生常任委員長 川 村 三千代

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第 6 号	宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第 7 号	宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第 8 号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第 9 号	宿毛市国民宿舎条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第 10 号	宿毛市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当

令和3年6月25日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

産業厚生常任委員長 川 村 三千代

陳情審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第13号	市道二ノ宮野地線の拡幅を求める陳情書	趣旨採択	趣旨妥当

令和3年6月24日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

総務文教常任委員長 岡 崎 利 久

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和3年6月25日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

産業厚生常任委員長 川 村 三千代

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和3年6月29日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

議会運営委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
(3) 議長の諮問に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

原発処理汚染水の海洋放出に関する意見書について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年6月21日提出

提出者 宿毛市議会議員 松浦英夫

賛成者 宿毛市議会議員 今城隆

〃 〃 川田栄子

宿毛市議会議長 寺田公一 殿

説明 口頭

原発処理汚染水の海洋放出に関する意見書

政府は4月13日、福島第一原発で発生した放射性物質トリチウムを含む処理水を海洋放出する方針を決定した。

現在タンクで保管している処理済み汚染水は、ALPS（多核種除去設備）で二次処理した後も、セシウムやストロンチウムなどの核種を取りきることはできない。政府はトリチウムなどを規制基準以下まで希釈して放出するとしているが、排出総量は変わるわけではない。

海に流す以外の代替案として、専門家から「大型タンクによる長期安定保管」や「モルタル固化処分」といった提案がなされているが、生態系への影響を含めた科学的な評価と検討が十分になされたとは言えず、現段階での海洋放出の結論はあまりにも拙速である。

こうした中、福島県では7割を超える市町村議会が海洋放出に反対・慎重とする意見書採択や決議がされ、農林水産業者を始めとした幅広い関係団体、さらには諸外国からも強い懸念の声が上がっている。

放射性物質は集中管理をするのが原則であり、安易に環境に拡散させることは許されない。政府は、海洋放出案以外の代替案について十分に検討し、幅広い世代、市民の声にも十分に耳を傾け、開かれた議論を行うべきである。

判断には慎重を期し、長期地上保管の検討も含めるとともに、併せて全国民への安全性の化学的根拠を示し、風評被害への万全の対策を講じることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月30日

宿毛市議会議長 寺田公一

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

農林水産大臣 殿

經 濟 產 業 大 臣 殿
環 境 大 臣 殿
復 興 大 臣 殿

意見書案第2号

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年6月22日提出

提出者	宿毛市議会議員	今 城	隆
賛成者	宿毛市議会議員	堀	景
〃	〃	川 田	栄 子
〃	〃	山 上	庄 一
〃	〃	山 戸	寛
〃	〃	松 浦	英 夫

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

説明 口頭

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

近年、女性の就業者数が増加し、結婚後も仕事を続ける女性が大半となっています。民法第750条では「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏（姓）を称する」としていますが、実際には女性の約96%が結婚に伴い姓を変更しています。結婚前の姓を引き続き使えないことが、結婚後の生活・仕事の支障になっている。また、別姓を名乗るために法律婚ができないという声も上がっています。

国際社会において、夫婦が同じ姓を名乗ることを法律で義務づけている国は日本以外には見当たりません。女子差別撤廃条約実施についての進捗状況を検討する内閣府女性差別撤廃委員会の総括所見においては、平成15年以降、繰り返し現行の制度への懸念が表明されています。

家族形態の変化や生活様式の多様化が進む中、国民の意識の動向にも変化が見られます。内閣府の2017年の世論調査では、選択的夫婦別姓制度導入に伴う民法改正に賛成は42%であり、反対の29%を上回っています。60歳未満の成人男女7千人を対象とした民間調査でも、選択的夫婦別姓制度導入に理解を示す人は7割に達しています。

国民の間には家制度への考え方や家族観による意見の違いはあります。しかし、選択的夫婦別姓制度は夫婦同姓を選ぶ人の権利も保障しています。国民それぞれの思いを叶える選択肢が必要です。

よって、国におかれては、下記事項について取り組むことを強く要望します。

記

1. 選択的夫婦別姓制度の導入など、直ちに民法を改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月30日

宿毛市議会議長 寺 田 公 一

衆 議 院 議 長 殿
参 議 院 議 長 殿
内 閣 総 理 大 臣 殿
総 務 大 臣 殿
法 務 大 臣 殿

決議案第1号

川田栄子議員に対して猛省を促す警告決議について

川田栄子議員に対して猛省を促す警告を別紙のとおり決議する。

令和3年6月30日提出

提出者	宿毛市議会議員	山 戸 寛
賛成者	宿毛市議会議員	川 村 三千代
〃	〃	岡 崎 利 久
〃	〃	野々下 昌 文
〃	〃	松 浦 英 夫

宿毛市議会議長 寺 田 公 一 殿

説明 口頭

川田栄子議員に対して猛省を促す警告決議

今議会における松浦英夫議員による教育長に対する一般質問に関して、質問終了後の川田栄子議員の行動は、議員として不適切かつ到底容認されるべき行為でないとの判断から、同議員に対して猛省を促し警告を発する決議を提出するものである。

松浦議員の質問は、集団登校中の児童に対して「マスクを外すように」と再三にわたって強い口調で迫る方がいるために、子どもたちも混乱し保護者としても当惑しているとの市民からの情報提供を受けて、ことの真偽の確認や対応を教育長に質問し、児童、保護者、地域、学校、教育委員会それぞれの意志の統一を求めようとするものであったのに対して、当日議会終了後、川田栄子議員は、児童に迫った発言者の名称等一切明らかにされていないにもかかわらず、学校教育課長の答弁によって判明した当該現場としての山奈小学校を訪問し、校長に対して、（自分のことを）松浦議員に通報したと判断される情報提供者の詮索を行うとともに、該当する各保護者の家庭をそれぞれ二度にわたって訪問し、詮索を続けたことが明らかとなっている。

このような行為は、広く市民の情報提供を呼びかけ、市政への反映を心すべき議員としてあるべき姿とは遠く、有形無形の圧力をかけるが如きその行為は、まさしく糾弾に値する行為であると言わずにはいられない。

よって、川田栄子議員に対して猛省を促し警告を強く発するものである。

以上、決議する。

令和3年6月30日

宿 毛 市 議 会

一 般 質 問 通 告 表

令和3年第2回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	11番 野々下昌文君	<p>1 新型コロナウイルス感染症対策について（市長）</p> <p>(1) ワクチンの接種状況について</p> <p>(2) 高齢者へのワクチン接種終了の条件について</p> <p>(3) 基礎疾患のある方の確認体制について</p> <p>(4) 基礎疾患のある方への案内通知について</p> <p>(5) 今後の優先接種体制について</p> <p>(6) 接種希望者全員の終了、また、その後の希望者への対応について</p> <p>2 コロナ禍の生活困窮者支援策について（市長）</p> <p>(1) 緊急小口資金・総合支援資金の貸付件数・貸付額について</p> <p>(2) 追加支援策の内容・対象予定者について</p> <p>(3) 住居確保給付金の申請状況について</p> <p>3 ヤングケアラー対策について（市長）</p> <p>(1) 本市の現状認識について</p> <p>(2) 本市の今後の取組について</p> <p>4 災害に強いまちづくりについて（市長）</p> <p>(1) 宿毛市国土強靱化地域計画について</p> <p>ア 策定の趣旨・位置付けについて</p> <p>イ 計画の推進について</p> <p>ウ 具体的な事業について</p> <p>(2) 避難行動要支援者の個別支援計画作成について</p> <p>ア 現状と課題について</p> <p>イ 区長、民生委員、地域の方とのコンセンサスについて</p> <p>ウ ケアマネージャーとの連携について</p> <p>(3) 女性の視点を生かす防災対策の今後の取組について</p> <p>5 ゼロカーボンシティ宣言について（市長）</p> <p>(1) 宣言にあたっての市長の決意について</p> <p>(2) 2040年までのロードマップについて</p> <p>(3) 市民・企業とのコンセンサスについて</p> <p>(4) 市率先の取組について</p> <p>(5) 公用車の電氣化について</p>

2	1 番 今城 隆君	<p>1 県施設等の高台移転及びアクセス道冠水対策について (市長)</p> <p>(1) 高台移転計画・アクセス道整備・内水処理対策を確認し、効果を問う</p> <p>ア 県施設等の高台移転計画について</p> <p>イ アクセス道かさ上げ等の整備区間について</p> <p>ウ 錦川及び与市明川工事について</p> <p>エ アクセス道冠水対策効果について</p> <p>2 藻津の市有地の活用と不耕作地土地集約の動きについて (市長)</p> <p>(1) 藻津における市有地の活用及び不耕作地土地集約の目的を問う</p> <p>ア 藻津漁港市有地の民間活用の動きについて</p> <p>イ 不耕作地土地集約の動きについて</p> <p>3 ジェンダー平等とLGBT理解の推進について (市長)</p> <p>(1) ジェンダーギャップ及びLGBT理解の現状と克服のための施策を問う</p> <p>ア 宿毛市におけるジェンダーギャップの現状と対策について</p> <p>イ LGBT理解、課題への施策について</p> <p>ウ 夫婦別姓について</p> <p>4 ゼロカーボンシティについて (市長)</p> <p>(1) 市としての具体的施策及び目指すべき市民生活の変容について問う</p> <p>ア 脱炭素のために取り組む具体的施策について</p> <p>イ 期待される(5年、10年後の)成果について</p> <p>ウ エネルギー(電力など)の地産地消について</p>
3	1 2 番 松浦英夫君	<p>1 教育行政方針について (市長、教育長)</p> <p>(1) 教育長の所信について</p> <p>(2) 地域との連携について</p> <p>(3) 教員の長時間労働について</p> <p>(4) 小中学校の再編計画について</p> <p>(5) 小中一貫教育について</p> <p>(6) 文化財の保護行政について</p>

3	1 2 番 松浦英夫君	<p>(7) 児童・生徒のマスクの着用問題について (8) 人権教育について</p> <p>2 観光行政について (市長) (1) 咸陽島の「トンボロ現象」の活用について</p> <p>3 地区懇談会について (市長) (1) 地区懇談会についての市長の考え (2) 地区懇談会の開催について</p>
4	7 番 高倉真弓君	<p>1 新型コロナウイルス感染症対策について (市長) (1) 新型コロナワクチン接種の現状と見通しについて (2) 危機管理上から考えるワクチン接種優先順位について ア 保育士・教職員について イ 介護職にある従業員について ウ 行政職員について (3) 困難を抱える学生支援について</p> <p>2 スタートアグリカルチャーすくもについて (市長) (1) 苺に特化した市場現状と品種選定、冷蔵施設の稼働状況を聞く</p>
5	9 番 山戸 寛君	<p>1 宿毛市小規模林業総合支援事業費補助金について (市長) (1) 事業の具体的な内容について ア 補助対象となる項目について イ 補助金の額について ウ 林業アドバイザー活用について (2) 支援事業の対象者について ア 持続可能な森林経営について イ すくも森林塾卒業生の会の会員に限定している理由について ウ 広葉樹の活用について (3) 支援の申請手続きについて (4) 補助金交付の決定について ア 誰が審査し適否を判断するのか イ 作業道の開設について ウ 補助金の概算払いについて</p>

5	9番 山戸 寛君	<p>(5) 事業展開の見通しについて ア 森林塾の参加者数について イ 卒業生の会の会員数とその後の活動について</p> <p>(6) 財源の取り扱いについて ア 森林環境譲与税について イ 予算の執行見通しについて ウ 予算残額の処理について</p> <p>2 地域おこし協力隊（林業部門）の成果と課題について (市長)</p> <p>(1) 導入の成果について (2) 今後の課題について</p>
6	5番 川村三千代君	<p>1 宿毛市総合運動公園の今後の運営・管理について（市長） (1) 体育・スポーツ施策としての意義・価値について</p> <p>2 本市の経済活性化及び事業者支援策について（市長） (1) コロナ禍における施策及びその成果について (2) 今後打ち出す需要喚起策について</p> <p>3 観光振興について（市長、教育長） (1) 戦争遺跡の活用について (2) 自転車を活用した観光振興のこれまでの取組と成果また、今後の取組について (3) 奥谷博展に伴う本市のPRについて</p>
7	4番 川田栄子君	<p>1 入札契約制度の現状と課題について（市長） (1) 入札業務の概要について (2) 一般競争入札について (3) 指名競争入札について (4) 指名業者について (5) 予定価格について (6) 設計変更について</p> <p>2 コロナ対策について（市長、教育長） (1) マスク対応の文科省通達周知について (2) マスクの健康被害について</p>

7	4番 川田栄子君	<p>(3) マスクの効果の根拠について</p> <p>(4) 感染対策の見直しについて</p> <p>(5) 12歳から15歳のワクチン接種について</p> <p>(6) コロナ対策休校による学力について</p> <p>3 小筑紫小中一貫教育、つくし学園の取組について (教育長)</p> <p>(1) 小中一貫教育の目的について</p> <p>(2) 英語教育を推進する理由について</p>
8	2番 堀 景君	<p>1 環境問題について (市長、教育長)</p> <p>(1) 宿毛市2040ゼロカーボンシティ宣言について</p> <p>ア どのような宣言なのか問う</p> <p>イ 宣言を発表するまでの経緯について</p> <p>ウ 具体的な取組について</p> <p>(2) SDGs における環境への取組について</p> <p>ア 学校教育における環境学習の推進について</p> <p>イ SDGs の環境問題の取組について</p> <p>2 防災について (市長)</p> <p>(1) 事前復興について</p> <p>ア 「事前復興計画」の作成について</p> <p>イ 現在どのような取組をしているのか</p> <p>3 福祉対策について (市長)</p> <p>(1) いきいきサロンについて</p> <p>ア 会員数はどれくらいなのか問う</p> <p>イ コロナ禍収束後、どのような施設を目指すのか問う</p> <p>ウ 将来的に器具を増やしたり、インストラクターをつけたりという計画はあるのか問う</p> <p>4 オリンピックに関わる宿毛市の事業について (教育長)</p> <p>(1) 東京2020オリンピック聖火リレーについて</p> <p>ア セレブレーション会場における来場者は、どのくらいなのか問う</p> <p>イ 予算について</p> <p>ウ 交通規制における沿道沿いのトラブルはなかったのか問う</p>

令和3年第2回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月30日	同 意
第 2 号	令和3年度宿毛市一般会計補正予算について	6月30日	原案可決
第 3 号	宿毛市空き家活用移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	6月30日	原案可決
第 4 号	宿毛市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	6月30日	原案可決
第 5 号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	6月30日	原案可決
第 6 号	宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	6月30日	原案可決
第 7 号	宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	6月30日	原案可決
第 8 号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について	6月30日	原案可決
第 9 号	宿毛市国民宿舎条例の一部を改正する条例について	6月30日	原案可決
第10号	宿毛市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	6月30日	原案可決
第11号	宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について	6月30日	原案可決
第12号	指定管理者の指定について	6月30日	原案可決
第13号	工事請負契約の締結について	6月30日	原案可決
第14号	工事請負契約の締結について	6月30日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 3 号	市道二ノ宮野地線の拡幅を求める陳情書について	6 月 3 0 日	趣旨採択